

日田市一般廃棄物処理基本計画（案）
2025 — 2034 年度

令和7年3月
日 田 市

目 次

第1部 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本計画の位置付け	2
3. 計画の適用範囲	3
4. 計画の目標年度	3
5. 地域の概要	4
6. 日田市の将来人口予測	9
第2部 ごみ処理基本計画	11
第1章 ごみ処理の現状と課題	11
1. ごみ処理の経緯	11
2. ごみ処理の現状	12
3. 現状のまま推移した場合のごみ排出量等の将来予測	44
4. ごみ処理の評価	61
5. ごみ処理の課題	66
第2章 ごみ処理基本計画	67
1. ごみ減量等の目標数値	67
2. 基本理念	67
3. 基本方針	68
4. 排出抑制計画	70
5. 資源化計画	72
6. 目標達成時のごみ排出量等	75
7. 収集・運搬計画	80
8. 中間処理計画	81
9. 最終処分計画	82
10. その他ごみ処理に関し必要な事項	84

第 1 部 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルの見直しとともに、廃棄物を循環資源と位置付け、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減しようとする、いわゆる循環型社会の構築を図るため、国では平成 12 年 6 月 2 日に、「循環型社会形成推進基本法（法律第 110 号）」を制定した。

その後、持続可能な発展を目指す「循環型社会の形成・実現」に向けたさまざまな制度や施策が推進されてきたが、さらに近年では、平成 27 年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を踏まえ、分野の異なる取組を統合的に実施することで相乗的、一体的効果を得る取組が注目されている。廃棄物処理の分野においても、地球温暖化を緩和するカーボンニュートラルの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められおり、プラスチック資源循環の促進や食品ロス削減、レアメタル等金属資源の国内リサイクルが推進されている。

日田市（以下、「本市」という。）においては、平成 29 年 3 月に、平成 38（2026）年度を計画目標年度とする「日田市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、各種施策を実施してきたが、本市が所有するごみ処理施設は、竣工から 34 年が経過し老朽化が著しく、経済的かつ安定したごみ処理継続のためにも、ごみ処理体制の見直しが喫緊の課題となっている。

また、前回計画期間中において、本市の人口推計の想定を大きく超える人口減少や、少子高齢化の急速な進行、更に、コロナ禍に伴うリモートワークの普及等、大きな社会構造の変化に伴う市民の消費行動の変化を考量すると、今後は、SDGs 推奨による消費行動の普及により、生活系一般廃棄物の排出量及び食品ロスを減らそうとする市民の行動は、これまで以上に進むものと考えられる。

今後は、これまで本市が取り組んできた生ごみ再資源化の見直しを行い、市民自らが生ごみを減らす行動を積極的に推し進めていくため、新たに「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス対策を強力的に推進していく。

以上のことから、本市における一般廃棄物処理の現状や課題、廃棄物をめぐる社会・経済情勢などを踏まえ、前回計画で想定していた将来の一般廃棄物発生量等を大幅に見直す必要性が生じたため、本市の一般廃棄物処理基本計画を新たに策定し、他の計画と一体的に取り組むこととする。

2. 基本計画の位置付け

計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおりである。

本計画は、「廃棄物処理法」第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、国の法律・計画及び大分県の「廃棄物処理計画」、本市の「総合計画」、「環境基本計画」、「日田市生活排水処理施設基本構想」、「日田市地域再エネ導入計画」等の関連計画との整合が図られたものとする。

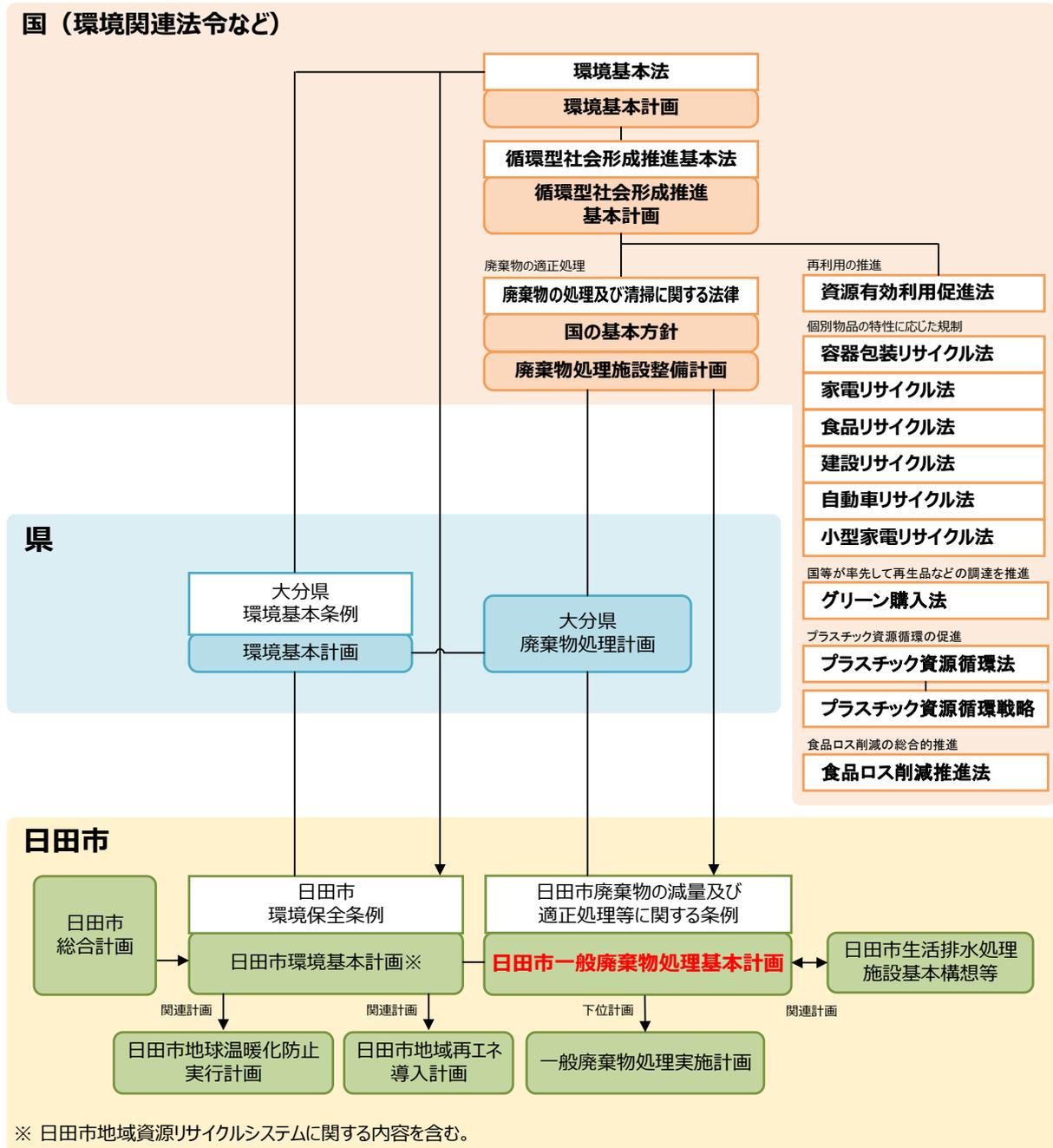


図 1-1 計画の位置付け

3. 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、図 1-2 に示すとおりである。

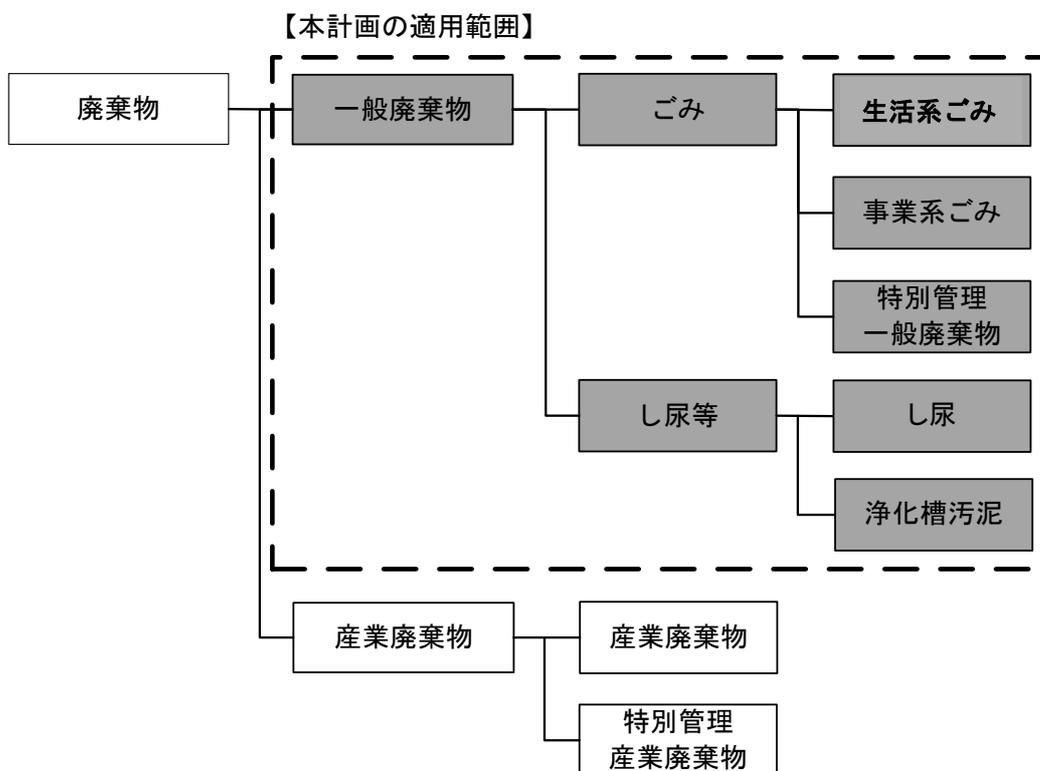


図 1-2 本計画の適用範囲

4. 計画の目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月、環境省）」においては、目標年度を概ね 10 から 15 年先におき、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことを推奨している。このことを踏まえ、本計画の計画目標年度は、計画策定から 10 年後の令和 16 年度とする。

また、本計画は必要に応じて概ね 5 年ごとに改定するものとし、令和 11 年度を中間目標年度とする。

【中間目標年度】	令和 11 (2029) 年度 (計画策定から 5 年後)
【計画目標年度】	令和 16 (2034) 年度 (計画策定から 10 年後)

5. 地域の概要

(1) 位置及び地勢

本市は大分県の西部、福岡県と熊本県に隣接した北部九州のほぼ中央に位置し、周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されている。気候は、内陸特有の性質から寒暖の差が大きく、雨量も多いことから、四季の移ろいがはっきりしているものの、周辺に中小河川が縦横に走っていることに加え、中心部が低地に位置しているため、河川の流れ込みが多く大雨による洪水の被害が顕著である。また、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

表 1-1 位置（経度・緯度）

面積	666.03 km ²	東西 24.88 km	南北 48.63 km
極 東	日田市天瀬町本城一手野	東 経	131° 05′
極 西	日田市前津江町柚木	東 経	130° 49′
極 南	日田市上津江町上野田南雉谷	北 緯	33° 01′
極 北	日田市源栄町岳滅鬼山	北 緯	33° 27′

(2) 規模

本市は東西約 25km、南北約 49km、面積は約 666km²で、大分県域の 10.5%を占めている。面積を地目別に見ると、82.8%が林野で、耕地は 4.9%、宅地は 2.3%と自然豊かな地域を形成している。

表 1-2 地目別面積

(単位：km²)

項目 区分	耕 地		林 野			宅 地	その他	総面積
	田	畑など	山 林	竹 林	原 野			
日田市	17.50 (2.6%)	15.40 (2.3%)	525.77 (78.9%)	7.82 (1.2%)	18.10 (2.7%)	15.11 (2.3%)	66.33 (10.0%)	666.03

※ 資料：令和 5 年版 大分県統計年鑑

(3) 人口・世帯数（国勢調査基準）

総人口及び 1 世帯人数については、表 1-3 に示すとおり減少傾向、総世帯数も近年は減少傾向で推移しており、令和 2 年の総人口は 62,697 人、総世帯数は 25,139 世帯、1 世帯人数は 2.49 人となっている。

男女別の年齢階級別人口については、図 1-3 に示すとおり、男女とも 20～24 歳が最も少なく、次いで 25～29 歳となっており、若年層（15 歳～34 歳）の割合が少なくなっている。

表 1-3 人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)

区分	年	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
総人口		81,580	79,776	77,369	74,165	70,940	66,523	62,697
総世帯数		23,883	24,566	25,218	25,370	25,551	25,238	25,139
1世帯人数		3.42	3.25	3.07	2.92	2.78	2.64	2.49

※ 資料：国勢調査

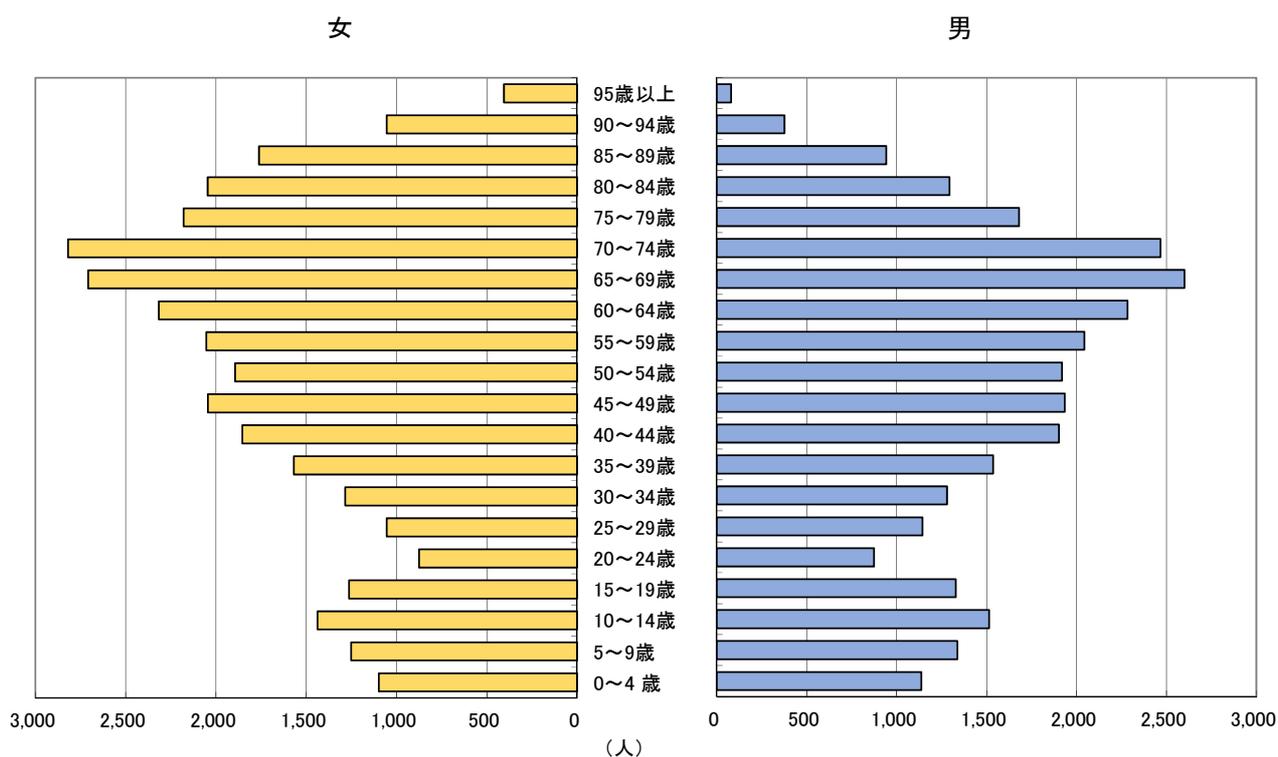


図 1-3 年齢階級別人口 (令和 2 年 国勢調査)

(4) 観光人口

観光客数は、コロナ禍の影響により令和3年度から激減したが、徐々に回復しており、令和5年度の観光客数は日帰りが2,030,945人(令和2年度の約76%)、宿泊が318,795人(令和2年度の約70%)、総数として2,349,740人(令和2年度の約75%)となっている。

表 1-4 観光客数の推移

(単位：人)

年度 区分	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
日帰り	2,694,924	2,650,519	2,669,600	1,670,040	1,719,016	2,030,945
宿泊	480,172	462,075	459,812	222,804	213,823	318,795
総数	3,175,096	3,112,594	3,129,412	1,892,844	1,932,839	2,349,740

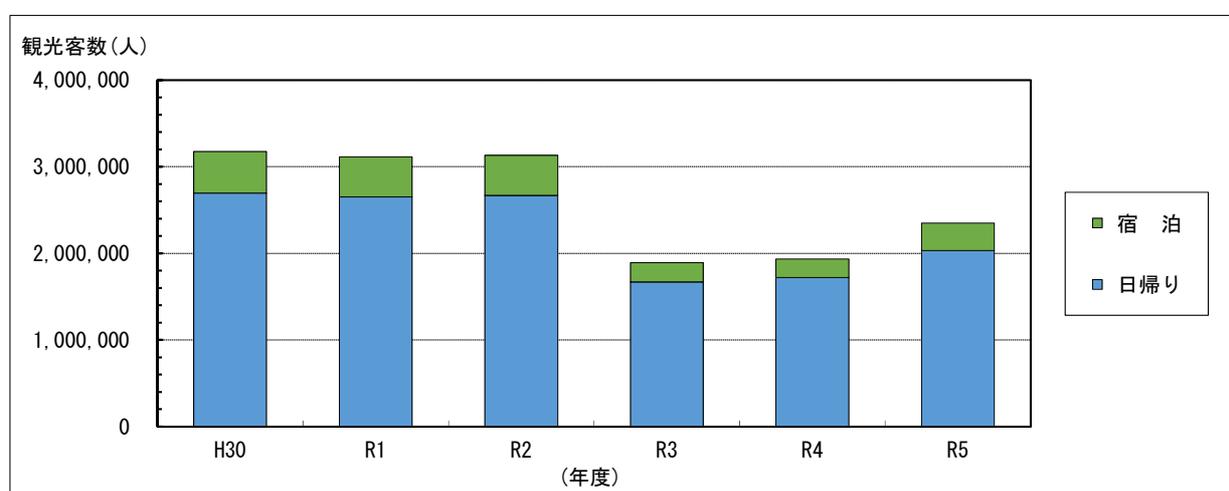


図 1-4 観光客数の推移

(5) 事業所数及び従業者数の推移

事業所数の推移は表 1-5 及び図 1-5、従業者数の推移は表 1-6 及び図 1-6 に示すとおりである。第 1 次産業以外の事業所数及び従業者数は減少傾向となっている。

表 1-5 事業所数の推移

産業大分類	年	H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
全産業		4,344	4,327	3,794
第 1 次産業		74	78	101
	農林漁業	74	78	101
第 2 次産業		869	883	768
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	3	1
	建設業	421	438	393
	製造業	447	442	374
第 3 次産業		3,401	3,366	2,975
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	4	11
	情報通信業	19	16	13
	運輸業、郵便業	83	83	85
	卸売業、小売業	1,085	1,151	916
	金融業、保険業	64	65	55
	不動産業、物品賃貸業	310	332	297
	学術研究、専門・技術サービス業	122	120	114
	宿泊業、飲食サービス業	547	559	423
	生活関連サービス業、娯楽業	388	363	343
	教育、学習支援業	152	122	105
	医療、福祉	277	241	274
	複合サービス事業	36	37	31
	サービス業	261	273	258
	公務	48	—	—

※ 資料：経済センサス

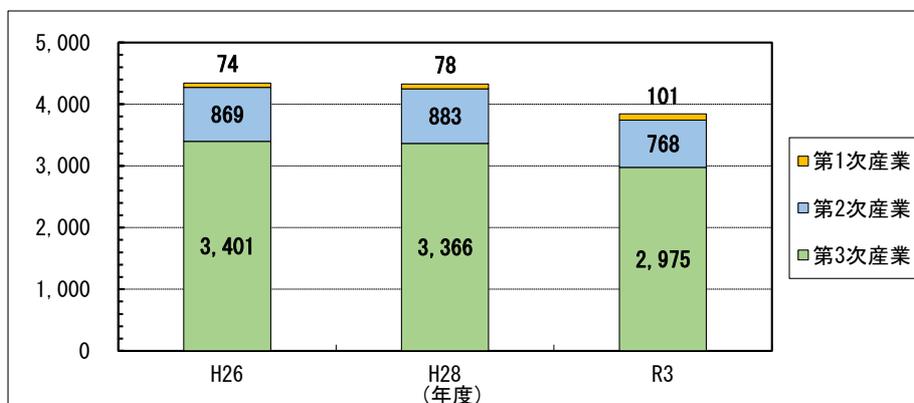


図 1-5 事業所数の推移

表 1-6 従業者数の推移

(単位：人)

産業大分類	年	H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
全産業		31,713	28,742	27,855
第1次産業		806	745	1,154
農林漁業		806	745	1,154
第2次産業		7,823	7,513	7,371
鉱業、採石業、砂利採取業		20	36	22
建設業		2,622	2,694	2,648
製造業		5,181	4,783	4,701
第3次産業		23,084	20,484	19,330
電気・ガス・熱供給・水道業		167	146	160
情報通信業		84	74	102
運輸業、郵便業		1,569	1,374	1,347
卸売業、小売業		5,529	5,940	5,175
金融業、保険業		532	517	404
不動産業、物品賃貸業		689	605	608
学術研究、専門・技術サービス業		637	572	582
宿泊業、飲食サービス業		2,894	2,923	2,080
生活関連サービス業、娯楽業		1,540	1,467	1,169
教育、学習支援業		1,413	563	742
医療、福祉		5,390	4,695	5,359
複合サービス事業		361	349	282
サービス業		1,279	1,259	1,320
公務		1,000	—	—

※ 資料：経済センサス

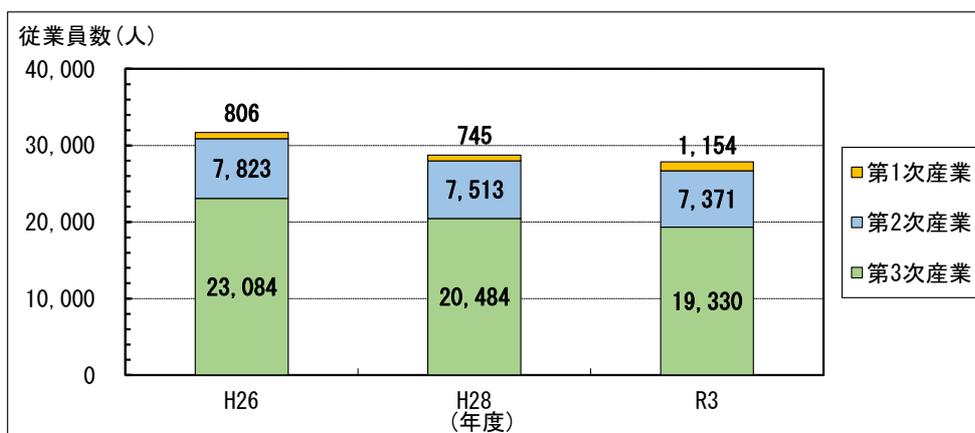


図 1-6 従業者数の推移

6. 日田市の将来人口予測

日田市の将来人口の予測は、過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）の住民基本台帳の人口（9 月末）を用い、トレンド法により行うものとする。

日田市の人口の推移は、表 1-7 に示すとおりであり減少傾向にある。

表 1-7 人口の推移

（単位：人）

区分	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
総人口		69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313

※ 資料：住民基本台帳（9 月末における人口）

トレンド法における推計式は、以下の 7 式を用いることとする。

＜推計に用いる傾向線＞	
① 一次直線	: $Y = a + b \cdot t$
② ルート曲線	: $Y = a + b \cdot \sqrt{t}$
③ 自然対数曲線	: $Y = a + b \cdot \log t$
④ 一次指数曲線	: $Y = a \cdot b^t$
⑤ 二次曲線	: $Y = a + b \cdot t + c \cdot t^2$
⑥ べき曲線	: $Y = Y_0 + a \cdot t^b$
⑦ ロジスティック曲線	: $Y = K / (1 + e^{b-a \cdot t})$
ここに、	
Y : 理論値（ここでは、行政区域内人口推計値）	
a、b、c : 実績値より定める定数	
t : 時間係数（平成 26 年度を 1 とする。） （年度の変化を示す。）	
K : 上限値	

トレンド法による将来人口の予測結果は、表 1-8、表 1-9 に示すとおりである。

本計画では、人口問題研究所の予測値に最も近い「一次指数曲線」を採用することとする。

表 1-8 人口の推移

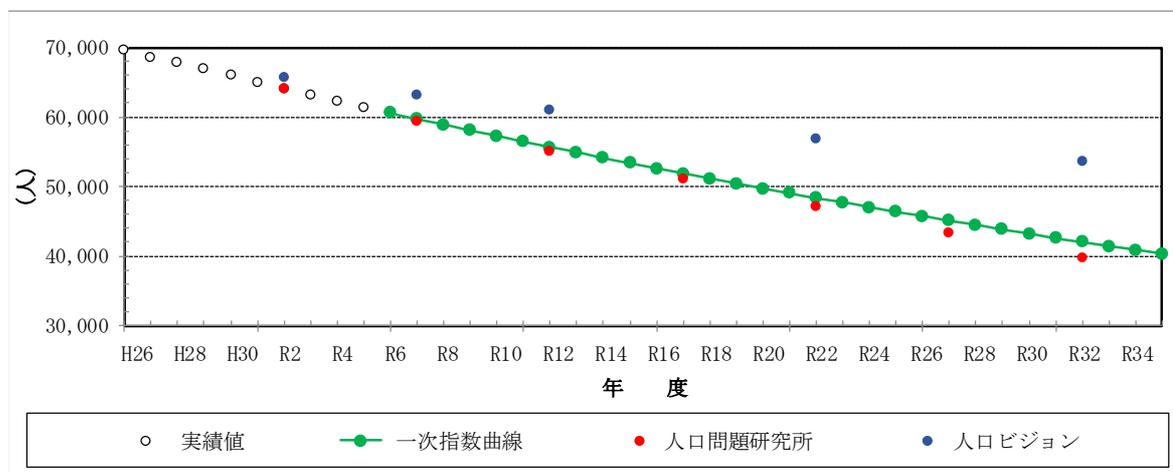
区分	年度	実績値		予測値				
		R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
住民基本 台帳	一次指数曲線	64,112	59,707	55,653	51,874	48,351	45,068	42,007
	一次直線	64,112	59,499	54,901	50,303	45,705	41,108	36,510
	ルート	64,112	60,754	58,197	55,996	54,033	52,246	50,593
	自然対数	64,112	61,968	60,714	59,786	59,048	58,436	57,914
	二次曲線	64,112	59,345	54,339	49,106	43,647	37,961	32,048
	べき曲線	64,112	62,022	60,850	59,997	59,327	59,778	58,312
	ロジスティック曲線	64,112	59,360	54,463	49,519	44,617	39,843	35,274

表 1-9 将来人口の予測結果

(人)

年 度	実績値	予 測 値	
		一次指数 曲線	人口問題 研究所推計 (補正值)
H26	69,584		
H27	68,588		
H28	67,792		
H29	67,008		
H30	65,962		
R1	65,015		
R2	64,112		64,112
R3	63,159		
R4	62,232		
R5	61,313		
R6		60,553	
R7		59,707	59,347
R8		58,873	
R9		58,051	
R10		57,240	
R11		56,441	
R12		55,653	55,094
R13		54,876	
R14		54,109	
R15		53,353	
R16		52,608	
R17		51,874	51,067
R18		51,149	
R19		50,435	
R20		49,730	
R21		49,036	
R22		48,351	47,156
R23		47,676	
R24		47,010	
R25		46,353	
R26		45,706	
R27		45,068	43,379
R28		44,438	
R29		43,818	
R30		43,206	
R31		42,602	
R32		42,007	39,741
R33		41,421	
R34		40,842	
R35		40,272	

予測式名	予 測 式	相関係数
一次指数曲線	$Y = 70,684.6 \times 0.986034^t$	0.99934



第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の経緯

本市の廃棄物処理は、昭和29年に「日田市清掃条例」、昭和47年に「日田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、平成9年に「日田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定し、表2-1-1の経過をたどり、現在に至っている。

表2-1-1 日田市のごみ処理のあゆみ

年	ごみ処理のあゆみ	ごみ分別
昭和 28年(1953)	・中ノ島の市営ごみ焼却場が大水害により流失し、上城内に移転する。 ・旧市内のごみを、馬車(2台)三輪トラック(1台)で集める。	分別なし
37年(1962)	・収集業務を清掃会社に委託する。(1社)	
43年(1968)	・委託業者が2社になる。(日田公益・日田清掃) ・小型四輪トラックを使い始め、収集を週2回にする。	
48年(1973)	・日田市郡共同の焼却場が、天瀬町女子畑に完成する。 ・パッカー車を使い始める。	
54年(1979)	・「燃えるごみ」と「燃えないごみ」(月1回)に分けて収集。	2種2分別
56年(1981)	・「燃えないごみ」を「金属類」と「その他(ビン類等)」に分ける。 【燃えるごみ:週2回 燃えないごみ:月2回】	2種3分別
59年(1984)	・「燃えないごみ」のうち、乾電池・蛍光灯等を「有害物」として分ける。	2種4分別
平成 2年(1990)	・日田市緑町1丁目に焼却場が移転する。	
4年(1992)	・「資源物(紙類・布・一升ビン等)」と「セトモノ(埋立ごみ)」の分別収集を始める。	8種13分別
5年(1993)	・「資源物」の収集を月2回にする。	
9年(1997)	・ペットボトルの分別を始める。(ビンとあわせ収集)	8種13分別
10年(1998)	・ごみ出し袋の透明化。 ・事業系一般廃棄物の収集をやめる。(事業者自己処理) ・清掃センター焼却炉の改修。(ダイオキシン対策)	
14年(2002)	・「カナモノ」を「空き缶」と「缶以外のカナモノ」に分ける。	14分別
15年(2003)	・「発泡スチロール」の分別収集を始める。	15分別
16年(2004)	・10月「指定ごみ袋制(ごみ処理有料化)」開始。	
17年(2005)	・3月市町村合併。 ・委託業者が3社になる。(日田公益・日田清掃・新栄清掃)	
18年(2006)	・4月生ごみ分別収集開始。(バイオマス資源化センターで利活用)	16分別
26年(2014)	・10月「缶以外のカナモノ」から使用済み小型家電を選別し、レアメタル等の回収を始める。	
30年(2018)	・5月紙製の「埋立ごみ専用指定袋」を廃止し、埋立ごみを排出する場合は、現行の「燃やせないごみ兼用指定袋」を兼用。	

2. ごみ処理の現状

本計画では、生活系ごみ及び家庭系ごみを、以下のような定義で区別して使用することとする。

【用語の定義】	
生活系ごみ	： 家庭など人の生活に伴って排出されるごみ
家庭系ごみ	： 生活系ごみから資源物などを引いたごみ
	「家庭系ごみ」 = 「生活系ごみ」 - 「資源ごみ」

(1) 施設管理・運転体制

施設管理・運転体制は表 2-1-2 に示すとおり、中間処理及び最終処分管理は本市が行い、運転は民間業者に委託している。

表 2-1-2 施設管理・運転体制

区分		体制	管理	運転
中間処理	可燃ごみ	不燃ごみ (びん・ペットボトル・ 空き缶・缶以外のカナモノ)	日田市 (清掃センター)	民間業者委託
	有害物 (乾電池・蛍光灯・体温計)			
	リターナブルびん			
	生ごみ			
最終処分	埋立ごみ	焼却固化灰 焼却残渣 不燃物残渣	日田市 (最終処分場)	民間業者委託
	焼却残渣			
	不燃物残渣			
	不燃物残渣			

※ 資源物（紙類、布類、発泡スチロール）については、収集・運搬業者が直接民間業者に引き渡し、資源化を実施している。

※ 粗大ごみについては直接搬入ごみとして受け入れた後、可燃ごみと不燃ごみに分別しそれぞれ適切に処理している。

(2) 収集・運搬状況

収集・運搬状況は表 2-1-3 に、収集・運搬体制は表 2-1-4 に示すとおり、ごみの分別区分は 16 種類となっており、収集・運搬はすべて民間業者に委託している。また、令和 6 年 3 月末現在のごみステーション数は、2,717 カ所となっている。本市は大分県で唯一、生ごみの分別収集を実施している。

表 2-1-3 収集・運搬状況

区 分		収集対象	収集区域	収集形態	収集場所	収集頻度	指定容器	
可燃ごみ		一般生活系ごみ	市内全域	民間業者委託（3社）	ごみステーション	2回/週	燃やせるごみ専用指定袋	
生ごみ							透明または半透明袋	
不燃ごみ	びん・ペットボトル					燃やせないごみ兼用指定袋		
	空き缶							
	缶以外のカナモノ（小型家電含む）							
	有害物						蛍光灯・水銀体温計 乾電池	
埋立ごみ						4回/年		
資源物	紙類					ダンボール	2回/月	紐で十字に結ぶ
						新聞・チラシ		
						紙バック		
		雑誌・雑がみ（その他の紙）						
	布類		透明または半透明袋					
	リターナブルびん	一升びん ビールびん	そのままか透明または半透明袋					
発泡スチロール		透明または半透明袋						

※ 令和 6 年 3 月末現在

ごみステーション数	2,717 カ所（令和 6 年 3 月末現在）
-----------	-------------------------

表 2-1-4 収集・運搬体制

体 制		委託業者	日田公益衛生(株)	(株)エパーク リーン日田	新栄清掃(有)	合 計
収集区域			旧日田市 (JR久大本線より南側)	旧日田市 (JR久大本線より北側)	振興局管内 (旧日田郡)	日田市全域
収集車両	2t パッカー車		0 台	0 台	1 台	1 台
	3t パッカー車		11 台	9 台	3 台	23 台
	4t パッカー車		0 台	0 台	0 台	0 台
	4.2t 分別パッカー車		0 台	0 台	2 台	2 台
	2~3t 平床トラック		1 台	1 台	1 台	3 台
	計		12 台	10 台	7 台	29 台
収集作業員			28 名	20 名	13 名	61 名

※ 令和 6 年 3 月末現在

(3) 本市によるごみ処理の流れ

本市によるごみ処理の流れは、図 2-1-1 に示すとおりである。

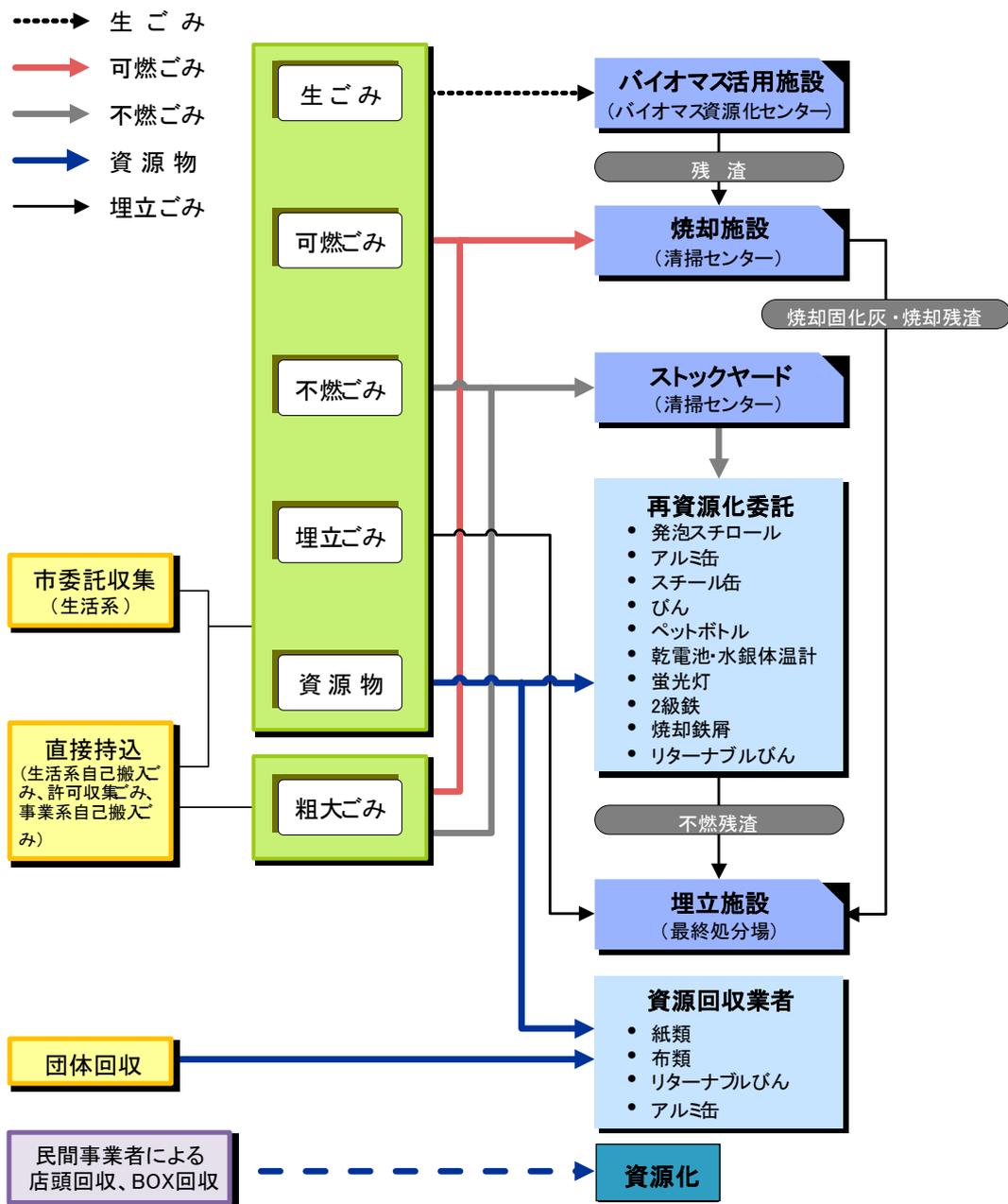
生ごみはメタン発酵させ、残渣及び可燃ごみ(粗大ごみ含む)は焼却処理後に最終処分している。

資源物は、ストックヤードにて保管後、民間業者に引き渡している。

不燃ごみ(粗大ごみ含む)は、中間処理後、資源化できるものは資源物と同様に、ストックヤードにて保管後、民間業者に引き渡している。

埋立ごみは最終処分し、団体回収資源物は民間業者が引き取っている。

また、本市によるごみ処理以外に、民間事業者がスーパー等での店頭回収やリサイクル BOX 設置等により資源物の回収を行っている。



※ 粗大ごみについては直接搬入ごみとして受け入れた後、可燃ごみと不燃ごみに分別しそれぞれ適切に処理している。

図 2-1-1 本市によるごみ処理の流れ

(4) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は、委託収集による生ごみと資源物及びボランティア活動に伴うごみを除いて、表 2-1-5 のとおり有料となっている。また、大分県のほとんどの市町村が本市と同じく指定ごみ袋を用いている。

表 2-1-5 ごみ処理手数料一覧

区分	方法	種別	課金方法	手数料		
生活系ごみ	委託収集	生ごみ	なし	無料		
		可燃ごみ	燃やせるごみ専用袋	大(45ℓ) 36円/枚 (10枚入り販売)		
				中(30ℓ) 23円/枚 (10枚入り販売)		
				小(15ℓ) 12円/枚 (10枚入り販売)		
		不燃ごみ埋立ごみ	燃やせないごみ兼用袋	大(45ℓ) 36円/枚 (10枚入り販売)		
				中(30ℓ) 23円/枚 (10枚入り販売)		
	小(15ℓ) 12円/枚 (10枚入り販売)					
	資源物	なし	無料			
	自己搬入	生ごみ	バイオマス資源化センター窓口にて直接現金払い	100kgにつき	200円	
		可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	清掃センター・最終処分場窓口にて直接現金払い	100kg未満	620円	
100kg以上1.0t未満まで100kgにつき				200円(加算)		
1.0~2.0t未満				2,720円		
2.0t以上は1tごとに	1回2,720円(加算)					
事業系ごみ	許可業者 または 自己搬入	生ごみ	バイオマス資源化センター窓口にて直接現金払い、または登録による月払い	市内の事業活動分	100kgにつき	410円
				市外の事業活動分	100kgにつき	620円
		可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	清掃センター・最終処分場窓口にて直接現金払い、または登録による月払い	100kg未満	1,250円	
				100kg以上1.0t未満まで100kgにつき	410円(加算)	
				1.0~2.0t未満	5,440円	
		2.0t以上は1tごとに	1回5,440円(加算)			
ボランティア活動に伴うごみ	委託収集 または 自己搬入	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	なし	無料		
犬・猫の死体	自己搬入		清掃センター窓口にて直接現金払い	1体につき処分料	1,980円	
	収集依頼		直接現金払い	1体につき収集料 処分料	1,100円 1,980円	

※ 令和6年3月末現在

※ 事業系ごみとは、産業廃棄物を除く事業系一般廃棄物のことを指している。

(5) ごみ排出量

ごみ総排出量の推移は表 2-1-6 及び図 2-1-2 に示すとおり、令和 2 年度までは横這い傾向で推移していたが、以降はやや減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 20,421t/年となっている。

表 2-1-6 ごみ総排出量の推移

(単位：t/年)

項目		年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
可燃ごみ・ 不燃ごみ・ 埋立ごみ	市委託収集	市委託収集ごみ	7,907	8,244	8,920	7,967	8,023	8,128	9,769	8,150	7,918	7,530
		可燃ごみ	6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551
		不燃ごみ	850	858	838	854	867	867	923	877	865	836
		空き缶	178	172	172	171	171	168	184	178	176	169
		缶以外のカナモノ	105	111	108	113	131	135	159	143	129	124
		びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527
		有害物	18	18	18	17	17	17	20	17	15	16
		埋立ごみ	194	252	238	234	233	219	184	169	175	143
	対前年比	99.7%	104.3%	108.2%	89.3%	100.7%	101.3%	120.2%	83.4%	97.2%	95.1%	
	直接持込	直接持込ごみ	9,094	9,862	10,541	9,261	9,581	9,593	11,597	8,900	8,748	8,958
		可燃ごみ	8,401	9,174	9,886	8,509	8,937	8,850	10,649	8,278	8,153	8,194
		不燃ごみ	221	246	289	265	359	438	417	351	339	341
		空き缶、缶以外のカナモノ	137	171	212	193	240	279	312	238	213	217
		びん・ペットボトル	77	67	71	67	114	152	96	107	122	119
		有害物	7	8	7	6	5	7	9	6	5	5
埋立ごみ	472	442	366	487	285	305	531	271	256	423		
対前年比	100.6%	108.4%	106.9%	87.9%	103.5%	100.1%	120.9%	76.7%	98.3%	102.4%		
排出量合計		17,001	18,106	19,461	17,228	17,604	17,721	21,366	17,050	16,666	16,488	
対前年増減		31	1,105	1,355	▲2,233	376	117	3,645	▲4,316	▲384	▲178	
対前年度比		100.2%	106.5%	107.5%	88.5%	102.2%	100.7%	120.6%	79.8%	97.7%	98.9%	
資源物	市委託収集	市委託収集資源物	2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470
		紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207
		布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190
		リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40
		発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33
	対前年比	94.6%	96.2%	96.0%	94.2%	96.9%	99.1%	101.7%	99.5%	94.1%	84.9%	
	団体回収	団体回収資源物	503	471	387	333	309	250	73	41	50	59
		紙類	379	367	300	267	249	218	64	37	45	52
		布類	19	19	15	14	13	10	4	2	3	4
		リターナブルびん	91	72	59	42	36	11	2	1	1	1
		アルミ缶	14	13	13	11	12	11	2	1	1	2
	対前年比	92.3%	93.6%	82.2%	86.0%	92.8%	80.9%	29.2%	56.2%	122.0%	118.0%	
	直接持込	直接持込資源物	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14
		発泡スチロール	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14
		対前年比	85.7%	100.0%	91.7%	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%	110.0%	77.3%	82.4%
資源物排出量合計		2,702	2,588	2,419	2,249	2,165	2,090	1,944	1,904	1,799	1,543	
対前年度増減		▲171	▲114	▲169	▲170	▲84	▲75	▲146	▲40	▲105	▲256	
対前年度比		94.0%	95.8%	93.5%	93.0%	96.3%	96.5%	93.0%	97.9%	94.5%	85.8%	
生ごみ	市委託収集	市委託収集ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283
		生ごみ	2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283
		対前年比	97.9%	90.5%	48.8%	174.2%	96.5%	103.9%	17.6%	456.8%	101.4%	90.0%
	直接持込	直接持込ごみ	2,230	2,028	1,015	1,840	1,799	1,811	272	1,340	1,279	1,107
		生ごみ	2,230	2,028	1,015	1,840	1,799	1,811	272	1,340	1,279	1,107
		対前年比	105.2%	90.9%	50.0%	181.3%	97.8%	100.7%	15.0%	492.6%	95.4%	86.6%
	生ごみ排出量合計		4,506	4,087	2,019	3,589	3,486	3,564	580	2,747	2,705	2,390
対前年増減		63	▲419	▲2,068	1,570	▲103	78	▲2,984	2,167	▲42	▲315	
対前年比		101.4%	90.7%	49.4%	177.8%	97.1%	102.2%	16.3%	473.6%	98.5%	88.4%	
ごみ総排出量		24,209	24,781	23,899	23,066	23,255	23,375	23,890	21,701	21,170	20,421	
人口(9月末現在)(人)		69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232	61,313	
1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)		953.2	987.2	965.8	943.1	965.9	982.3	1,020.9	941.4	932.0	910.0	

※ 平成 27 年度、令和元年度、令和 5 年度は、1 年 366 日で 1 人 1 日あたりごみ排出量を算出している。

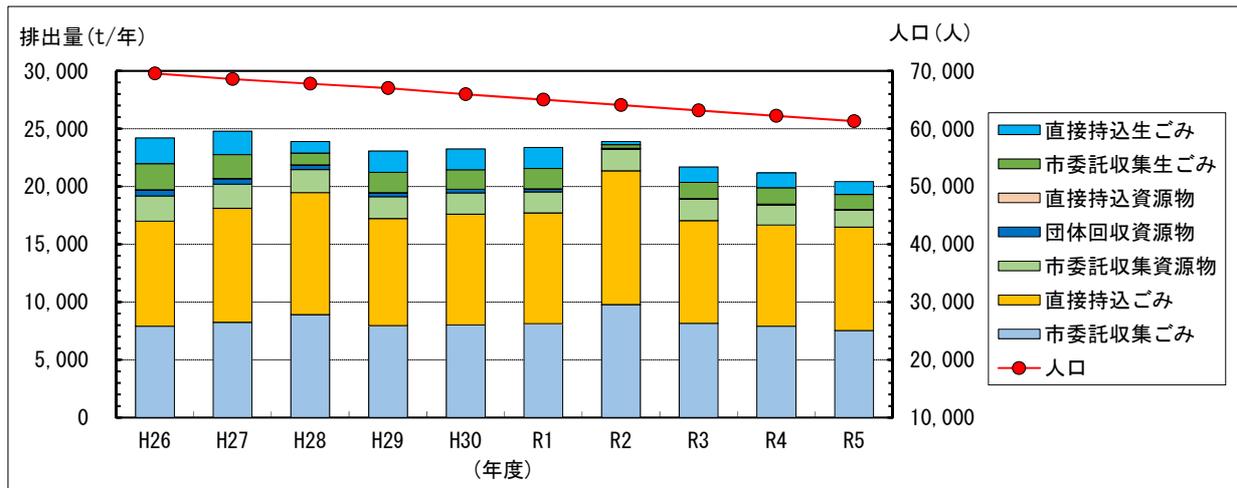


図 2-1-2 ごみ総排出量の推移

ア. 市委託収集ごみ排出量

市委託収集ごみ※排出量は表 2-1-7 及び図 2-1-3 に示すとおり、令和 2 年度までは横這い傾向で推移していたが、以降は減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 10,283t/年となっている。内訳をみると、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は令和 2 年度以降、埋立ごみの排出量は平成 27 年度以降減少傾向で推移しており、資源物及び生ごみの排出量は、全体的に減少傾向で推移している。なお、令和 2 年度の生ごみの排出量が少ないのは、バイオマス資源化センターが機器の故障で、可燃ごみとして処理したことによるものと考えられる。加えて、令和 2 年度以降のコロナ禍の影響により、市民の生活様式が変化したことが、生ごみの排出量の減少につながっていると考えられる。

表 2-1-7 市委託収集ごみ排出量の推移

(単位：t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
可燃ごみ		6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551
不燃ごみ		850	858	838	854	867	867	923	877	865	836
	空き缶	178	172	172	171	171	168	184	178	176	169
	缶以外のカナモノ	105	111	108	113	131	135	159	143	129	124
	びん・ペットボトル	549	557	541	553	549	547	561	540	546	527
	有害物	18	18	18	17	17	17	20	17	15	16
埋立ごみ		194	252	238	234	233	219	184	169	175	143
資源物		2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470
	紙類	1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207
	布類	252	251	229	219	216	220	254	234	211	190
	リターナブルびん	38	37	36	37	39	59	61	52	45	40
	発泡スチロール	39	35	33	33	32	33	34	33	34	33
生ごみ		2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283
合計		12,358	12,396	11,934	11,610	11,546	11,701	11,928	11,398	11,076	10,283

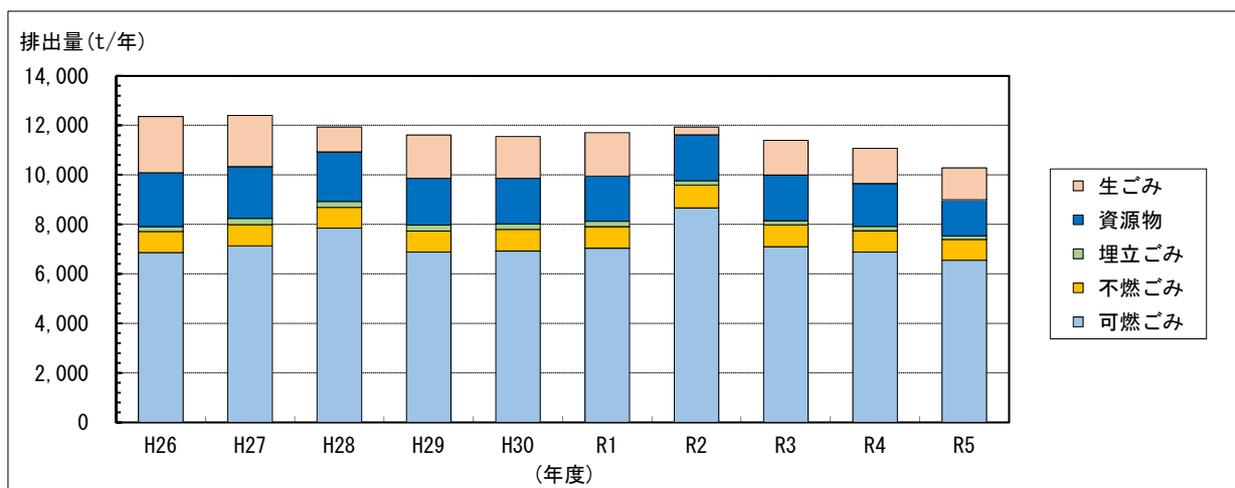


図 2-1-3 市委託収集ごみ排出量の推移

※ 市委託収集ごみとは、ごみステーションから収集・運搬される生活系ごみのこと。

イ. 直接持込ごみ排出量

直接持込ごみ*排出量は表 2-1-8 及び図 2-1-4、内訳は表 2-1-9 及び図 2-1-5 に示すとおり、令和 2 年度まで横這い傾向で推移、令和 3 年度に大幅に減少しているが、令和 5 年度でやや増加し 10,079t/年となっている。内訳をみると、可燃ごみの排出量は直接持込ごみの総量とほぼ同じ傾向で推移、不燃ごみの排出量は令和元年度以降減少傾向、埋立ごみは災害による令和 2 年度と令和 5 年度を除き減少傾向で推移している。資源物及び生ごみの排出量は、全体的に減少傾向で推移している。

なお、令和 2 年度の生ごみの排出量が少ないのは、市委託収集ごみ排出量と同様に、バイオマス資源化センターが機器の故障で生ごみの受入を行わなかったためであり、可燃ごみとして持ち込まれたものと考えられる。加えて、令和 2 年度以降はコロナ禍の影響により、事業活動が制限されたほか、市民の外出先での飲食の機会が減少したことも、生ごみ（とくに事業系生ごみ）の減少につながっているものと考えられる。

表 2-1-8 直接持込ごみ排出量の推移

(単位：t/年)

年 度	項 目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
可燃ごみ		8,401	9,174	9,886	8,509	8,937	8,850	10,649	8,278	8,153	8,194
不燃ごみ		221	246	289	265	359	438	417	351	339	341
	空き缶、缶以外の カナモノ	137	171	212	193	240	279	312	238	213	217
	びん・ペットボトル	77	67	71	67	114	152	96	107	122	119
	有害物	7	8	7	6	5	7	9	6	5	5
埋立ごみ		472	442	366	487	285	305	531	271	256	423
資 源 物		24	24	22	22	20	20	20	22	17	14
	発泡スチロール	24	24	22	22	20	20	20	22	17	14
生 ご み		2,230	2,028	1,015	1,840	1,799	1,811	272	1,340	1,279	1,107
合 計		11,348	11,914	11,578	11,123	11,400	11,424	11,889	10,262	10,044	10,079

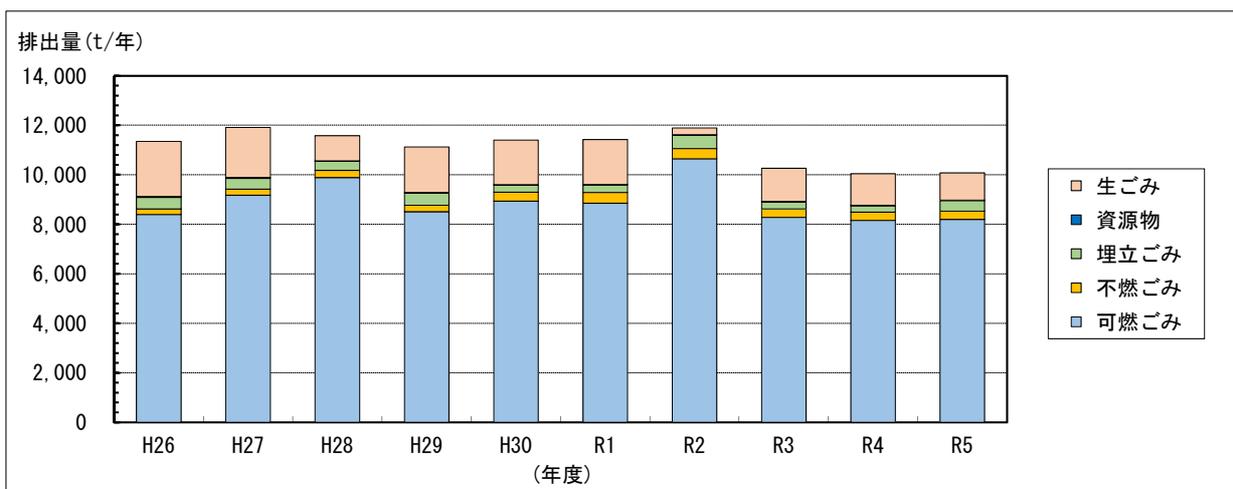


図 2-1-4 直接持込ごみ排出量の推移

※ 直接持込ごみとは、日田市清掃センターに直接持込まれる生活系自己搬入ごみと、事業系の許可収集ごみ及び事業系自己搬入ごみのこと。

表 2-1-9 直接持込ごみ排出量の内訳

(単位：t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
生活系自己搬入ごみ		1,591	1,668	1,510	1,623	1,550	1,618	1,983	1,727	1,563	1,691
可燃ごみ		1,225	1,305	1,238	1,278	1,271	1,327	1,613	1,455	1,299	1,322
不燃ごみ		117	150	191	170	224	263	301	231	215	210
空き缶、缶以外の カナモノ		104	135	172	151	201	235	268	204	187	185
びん・ペットボトル		11	12	16	16	20	23	27	24	24	21
有害物		2	3	3	3	3	5	6	3	4	4
埋立ごみ		248	210	80	174	54	28	69	41	48	159
資源物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ		1	3	1	1	1	0	0	0	1	0
許可収集ごみ		7,617	7,733	7,678	7,016	7,331	7,403	7,765	6,406	6,482	6,253
可燃ごみ		5,233	5,611	6,421	4,898	5,223	5,251	7,176	4,761	4,913	4,860
不燃ごみ		60	48	50	50	93	131	71	85	95	97
空き缶、缶以外の カナモノ		1	0	1	4	2	5	6	2	1	1
びん・ペットボトル		56	45	47	44	90	125	63	81	93	95
有害物		3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
埋立ごみ		134	74	174	212	200	193	227	200	181	178
資源物		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
生ごみ		2,166	1,976	1,011	1,834	1,795	1,808	271	1,338	1,276	1,105
事業系自己搬入ごみ		2,141	2,513	2,391	2,483	2,518	2,402	2,141	2,126	2,001	2,136
可燃ごみ		1,943	2,258	2,227	2,332	2,443	2,272	1,860	2,061	1,941	2,012
不燃ごみ		45	48	49	47	41	45	46	35	30	35
空き缶、缶以外の カナモノ		32	36	39	38	36	40	38	33	25	31
びん・ペットボトル		11	10	8	8	4	4	6	2	5	4
有害物		2	2	2	1	1	1	2	0	0	0
埋立ごみ		90	158	112	100	31	83	235	29	27	85
資源物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ		63	49	3	4	3	2	0	1	3	4
合計		11,349	11,914	11,579	11,122	11,399	11,423	11,889	10,259	10,046	10,080

※ 端数調整の関係で内訳と合計または表 2-1-8 と数値が合わない場合がある。

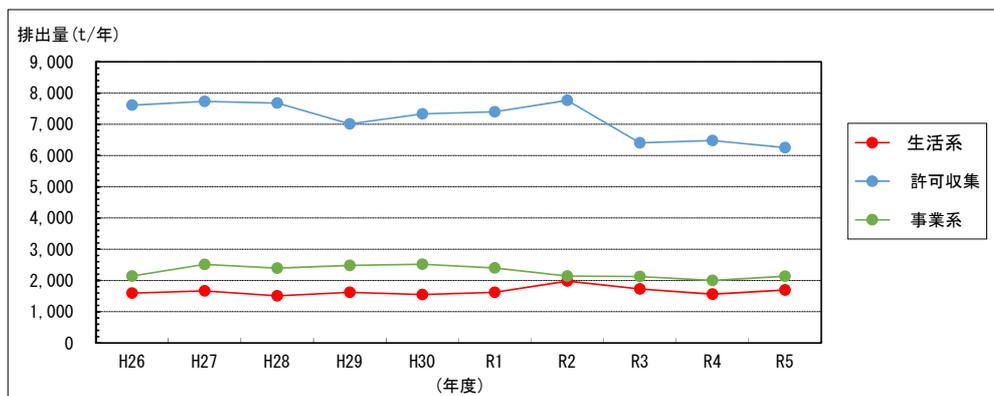


図 2-1-5 直接持込ごみ排出量の内訳

ウ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量は表 2-1-10 及び図 2-1-6 に示すとおり、令和 2 年度までは横這い傾向で推移していたが、令和 2 年度以降は減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 11,974t/年となっている。内訳をみると、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は、令和 2 年度以降減少傾向、資源物及び生ごみの排出量は、全体的に減少傾向で推移している。令和 2 年度は、バイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、生ごみの排出量が少なく、可燃ごみの排出量が多くなっている。また、埋立ごみの排出量は、令和 4 年度までは全体的に減少傾向であったが、令和 5 年度は増加している。

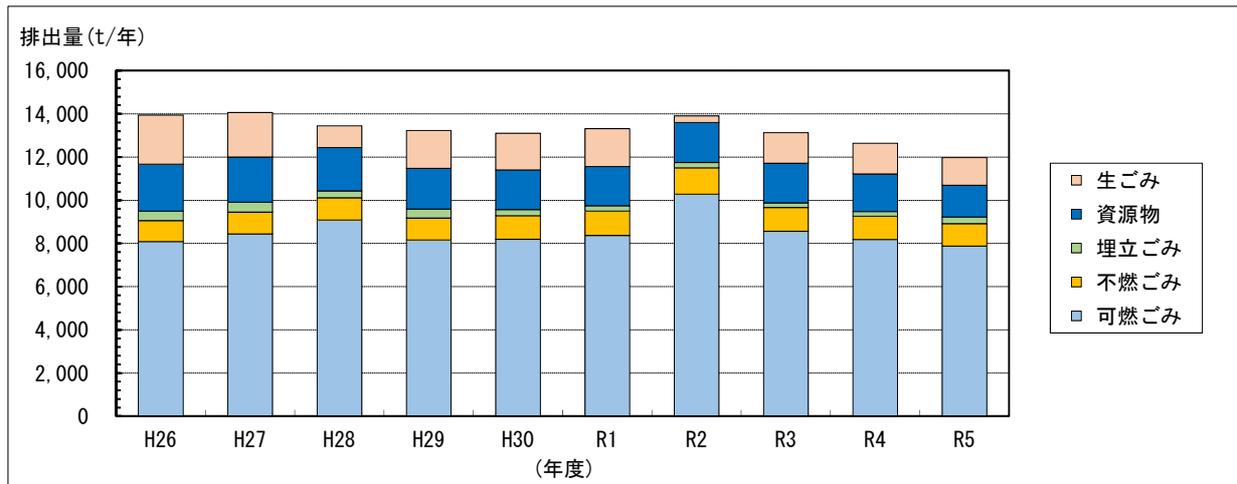


図 2-1-6 生活系ごみ排出量の推移

表 2-1-10 生活系ごみ排出量

(単位：t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
市委託収集ごみ		12,358	12,396	11,934	11,610	11,546	11,701	11,928	11,398	11,076	10,283
可燃ごみ		6,863	7,134	7,844	6,879	6,923	7,042	8,662	7,104	6,878	6,551
不燃ごみ		850	858	838	854	867	867	923	877	865	836
空き缶		178	172	172	171	171	168	184	178	176	169
缶以外のカナモノ		105	111	108	113	131	135	159	143	129	124
びん・ペットボトル		549	557	541	553	549	547	561	540	546	527
有害物		18	18	18	17	17	17	20	17	15	16
埋立ごみ		194	252	238	234	233	219	184	169	175	143
資源物		2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470
紙類		1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207
布類		252	251	229	219	216	220	254	234	211	190
リターナブルびん		38	37	36	37	39	59	61	52	45	40
発泡スチロール		39	35	33	33	32	33	34	33	34	33
生ごみ		2,276	2,059	1,004	1,749	1,687	1,753	308	1,407	1,426	1,283
生活系自己搬入ごみ (直接持込ごみ)		1,591	1,668	1,510	1,623	1,550	1,618	1,983	1,727	1,563	1,691
可燃ごみ		1,225	1,305	1,238	1,278	1,271	1,327	1,613	1,455	1,299	1,322
不燃ごみ		117	150	191	170	224	263	301	231	215	210
空き缶、缶以外の カナモノ		104	135	172	151	201	235	268	204	187	185
びん・ペットボトル		11	12	16	16	20	23	27	24	24	21
有害物		2	3	3	3	3	5	6	3	4	4
埋立ごみ		248	210	80	174	54	28	69	41	48	159
資源物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ		1	3	1	1	1	0	0	0	1	0
生活系ごみ合計		13,949	14,064	13,444	13,233	13,096	13,319	13,911	13,125	12,639	11,974
可燃ごみ		8,088	8,439	9,082	8,157	8,194	8,369	10,275	8,559	8,177	7,873
不燃ごみ		967	1,008	1,029	1,024	1,091	1,130	1,224	1,108	1,080	1,046
空き缶、缶以外の カナモノ		387	418	452	435	503	538	611	525	492	478
びん・ペットボトル		560	569	557	569	569	570	588	564	570	548
有害物		20	21	21	20	20	22	26	20	19	20
埋立ごみ		442	462	318	408	287	247	253	210	223	302
資源物		2,175	2,093	2,010	1,894	1,836	1,820	1,851	1,841	1,732	1,470
紙類		1,846	1,770	1,711	1,604	1,548	1,509	1,503	1,523	1,441	1,207
布類		252	251	229	219	216	220	254	234	211	190
リターナブルびん		38	37	36	37	39	59	61	52	45	40
発泡スチロール		39	35	33	33	32	33	34	33	34	33
生ごみ		2,277	2,062	1,005	1,750	1,688	1,753	308	1,407	1,427	1,283

※ 端数調整の関係で内訳と合計または表 2-1-6 と数値が合わない場合がある。

エ. 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は表 2-1-11 及び図 2-1-7 に示すとおり、令和 2 年度までは横這い傾向で推移していたが、以降はやや減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 8,389t/年となっている。内訳をみると、可燃ごみの排出量は令和 3 年度で大きく減少したが、その後やや増加している。令和 2 年度は生活系ごみ排出量と同様、バイオマス資源化センターが機器の故障で生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、生ごみの排出量が少なく、可燃ごみの排出量が多くなっている。不燃ごみの排出量は令和元年度に著しく多く、それ以降はやや増加傾向で推移している。埋立ごみの排出量は令和 2 年度を除き全体的に横這い傾向、資源物及び生ごみの排出量は全体的に減少傾向で推移している。

表 2-1-11 事業系ごみ排出量

(単位：t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
許可収集ごみ (直接持込ごみ)		7,617	7,733	7,678	7,016	7,331	7,403	7,765	6,406	6,482	6,253
可燃ごみ		5,233	5,611	6,421	4,898	5,223	5,251	7,176	4,761	4,913	4,860
不燃ごみ		60	48	50	50	93	131	71	85	95	97
空き缶、缶以外の カナモノ		1	0	1	4	2	5	6	2	1	1
びん・ペットボトル		56	45	47	44	90	125	63	81	93	95
有害物		3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
埋立ごみ		134	74	174	212	200	193	227	200	181	178
資源物		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
発泡スチロール		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
生ごみ		2,166	1,976	1,011	1,834	1,795	1,808	271	1,338	1,276	1,105
事業系自己搬入ごみ (直接持込ごみ)		2,141	2,513	2,391	2,483	2,518	2,402	2,141	2,126	2,001	2,136
可燃ごみ		1,943	2,258	2,227	2,332	2,443	2,272	1,860	2,061	1,941	2,012
不燃ごみ		45	48	49	47	41	45	46	35	30	35
空き缶、缶以外の カナモノ		32	36	39	38	36	40	38	33	25	31
びん・ペットボトル		11	10	8	8	4	4	6	2	5	4
有害物		2	2	2	1	1	1	2	0	0	0
埋立ごみ		90	158	112	100	31	83	235	29	27	85
資源物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発泡スチロール		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ		63	49	3	4	3	2	0	1	3	4
事業系ごみ合計		9,758	10,246	10,069	9,499	9,849	9,805	9,906	8,532	8,483	8,389
可燃ごみ		7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854	6,872
不燃ごみ		105	96	99	97	134	h	117	120	125	132
空き缶、缶以外の カナモノ		33	36	40	42	38	45	44	35	26	32
びん・ペットボトル		67	55	55	52	94	129	69	83	98	99
有害物		5	5	4	3	2	2	4	2	1	1
埋立ごみ		224	232	286	312	231	276	462	229	208	263
資源物		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
発泡スチロール		24	24	22	22	20	20	20	22	17	13
生ごみ		2,229	2,025	1,014	1,838	1,798	1,810	271	1,339	1,279	1,109

※ 端数調整の関係で内訳と合計または表 2-1-6 との数値が合わない場合がある。

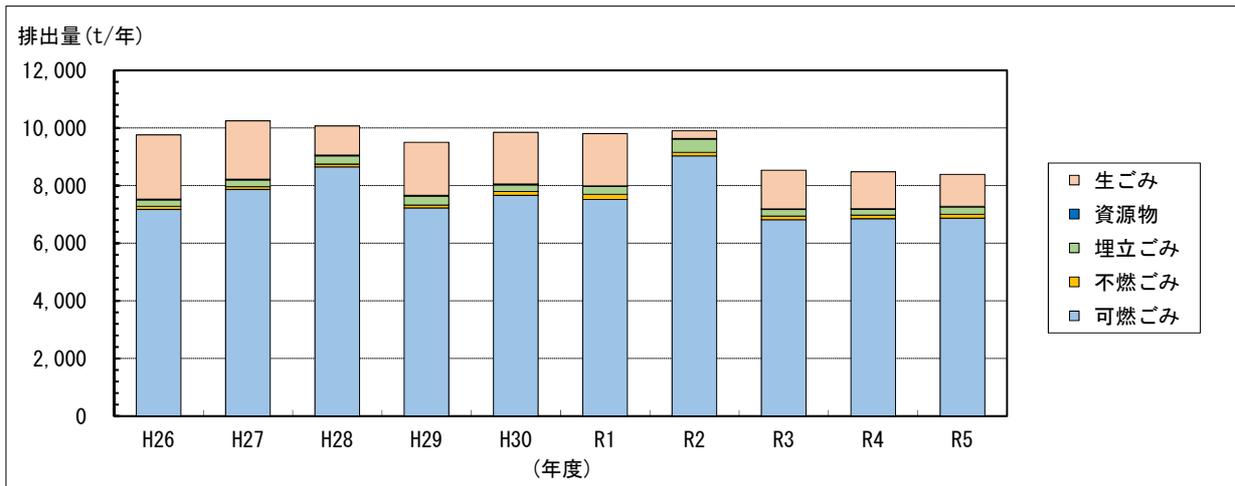


図 2-1-7 事業系ごみ排出量の推移

オ. 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量の推移は表 2-1-12 及び図 2-1-8 に示すとおり、令和 2 年度をピークに、以降はやや減少傾向で推移しており、令和 5 年度には 910.0g/人・日となっている。

表 2-1-12 1人1日あたりのごみ排出量の推移

(単位：g/人・日)

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
日田市	953.2	987.2	965.8	943.1	965.9	982.3	1,020.9	941.4	932.0	910.0

※ 平成 27 年度、令和元年度、令和 5 年度は、1 年 366 日で 1 人 1 日あたりのごみ排出量を算出している。

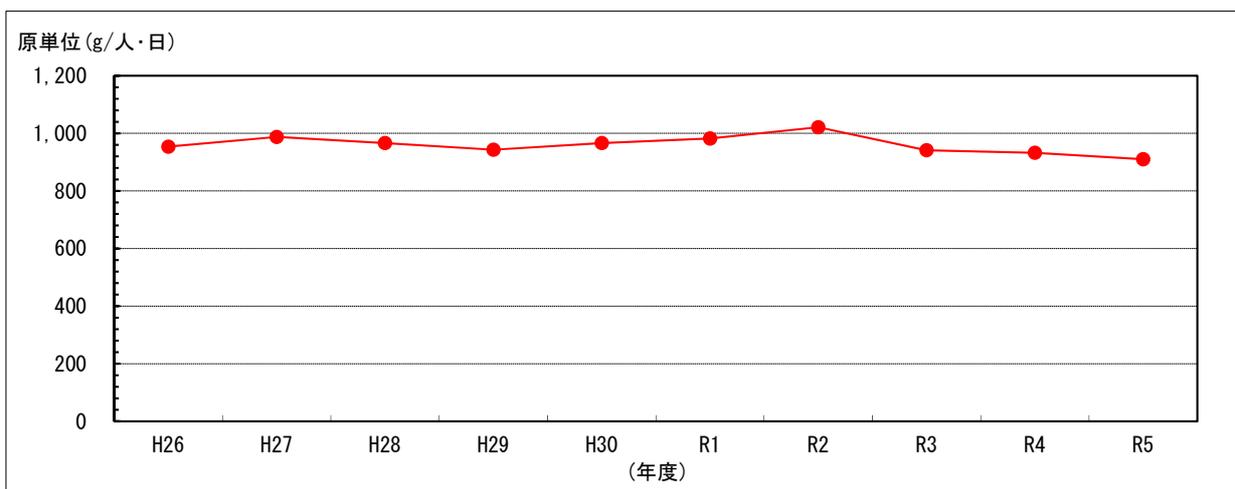


図 2-1-8 1人1日あたりのごみ排出量の推移

◆1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりどのくらいのごみが排出されているのかを表すものである。

1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

$$= \text{ごみ総排出量 (t/年)} \times 10^6 \div \text{人口 (人)} \div 365 \text{ または } 366 \text{ (日/年)}$$

① 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりのごみ排出量と全国平均等との比較は、表2-1-13及び図2-1-9に示すとおりである。

令和4年度における本市の1人1日あたりのごみ排出量は、大分県平均よりやや多く、全国平均と比較すると62g/人・日多い状況である。また、全国平均は減少傾向で推移しているものの、大分県では令和元年度以降、本市では令和2年度以降減少傾向で推移している。

表2-1-13 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

(単位：g/人・日)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
日田市		953	987	972	904	972	988	1029	950	942	914
大分県		957	942	934	936	948	962	950	946	937	未発表
全国		947	939	925	920	919	918	901	890	880	未発表

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

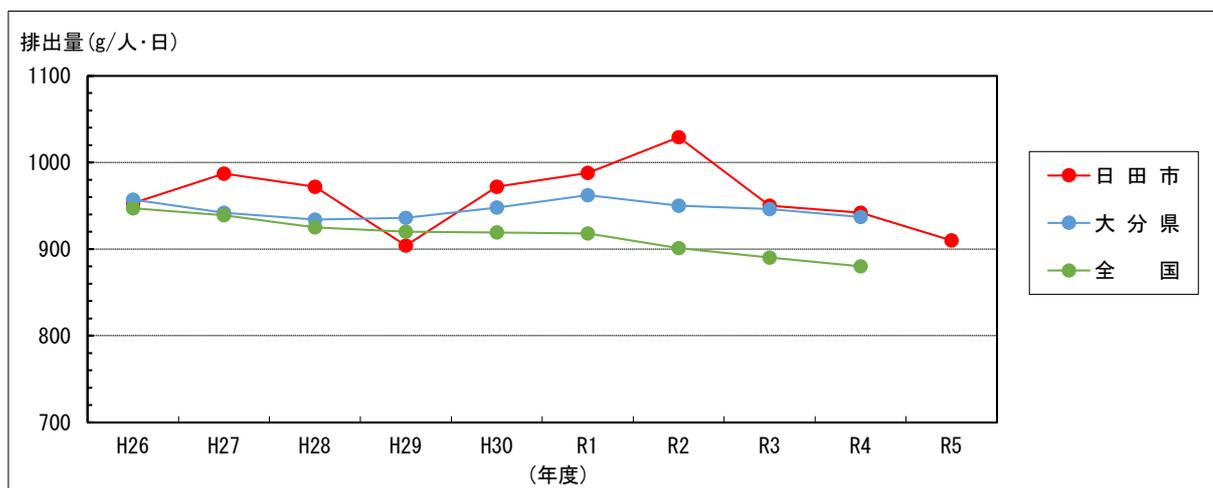


図2-1-9 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

② 1人1日あたりのごみ排出量の県内の自治体との比較

県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量は、表2-1-14及び図2-1-10に示すとおりである。

本市の1人1日あたりのごみ排出量について、大分県平均と比較すると、生活系ごみ排出量は少ないものの、事業系ごみ排出量が多いことから、合計したごみ排出量は大分県平均よりも多く、大分県内の18市町村の中でも4番目の942g/人・日となっている。

表2-1-14 県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量

(単位：g/人・日)

順位	市町村	合計	生活系	事業系
1	別府市	1,161	656	505
2	佐伯市	1,008	752	256
3	宇佐市	947	604	343
4	日田市	942	569	373
5	豊後大野市	938	617	321
6	中津市	926	646	281
7	大分市	926	647	279
8	津久見市	912	748	164
9	豊後高田市	907	578	329
10	臼杵市	900	629	271
11	国東市	886	592	294
12	姫島村	857	857	0
13	竹田市	854	568	286
14	玖珠町	837	591	245
15	日出町	806	573	233
16	由布市	764	599	165
17	九重町	731	481	251
18	杵築市	713	540	174
-	大分県平均	937	636	301

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度）

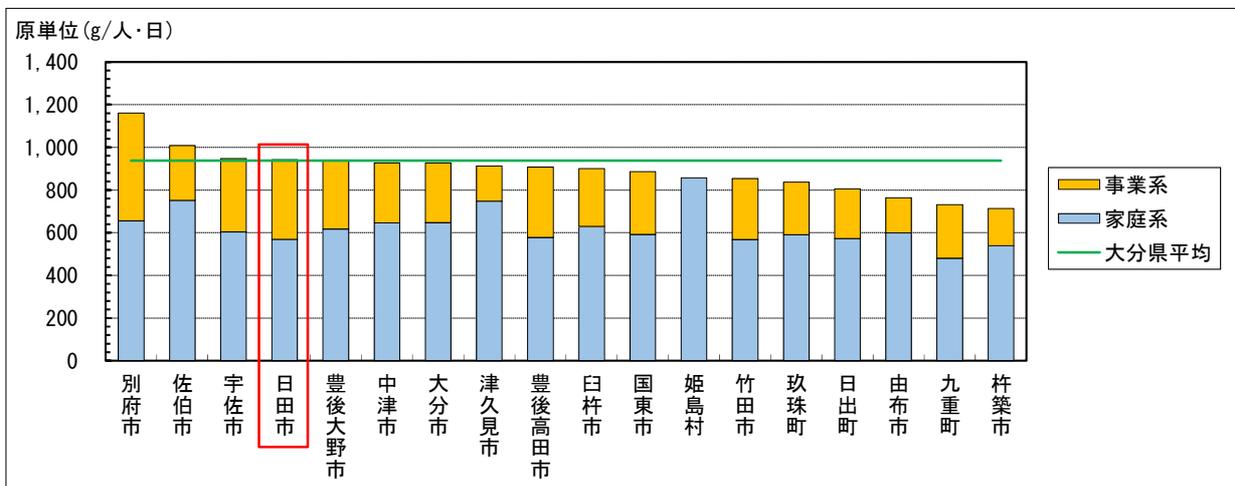


図2-1-10 県内の自治体における1人1日あたりのごみ排出量

③ 1人1日あたりの市委託収集ごみ排出量

1人1日あたりの市委託収集ごみ排出量の推移は表 2-1-15 及び図 2-1-11 に示すとおり、令和 4 年度までは横這い傾向で推移していたが、令和 5 年度には減少し 458.2g/人・日となっている。内訳をみると、可燃ごみ及び埋立ごみは全体的に横這い傾向、不燃ごみは全体的に増加傾向、資源物及び生ごみは全体的に減少傾向で推移している。令和 2 年度はバイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、生ごみの排出量が少なく、可燃ごみの排出量が多くなっている。

表 2-1-15 1人1日あたりの市委託収集ごみ排出量の推移

(単位：g/人・日)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
可燃ごみ		270.2	284.2	317.0	281.3	287.5	295.9	370.2	308.2	302.8	291.9
不燃ごみ		33.5	34.2	33.9	34.9	36.0	36.4	39.4	38.0	38.1	37.3
空き缶		7.0	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.9	7.7	7.7	7.5
缶以外のカナモノ		4.1	4.4	4.4	4.6	5.4	5.7	6.8	6.2	5.7	5.5
びん・ペットボトル		21.6	22.2	21.9	22.6	22.8	23.0	24.0	23.4	24.0	23.5
有害物		0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7
埋立ごみ		7.6	10.0	9.6	9.6	9.7	9.2	7.9	7.3	7.7	6.4
資源物		85.6	83.4	81.2	77.4	76.3	76.5	79.1	79.9	76.3	65.5
紙類		72.7	70.5	69.1	65.6	64.3	63.4	64.2	66.1	63.4	53.8
布類		9.9	10.0	9.3	9.0	9.0	9.2	10.9	10.2	9.3	8.5
リターナブルびん		1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	2.5	2.6	2.3	2.0	1.8
発泡スチロール		1.5	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5
生ごみ		89.6	82.0	40.6	71.5	70.1	73.7	13.2	61.0	62.8	57.2
合計		486.6	493.8	482.3	474.7	479.6	491.7	509.7	494.4	487.6	458.2

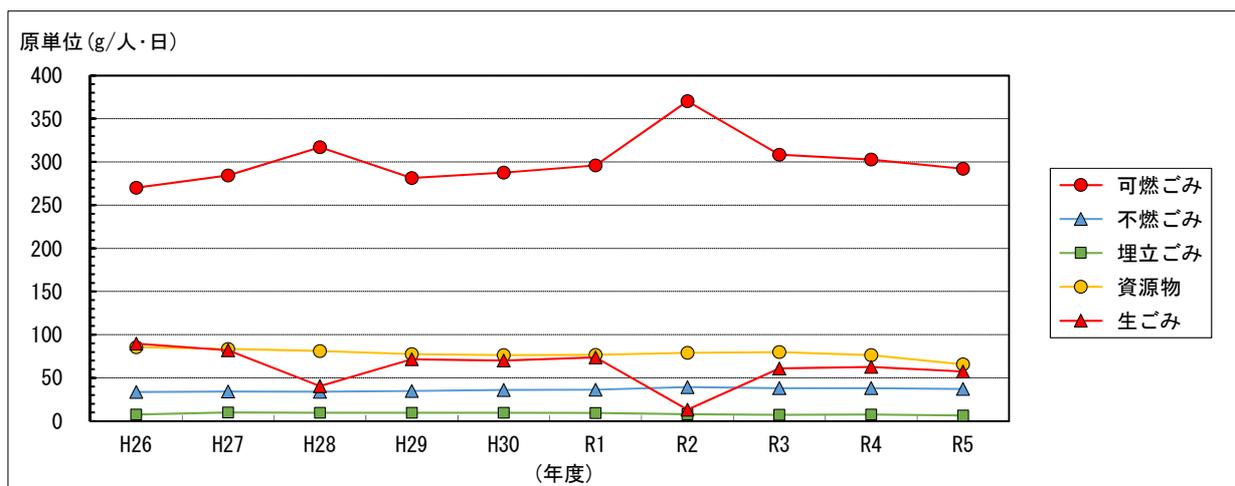


図 2-1-11 1人1日あたりの市委託収集ごみ排出量の推移

(6) 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成率（重量比）は、表 2-1-16 及び図 2-1-12 に示すとおり「紙、布類」が最も多く、続いて「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が多く、これらで全体の 8 割程度を占めている。また、本市では、生ごみの分別収集を行っているため、比較的厨芥類の割合が少ないことが特徴となっている。なお、令和 2 年度は、バイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、他年度に比べ、厨芥類の割合が多くなっている。

表 2-1-16 可燃ごみの組成率（重量比）

項目	組成率										
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	平均
紙、布類	47.8%	54.7%	46.6%	45.0%	43.9%	49.6%	43.9%	55.9%	59.0%	48.2%	49.5%
ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革	37.5%	26.7%	30.1%	30.1%	25.0%	34.2%	19.7%	24.4%	24.9%	36.7%	28.9%
木、竹、 わら類	6.3%	4.8%	9.3%	10.2%	17.9%	6.6%	5.8%	10.7%	9.3%	6.8%	8.8%
厨芥類	5.6%	9.9%	10.5%	11.7%	11.5%	6.4%	23.1%	7.9%	4.6%	5.9%	9.7%
不燃物類	1.2%	0.7%	1.3%	1.7%	0.4%	0.9%	4.5%	0.4%	0.7%	1.2%	1.3%
その他	1.6%	3.2%	2.2%	1.3%	1.3%	2.3%	3.0%	0.8%	1.6%	1.3%	1.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 清掃センター調べ

※ 組成率は年 4 回の組成調査の平均値（令和元年度までは年 8 回の組成調査の平均値）

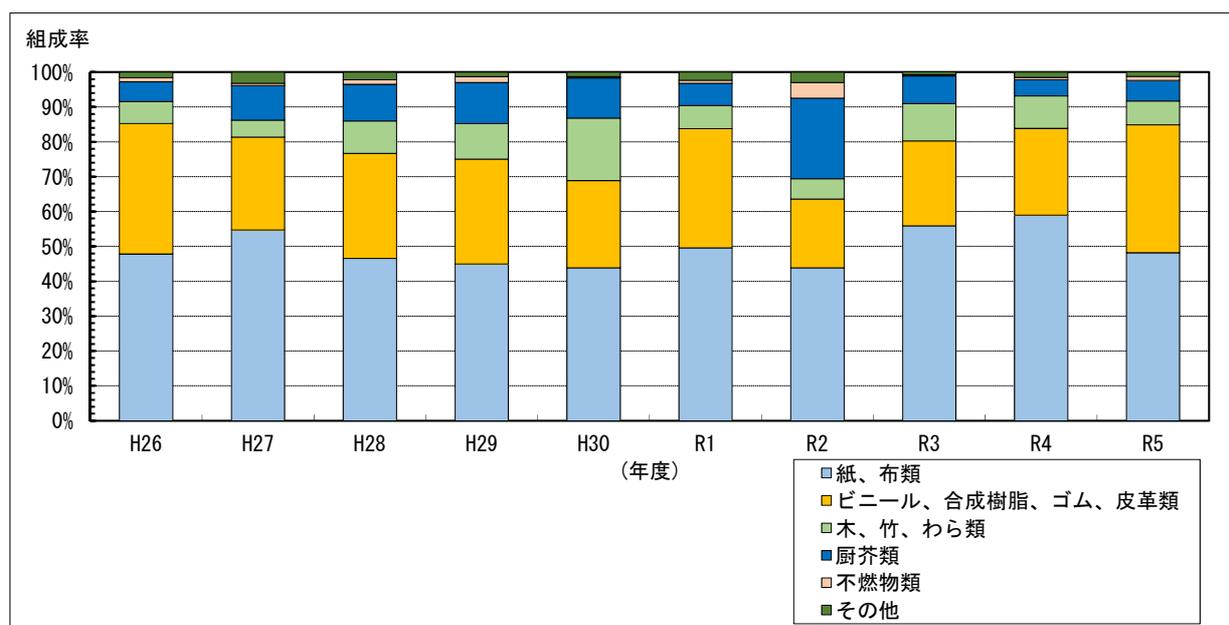


図 2-1-12 可燃ごみの組成率（重量比）

(7) 資源化の現状

ア. 市の収集したごみの再資源化（リサイクル率）

リサイクル率の推移は表 2-1-17 及び図 2-1-13 のとおり、令和 3 年度までは横這い傾向で推移していたが、令和 4 年度には減少し令和 5 年度には 17.3%となっている。

表 2-1-17 リサイクル率の推移

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
総排出量	24,209	24,781	23,899	23,066	23,255	23,375	23,890	21,701	21,170	20,421
総資源化量	4,894	4,753	4,544	4,610	4,545	4,512	3,990	4,176	3,935	3,528
生ごみ資源化	1,100	1,078	804	1,058	996	972	518	885	839	785
紙類	2,347	2,256	2,124	1,965	1,895	1,820	1,665	1,644	1,571	1,326
布類	330	325	296	273	265	264	286	262	250	219
リターナブルびん	129	109	95	79	75	70	63	53	46	41
発泡スチロール	77	72	68	66	64	64	56	56	52	49
アルミ缶	53	49	49	49	52	60	94	91	87	81
スチール缶	124	115	115	115	121	114	94	91	87	81
びん	242	219	431	428	400	422	407	377	322	288
ペットボトル	147	142	161	156	204	234	228	229	236	227
乾電池	20	19	21	19	16	22	21	0	0	21
蛍光灯・体温計	9	14	9	10	8	10	10	0	0	8
2級鉄	289	330	345	361	422	433	518	464	419	379
焼却鉄屑	27	25	26	31	27	27	30	24	26	23
リサイクル率	20.2%	19.2%	19.0%	20.0%	19.5%	19.3%	16.7%	19.2%	18.6%	17.3%

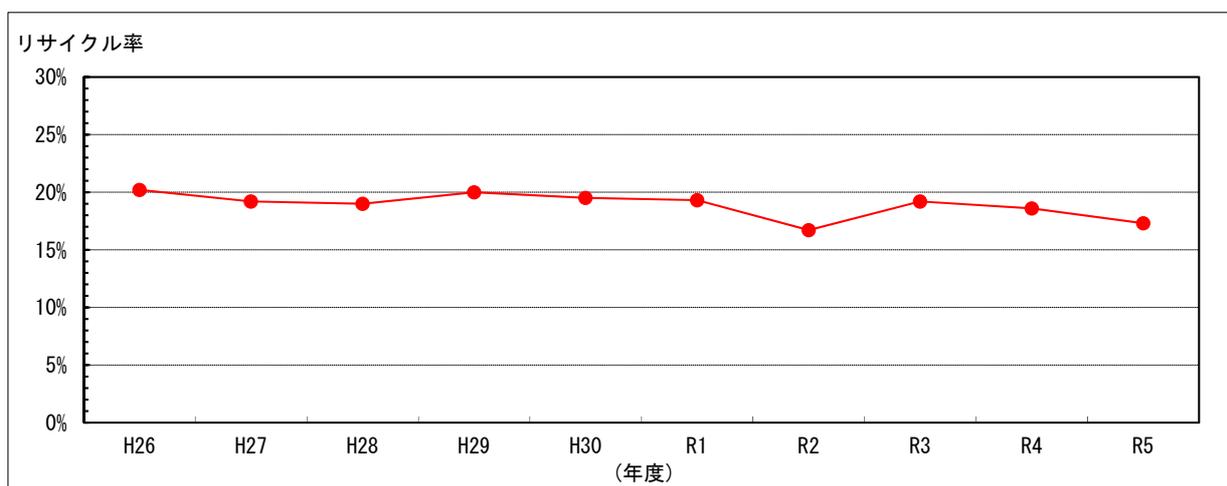


図 2-1-13 リサイクル率の推移

イ. 事業者の拠点回収等による再資源化

民間事業者が実施しているスーパー等での店頭回収やリサイクル BOX 設置等により回収する資源物の量や種類については明らかではないため、今後、報告等により実態把握に努める。

ウ. 団体回収資源物量

団体回収資源物量の推移は、表 2-1-18 及び図 2-1-14 に示すとおりである。

子供会等の資源回収団体登録数は、減少傾向で推移している。団体回収資源物量は減少傾向で推移しており、特に令和 2 年度のコロナ禍以降は団体回収資源物量が大幅に減少し、令和 5 年度には 59t/年となっている。これは、ペーパーレス化の進展による紙類（新聞紙、雑誌等）の排出量の減少に加え、団体回収されていた資源物が、コロナ禍以降、市委託収集や民間事業者が設置した BOX で回収されるようになったためと考えられる。

表 2-1-18 団体回収資源物量の推移

(単位：t/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
資源回収団体登録数		106	101	94	85	80	68	57	46	45	36
紙類		379	367	300	267	249	218	64	37	45	52
布類		19	19	15	14	13	10	4	2	3	4
リターナブルびん		91	72	59	42	36	11	2	1	1	1
アルミ缶		14	13	13	11	12	11	2	1	1	2
合計		503	471	387	333	309	250	73	41	50	59

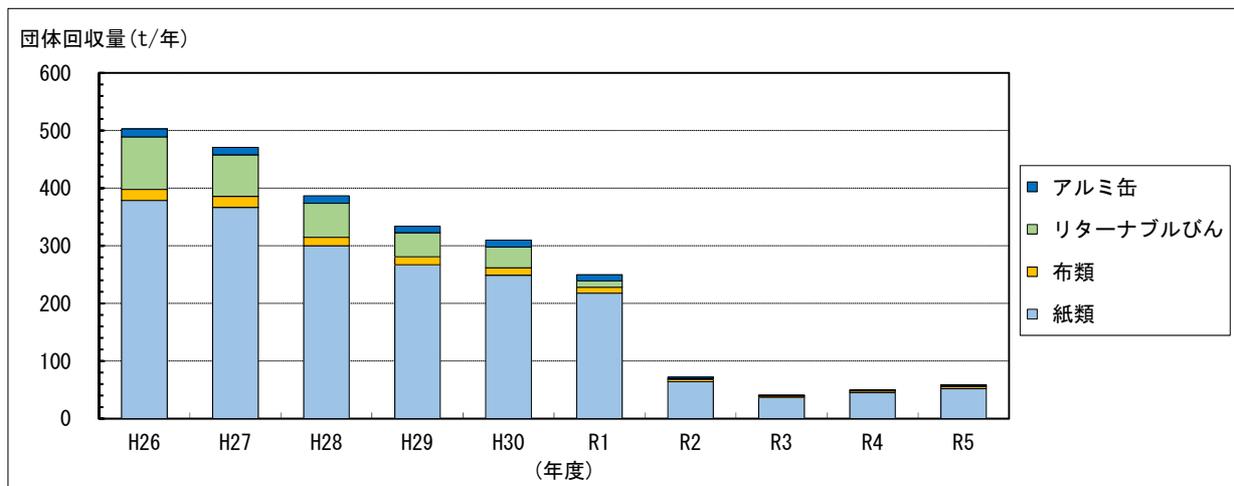


図 2-1-14 団体回収資源物量の推移

エ. リサイクル率の県内の自治体との比較

県内の自治体におけるリサイクル率は、表 2-1-19 及び図 2-1-15 に示すとおりである。

令和 4 年度における本市のリサイクル率は、大分県平均よりも高く、大分県内で 3 番目に高い数値となっている。

表 2-1-19 県内の自治体におけるリサイクル率

(単位：%)

順位	市町村	リサイクル率
1	津久見市	35.6
2	佐伯市	22.1
3	日田市	18.8
4	中津市	18.1
5	大分市	16.1
6	豊後大野市	12.4
7	国東市	12.3
8	臼杵市	11.5
9	豊後高田市	11.0
10	竹田市	10.8
11	宇佐市	10.4
12	日出町	9.4
13	別府市	8.2
14	杵築市	7.9
15	由布市	7.2
16	九重町	6.3
17	玖珠町	5.8
18	姫島村	1.6
-	大分県平均	14.5

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（令和 4 年度）のリサイクル率 R

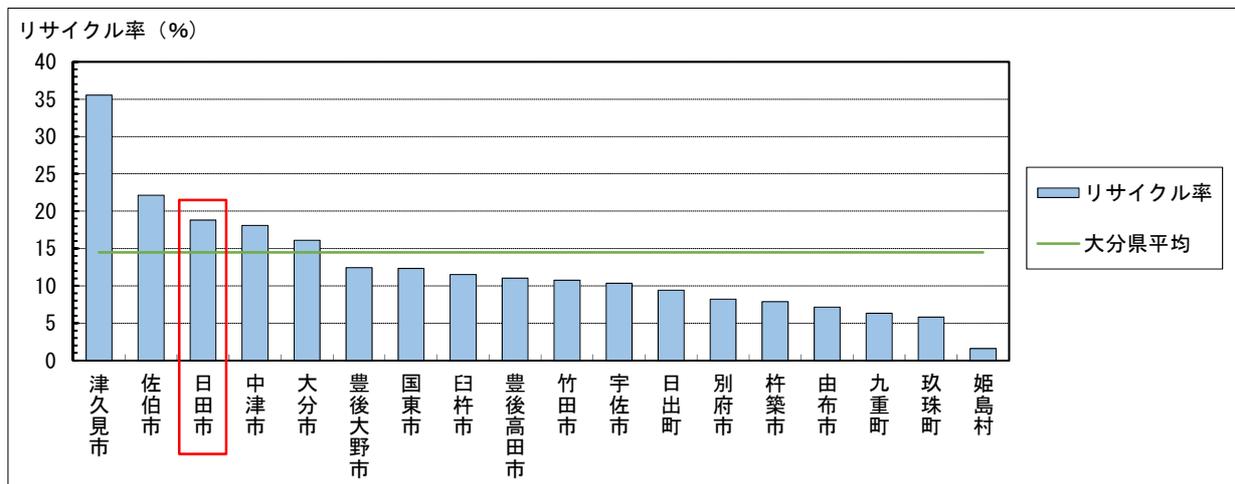


図 2-1-15 県内の自治体におけるリサイクル率

(8) 中間処理の現状

ア. 焼却施設・再資源化物ストックヤード（日田市清掃センター）

① 処理施設の概要

日田市清掃センターは、可燃物の焼却処理及び金属類等の保管を行う施設である。

当施設については、適切な補修・整備を実施していることから、施設を構成する各設備は比較的良好な状態であり、日常管理の状況や公害防止に関する定期分析結果等についても、法定基準値や施設の計画値を満足しているため、特に支障は認められないと精密機能検査で報告されている。しかしながら、当施設は竣工から34年経過しており、施設自体の老朽化により補修費が増加すると予測され、全国的な焼却施設の供用期間が20～30年間程度であることを鑑みると、施設更新の時期を迎えている。

表 2-1-20 日田市清掃センターの概要

施設設置及び管理者	日田市
所在地	日田市緑町1丁目5-1
敷地面積	44,000 m ²
処理方式	准連続燃焼方式（流動床式）
処理能力	90 t/日（45 t/16 h × 2 炉）
ストックヤード	有害物（乾電池・蛍光灯・体温計） 空き缶・小型金属・大型金属 びん、ペットボトル・資源物（紙類・布類）
建築年度	着工：昭和63年6月 竣工：平成2年3月 【大規模改修：平成9年12月～平成11年3月】
総事業費	総事業費：2,995,945 千円 当初建設費：1,993,300 千円 大規模改修費：1,002,645 千円
	
資料：日田市ホームページ	

② 焼却処理量等

焼却処理量等の推移は表 2-1-21 及び図 2-1-16、中間処理後再生利用量等の推移は表 2-1-22 及び図 2-1-17 に示すとおりである。

日田市清掃センターに搬入された可燃物のうち、資源化可能な紙類及び布類は選別し、資源化している。また、焼却残渣及び固化灰の発生率である残渣発生率は、10～11%程度となっている。なお、平成 29 年度及び令和 2 年度に焼却残渣量が増加しているのは、豪雨災害による災害廃棄物を受け入れたことによるものである。

表 2-1-21 焼却処理量等の推移

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
搬入量	15,264	16,308	17,730	15,387	15,860	15,892	19,311	15,381	15,031	14,745
紙類(可燃物混入量)	122	119	113	94	98	93	98	84	85	67
布類(可燃物混入量)	59	55	52	40	36	34	28	26	36	25
焼却処理量	15,083	16,134	17,565	15,253	15,726	15,765	19,185	15,271	14,910	14,653
焼却残渣量	390	396	392	579	400	401	614	439	432	415
固化灰量	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,145	1,082
残渣量合計	1,615	1,655	1,696	2,246	1,622	1,588	2,053	1,570	1,577	1,497
残渣発生率	10.7%	10.3%	9.7%	14.7%	10.3%	10.1%	10.7%	10.3%	10.6%	10.2%

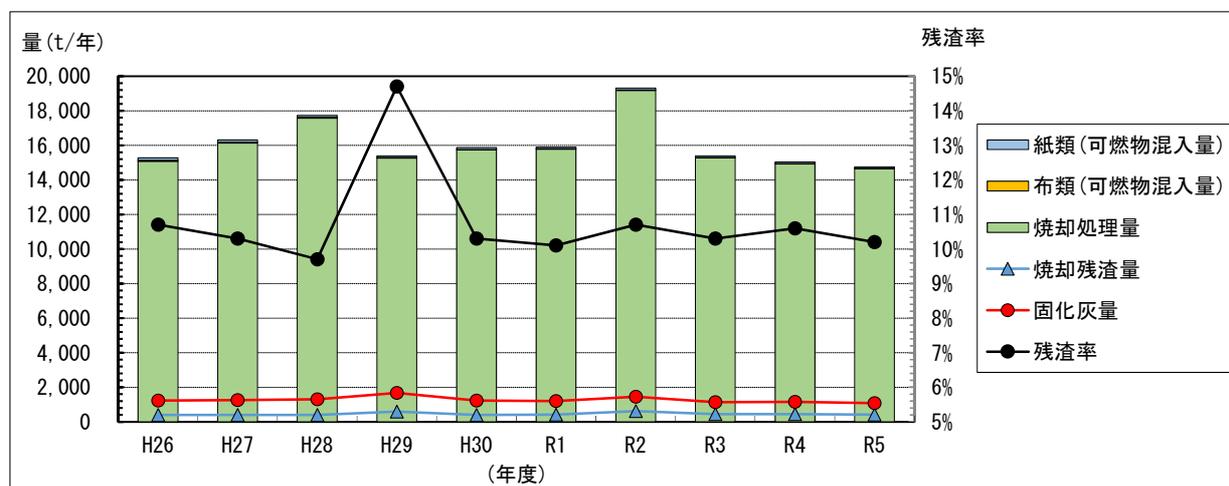


図 2-1-16 焼却処理量等の推移

表 2-1-22 中間処理後再生利用量等の推移

(単位：t/年)

項目		年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
空き缶、缶以外のカナモノ	合計		466	494	509	525	595	607	706	646	593	541
	資源化量	アルミ缶	53	49	49	49	52	60	94	91	87	81
		スチール缶	124	115	115	115	121	114	94	91	87	81
		2級鉄 ^{※1}	289	330	345	361	422	433	518	464	419	379
びん・ペットボトル	合計		736	702	658	599	613	672	645	625	631	594
	資源化量	びん	242	219	431	428	400	422	407	377	322	288
		ペットボトル	147	142	161	156	204	234	228	229	236	227
	カレット残渣 ^{※2}	347	341	66	15	9	16	10	19	73	79	
有害物	合計		29	33	30	29	24	32	31	28	23	29
	資源化量	乾電池・体温計	20	19	21	19	16	22	21	21	20	21
		蛍光灯	9	14	9	10	8	10	10	7	3	8
	不燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 2級鉄とは、缶以外のカナモノから資源化できる鉄のこと。

※2 カレット残渣とは、びん・ペットボトルの資源化不適物のこと。

※3 端数調整の関係で表 2-1-18 に示す量とは異なる場合がある。

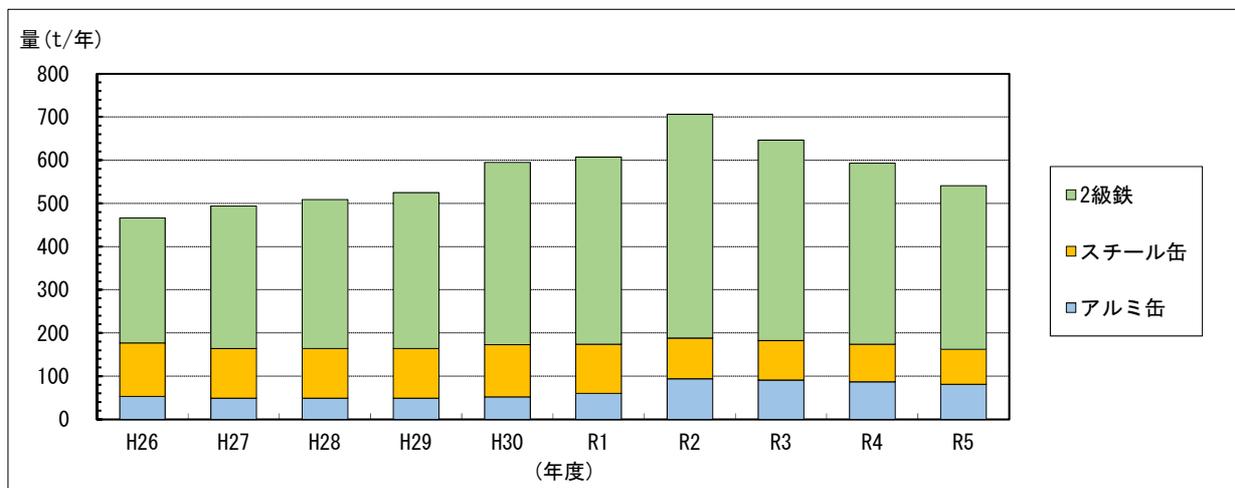


図 2-1-17 (1) 中間処理後再生利用量等の推移 (空き缶、缶以外のカナモノ)

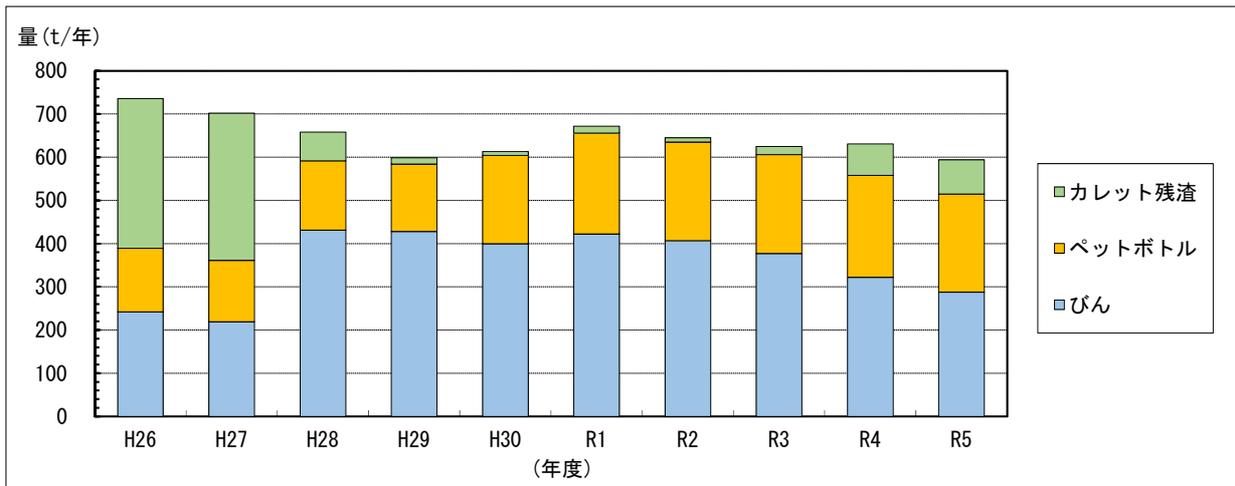


図 2-1-17 (2) 中間処理後再生利用量等の推移 (びん・ペットボトル)

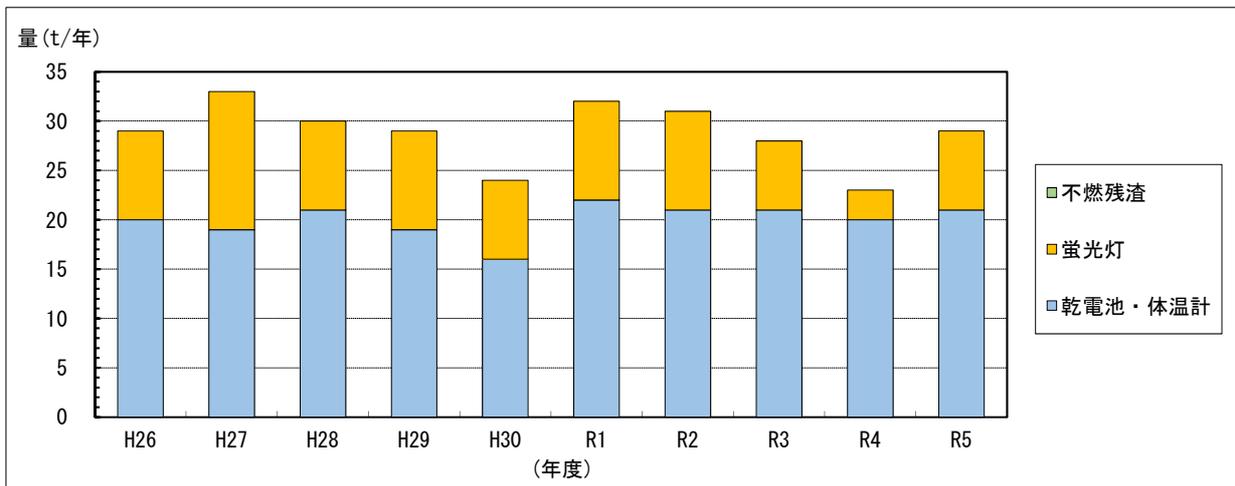


図 2-1-17 (3) 中間処理後再生利用量等の推移 (有害物)

県内の自治体における1人1日あたりの焼却処理量は、表 2-1-23 及び図 2-1-18 に示すとおりである。

本市の1人1日あたりの焼却処理量は大分県平均と比較すると 141.9g/人・日少なく、大分県内の 18 市町村の中で3 番目に少なくなっている。

表 2-1-23 県内の自治体における1人1日あたりの焼却処理量

(単位：g/人・日)

順位	市町村	1人1日あたりの焼却処理量
1	別府市	1,060.1
2	佐伯市	918.7
3	姫島村	840.3
4	宇佐市	818.9
5	豊後大野市	805.0
6	玖珠町	798.9
7	大分市	795.2
8	豊後高田市	794.6
9	臼杵市	766.4
10	国東市	758.5
11	中津市	749.4
12	日出町	730.0
13	竹田市	696.6
14	九重町	675.7
15	由布市	665.5
16	日田市	661.7
17	杵築市	657.3
18	津久見市	576.5
-	大分県平均	803.6

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度）

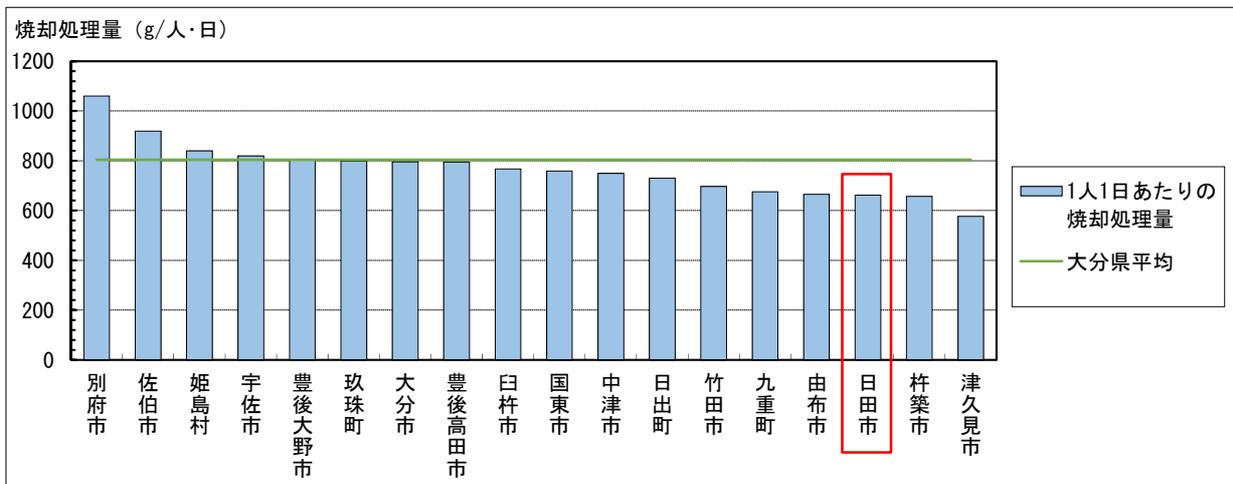


図 2-1-18 県内の自治体における1人1日あたりの焼却処理量

イ. バイオマス活用施設（日田市バイオマス資源化センター）

① 処理施設の概要

日田市バイオマス資源化センターは、可燃ごみの約40%を占めていた「生ごみ」と畜産公害問題のひとつとなっている「豚糞尿」を混ぜ合わせて、メタンガスを発生させ、発電や堆肥、液肥として有効利用する施設であり、平成18年4月から稼働している。

なお、農業集落排水汚泥については、平成27年4月から日田市環境衛生センターにおいて処理している。

表 2-1-24 日田市バイオマス資源化センターの概要

施設設置及び管理者	日田市						
所在地	日田市清水町 1906 番地						
敷地面積	15,452 m ²						
処理方式	中温湿式メタン発酵						
処理能力	80 t/日 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>生ごみ</td> <td>24 t</td> </tr> <tr> <td>豚糞尿</td> <td>50 t</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水汚泥</td> <td>6 t</td> </tr> </table>	生ごみ	24 t	豚糞尿	50 t	農業集落排水汚泥	6 t
生ごみ	24 t						
豚糞尿	50 t						
農業集落排水汚泥	6 t						
発電能力	340 KW (170 kW×2台)						
建築年度	着工：平成17年5月 竣工：平成18年3月						
総事業費	950,000 千円						
							
資料：日田市ホームページ							

② 処理量等

処理量等の推移は、表 2-1-25 及び図 2-1-19 に示すとおりである。

生ごみ処理量は全体的には減少傾向にあり、令和 5 年度には 2,390t/年となっている。また、発電や堆肥として有効利用する生ごみ資源化量についても、全体的に減少しており、令和 5 年度には 785t/年となっている。なお、令和 2 年度は、バイオマス資源化センターが機器の故障により生ごみの搬入を行わなかったため、生ごみの処理量が非常に少なくなっている。

表 2-1-25 処理量の推移

(単位：t/年)

年度 項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
生ごみ処理量	4,506	4,087	2,019	3,589	3,486	3,564	580	2,747	2,705	2,390
生ごみ資源化量	1,100	1,078	804	1,058	996	972	518	885	839	785

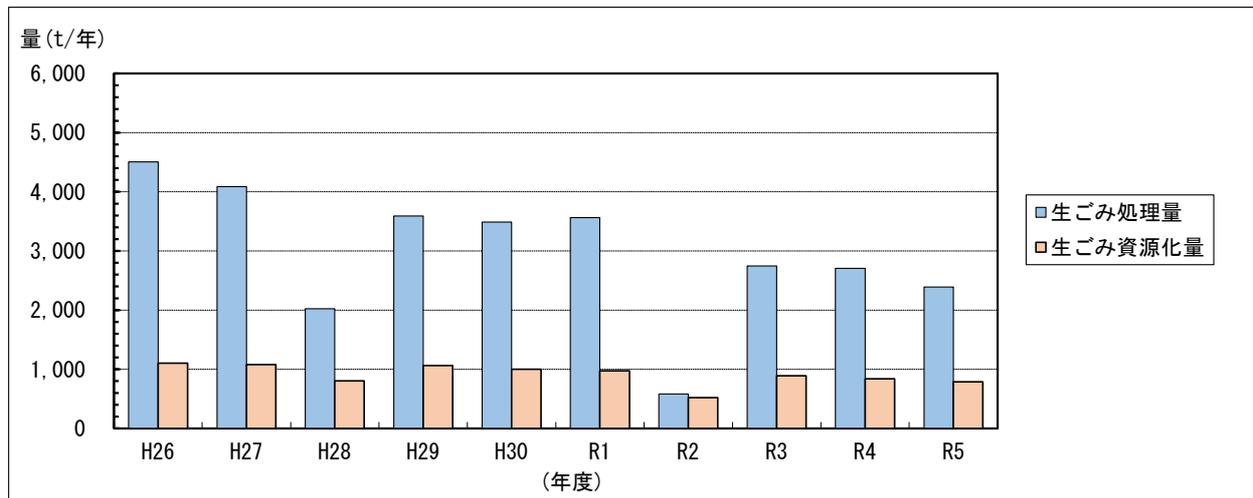


図 2-1-19 処理量の推移

(9) 最終処分の現状

ア. 最終処分場の概要

表 2-1-26 に示すとおり、直接埋立ごみや清掃センターでの焼却残渣、固化灰、及び再資源化処理業者から返却された金属やカレット残渣などは、日田市清掃センター最終処分場に埋め立て処分している。

表 2-1-26 最終処分場の概要

施設設置及び管理者	日田市
所在地	日田市大山町東大山 6-3
敷地面積	40,600 m ²
埋立面積	16,000 m ²
全体容量	113,575 m ³
埋立累計	85,375 m ³ (令和 6 年 3 月末時点)
残余容量	28,200 m ³
浸出水処理施設	処理能力：47 m ³ /日 (最大 236m ³ /日) 処理方式：回転円板法＋凝集沈澱法＋砂ろ過＋活性炭吸着法
建設年度	着工：昭和 60 年 11 月 竣工：昭和 61 年 6 月
総事業費	325,676 千円



資料：日田市ホームページ

イ. 最終処分量

最終処分量の推移は、表 2-1-27 及び図 2-1-20 に示すとおりである。

バイオマス資源化センターの機器の故障により可燃ごみの焼却処理量が増えた令和 2 年度を除くと、平成 30 年度以降は、焼却残渣、直接埋立及び固化灰はほぼ横這い傾向で推移し、カレット残渣についてはやや増加傾向で推移している。残余容量については、令和 5 年度で 28,200m³となっており、現状の埋立量からすると、埋立可能期間は 10 年程度となっている。

表 2-1-27 最終処分量の推移

(単位：t/年)

年度 項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
焼却残渣	390	396	392	579	400	401	614	439	430	415
カレット残渣	347	341	66	15	9	16	10	19	73	79
不燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接埋立	666	694	604	721	518	524	715	440	431	566
災害ごみ (直接埋立)	—	—	—	2,143	—	—	—	—	—	—
固化灰	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082
合計	2,628	2,690	2,366	5,125	2,149	2,128	2,778	2,029	2,080	2,142
覆土	35	168	96	49	54	43	94	243	92	168

(最終処分場の残余容量) ※上記の表(単位：t/年)から下記の表(m³/年)に換算し残余容量を算出

(単位：m³/年)

年度 項目	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
焼却残渣	390	396	392	579	400	401	614	439	430	415
カレット残渣	382	375	73	17	10	18	11	21	80	87
不燃残渣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接埋立	733	763	664	807	545	561	711	482	454	640
災害ごみ (直接埋立)	—	—	—	1,714	—	—	—	—	—	—
固化灰	1,225	1,259	1,304	1,667	1,222	1,187	1,439	1,131	1,146	1,082
覆土	39	185	38	54	59	47	103	267	101	185
合計	2,769	2,978	2,776	4,837	2,236	2,214	2,878	2,341	2,211	2,409
埋立累計 (m ³)		69,608	72,384	77,221	79,457	81,671	84,549	80,755	82,966	85,375
残余容量 (m ³)		43,967	41,191	36,354	34,118	31,904	29,026	32,820	30,609	28,200

※ R3(2021)の「埋立累計」と「残余容量」は、埋立測量及び管理用道路新設により見直ししている。

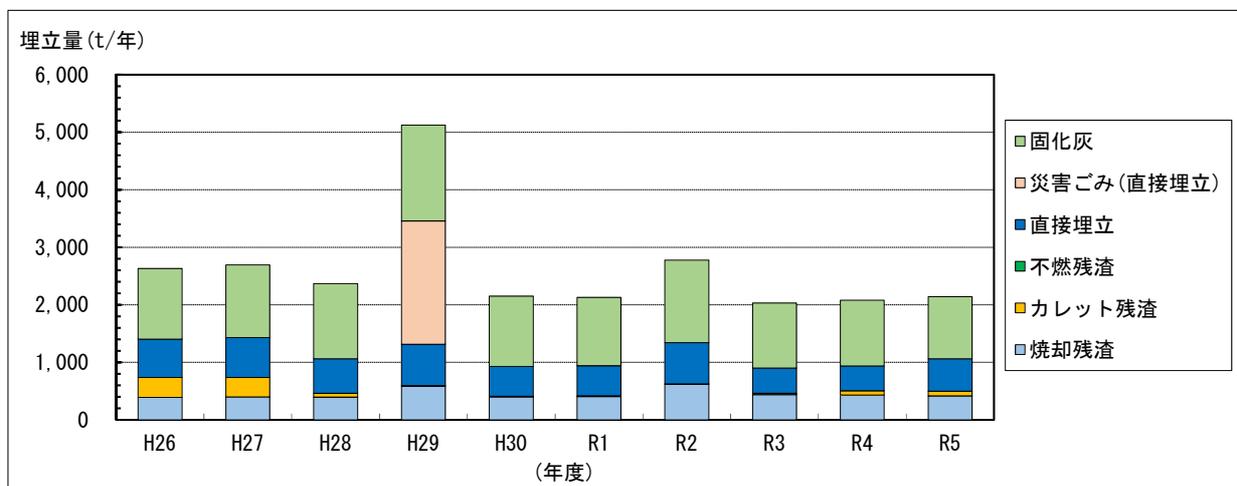


図 2-1-20 最終処分量の推移

ウ. 最終処分量の県内の自治体との比較

県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量は、表 2-1-28 及び図 2-1-21 に示すとおりである。

固化灰が全処分量の半分以上を占めており、本市の1人1日あたりの最終処分量は大分県平均と比較すると 30.4g/人・日多く、大分県内の 18 市町村の中で 5 番目に多くなっている。

表 2-1-28 県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量

(単位：g/人・日)

順位	市町村	1人1日あたりの最終処分量
1	竹田市	138.9
2	玖珠町	123.2
3	由布市	106.6
4	九重町	105.2
5	日田市	91.6
6	豊後大野市	89.2
7	大分市	72.0
8	佐伯市	55.5
9	国東市	52.0
10	豊後高田市	45.3
11	別府市	43.9
12	津久見市	40.8
13	宇佐市	37.2
14	日出町	26.6
15	杵築市	23.8
16	臼杵市	20.0
17	中津市	10.8
18	姫島村	0.0
-	大分県平均	61.2

※ 資料：一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度）

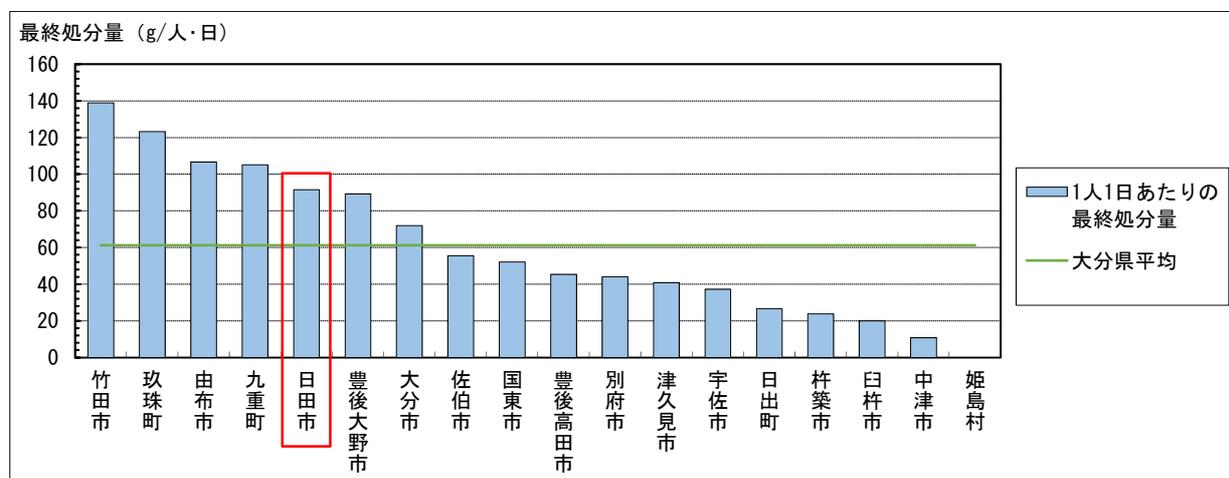


図 2-1-21 県内の自治体における1人1日あたりの最終処分量

(10) ごみ処理に係る経費

ごみ処理に係る経費は、表 2-1-29 に示すとおりである。

歳出費は電気料金の高騰や機器の補修等によって増加傾向にある。また、差引額も同様に増加傾向にある。本市と同じく市単独でごみ処理を行っている大分県内の市町村と比べると、委託費が高く、バイオマス資源化施設が影響していると考えられる。

表 2-1-29 ごみ処理に係る経費

(単位：千円/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
歳 出		784,670	788,138	761,771	816,983	780,593	805,810	937,922	882,317	1,070,346	881,683
ごみ収集委託料		392,308	394,830	393,096	397,786	396,356	397,539	406,110	406,255	409,084	412,839
発泡スチロール減容委託料		7,128	6,511	6,150	6,132	5,960	6,169	6,271	6,184	6,329	6,163
清掃センター管理費		329,946	309,711	304,121	345,776	307,281	322,540	435,271	397,965	585,565	392,024
焼却処理費		307,740	288,995	282,829	324,350	285,889	299,750	412,006	348,999	553,696	343,322
最終処分費		8,557	6,709	8,058	8,479	8,199	7,952	9,154	35,294	17,619	33,464
再資源化委託料		13,649	14,007	13,234	12,947	13,193	14,838	14,111	13,672	14,250	15,238
バイオマス資源化センター管理費		55,288	77,086	58,404	67,289	70,996	79,562	90,270	71,913	69,368	70,657
歳 入		137,580	132,977	119,053	136,251	132,839	130,544	149,572	147,847	154,802	135,389
清掃センター持込手数料等		32,911	33,850	34,080	44,000	35,718	38,133	69,215	37,637	35,806	36,390
バイオマス資源化センター 生ごみ持込手数料等		12,230	11,835	11,103	11,515	11,362	11,246	8,636	8,630	8,302	7,635
バイオマス発電売電収入等		19,459	17,029	11,408	13,768	13,100	15,587	9,721	15,532	14,362	11,945
ごみ処理手数料充当額 (指定ごみ袋売上充当額)		40,329	43,303	39,053	35,162	41,592	43,795	42,794	51,970	46,275	37,501
有価物売却益		32,651	26,960	23,409	31,806	31,067	21,783	19,206	34,078	50,057	41,918
差 引(歳出 - 歳入)		647,090	655,161	642,718	680,732	647,754	675,266	788,350	734,470	915,544	746,294

※ 歳出の「清掃センター管理費」及び「バイオマス資源化センター管理費」の経費のうち人件費に係る経費を差し引いた金額を計上している。

※ 歳出の「バイオマス資源化センター管理費」は、全体の経費のうち生ごみ処理に相当する28%(重量比)の経費を計上している。

※ 歳入の「バイオマス発電売電収入等」は、バイオマス発電売電収入等の収入のうち生ごみ処理に相当する28%(重量比)の収入を計上している。

※ 歳入の「ごみ処理手数料相当額」は、表 2-1-30 を参照のこと。

※ 歳入の「有価物売却益」は、不燃ごみ及び資源物の合計である。

(11) 指定ごみ袋によるごみ処理有料化

指定ごみ袋の収支実績は、表 2-1-30 に示すとおりである。

ごみ処理有料化(指定ごみ袋制)は、平成 16 年 10 月以降市全域において実施している。

表 2-1-30 指定ごみ袋の収支実績

(単位：千円/年)

項目	年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
歳出	指定ごみ袋経費	35,981	33,765	38,937	42,838	36,745	37,668	38,292	32,727	37,119	43,274
歳入	ごみ処理手数料 (指定袋販売額)	76,310	77,068	77,990	78,000	78,337	81,463	81,086	84,697	83,394	80,775
	ごみ処理経費充当額	40,329	43,303	39,053	35,162	41,592	43,795	42,794	51,970	46,275	37,501
	ごみ処理経費充当率	7.19%	6.94%	6.42%	5.86%	6.47%	6.30%	5.10%	7.11%	6.38%	5.04%

※ ごみ処理経費充当率 = ごみ処理経費充当額 ÷ 指定ごみ袋販売額

※ 指定ごみ袋販売額 = 指定ごみ袋販売収入 - 指定ごみ袋販売手数料

(12) ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

ごみ処理に係る温室効果ガス排出量は、表 2-1-31 に示すとおりである。

表 2-1-31 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂/年)

項目 \ 年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
廃棄物処理施設	11,802	10,104	9,502	7,991	6,840	9,497	5,311	6,101	6,740	10,742

※ 資料：日田市環境白書第 13～22 号(平成 26 年度～令和 5 年度) 災害ごみ除く。

3. 現状のまま推移した場合のごみ排出量等の将来予測

本市は、令和8年11月末のFIT（固定価格買取制度）の終了に合わせて、バイオマス資源化センターを廃止し、当該施設で処理していた生ごみを、可燃ごみと合わせて清掃センターで焼却処理する予定である。

そのため、現状のまま推移した場合のごみ排出量等の予測では、現在バイオマス資源化センターで処理している生ごみは、令和8年度までは当該施設で処理し、令和9年度からは清掃センターで焼却処理するものとしている。

(1) 将来予測の手順

ごみ排出量等の将来予測の手順は、図 2-1-22 及び以下に示すとおりである。

- ① 人口については、過去10年間（平成26年度～令和5年度）の住民基本台帳の人口（9月末）を用い、トレンド推計法により将来予測を行う。
- ② ごみ排出量については、生活系ごみ、事業系ごみ及び団体回収資源物に区分し、それぞれの原単位をトレンド推計法により将来予測を行い、その結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値とする。
- ③ ごみの種類別、収集形態別の排出量については、過去の実績により按分を行うものとする。

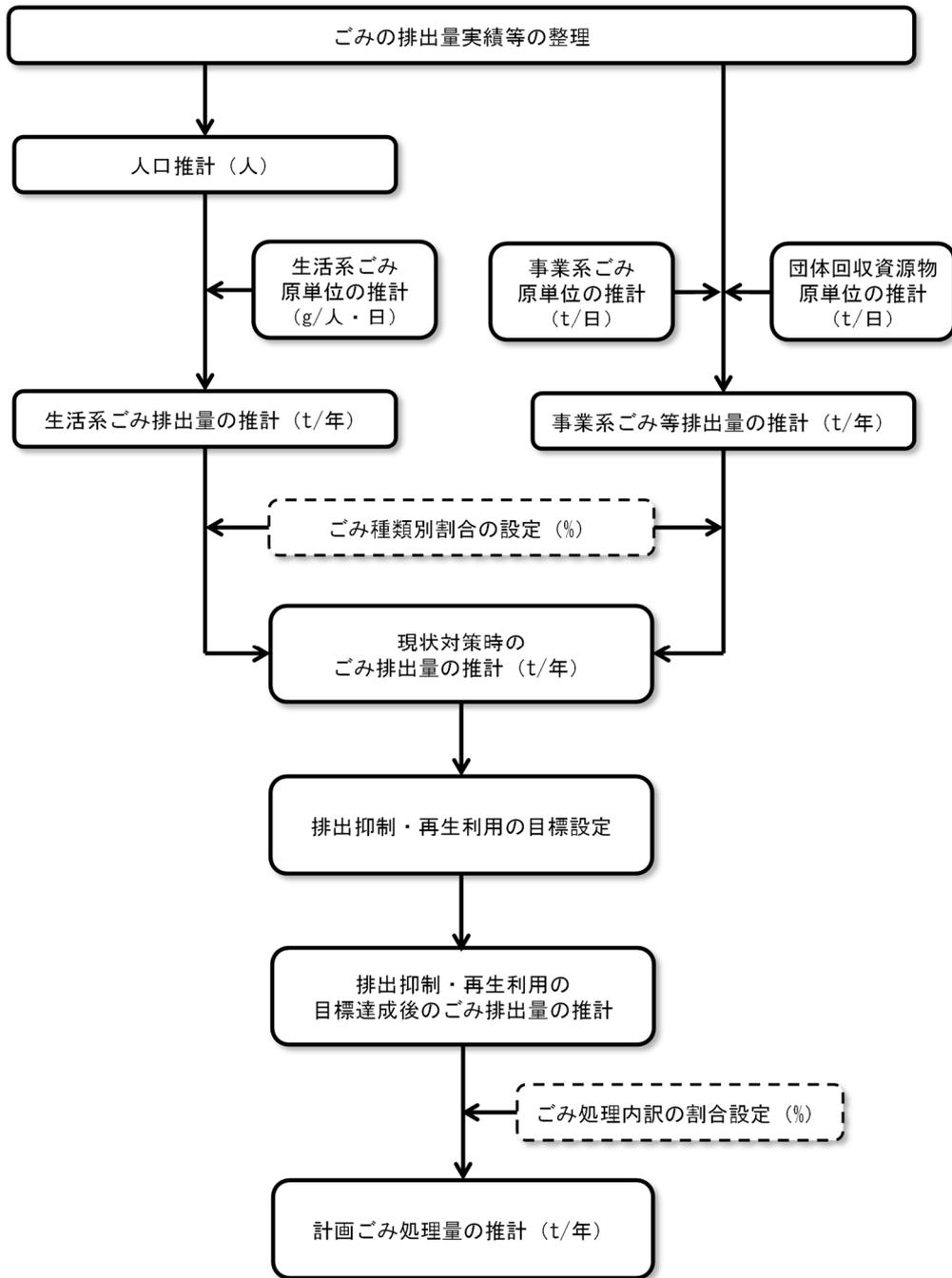
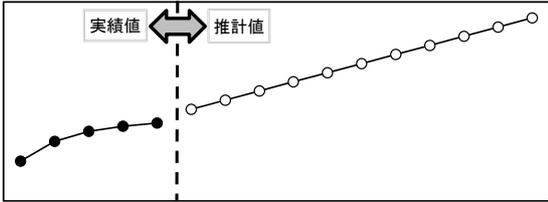
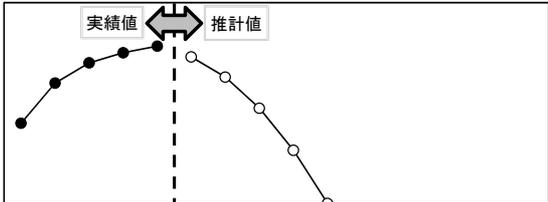
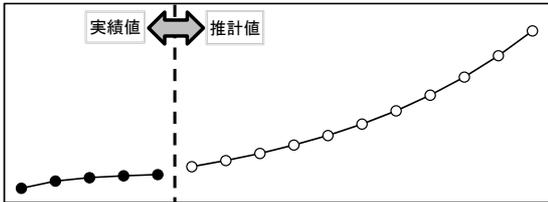
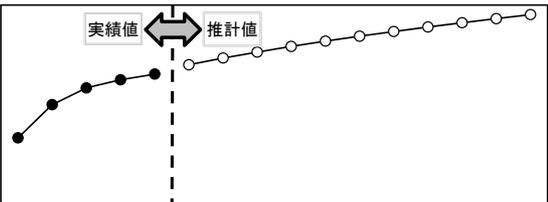
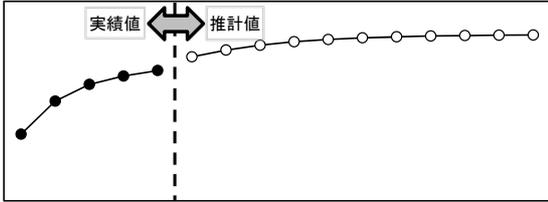


図 2-1-22 予測フロー

ア. 将来予測の方法

将来予測にあたっては、表 2-1-32 に示す推計式を用いて過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来における傾向が論理的矛盾をきたさないこと等を考慮し最も妥当と判断されるものを採用する。

表 2-1-32 予測に用いる推計式

<p>一 次 直 線</p>	$Y = aX + b$	<p>実績値を直線に置き換えた場合の推計式</p> 
<p>二 次 曲 線</p>	$Y = aX^2 + bX + c$	<p>実績値を放物線に置き換えた場合の推計式</p> 
<p>一 次 指 数 曲 線</p>	$Y = a \cdot b^X$	<p>実績値の伸びを一定の比率で増加または減少させる推計式</p> 
<p>べ き 曲 線</p>	$Y = aX^b$	<p>実績値の伸びを徐々に増加させる推計式</p> 
<p>ロジスティック曲線</p>	$Y = k / (1 + a \cdot e^{-bX})$	<p>実績値の伸びを徐々に増加させた後、徐々に減少させ一定の値に近づく推計式</p> 

イ. 将来予測の結果

① 人口

人口の将来予測の結果は、表 2-1-33 及び図 2-1-23 に示すとおりである。(第 1 部、「6. 日田市の将来人口予測」参照)

人口は、減少傾向で推移すると見込まれ、令和 11 年度の間目標年度には 56,441 人、令和 16 年度の計画目標年度には 52,608 人になると見込まれる。

表 2-1-33 人口の将来予測の結果

(単位：人)

項目 \ 年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
人口	61,313	56,441	52,608

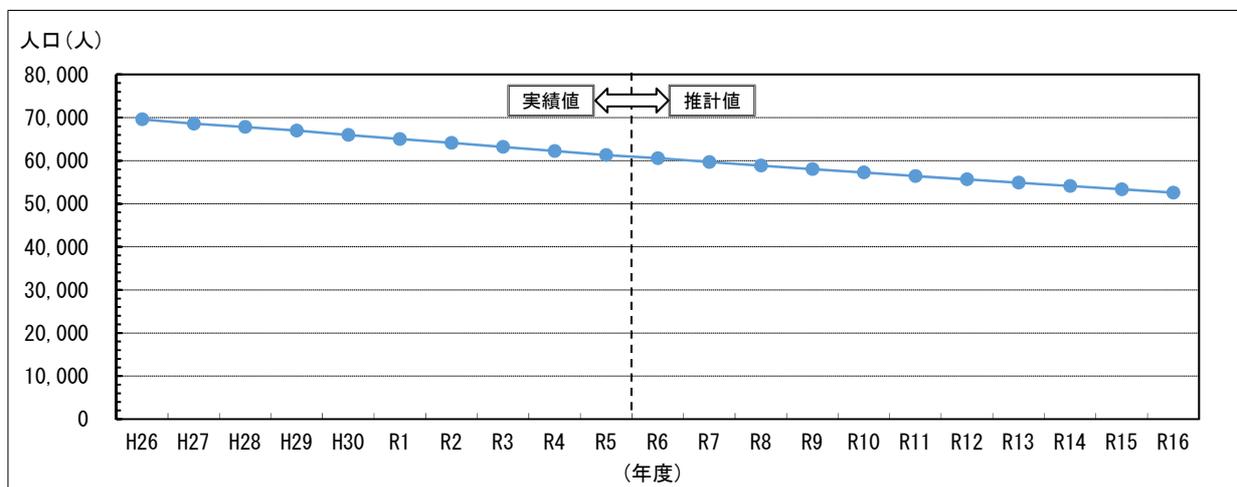


図 2-1-23 人口の将来予測の結果

② 原単位の将来予測結果

生活系ごみ、事業系ごみ及び団体回収資源物の原単位の将来予測結果は、表 2-1-34 及び図 2-1-24 に示すとおりである。

それぞれの原単位については、明確な傾向が認められなかったため、横這いで推移すると推計している。

表 2-1-34 原単位の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

項目	年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)	採用した推計式
生活系ごみ (g/人・日)		533.6	533.6	533.6	令和 5 年度実績値
事業系ごみ (t/日)		22.9	22.9	22.9	令和 5 年度実績値
団体回収資源物 (t/日)		0.16	0.16	0.16	令和 5 年度実績値

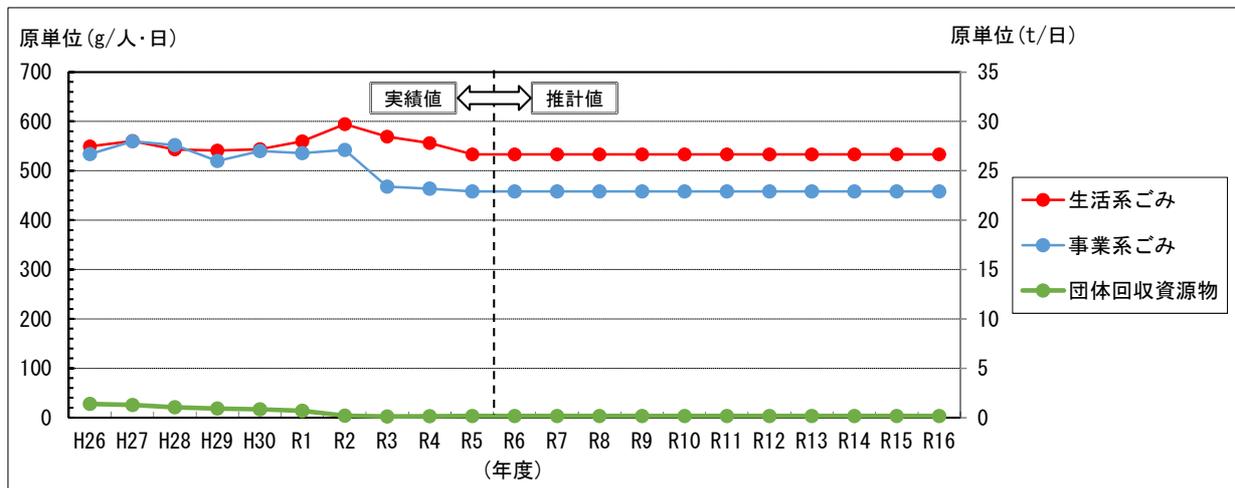


図 2-1-24 原単位の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

③ ごみ排出量

ごみ排出量の将来予測の結果は、表 2-1-35 及び図 2-1-25 に示すとおりである。

ごみ排出量は、令和 11 年度の間目標年度には 19,410t/年、令和 16 年度の計画目標年度には 18,663t/年になると見込まれる。(詳細は資料編参照)

表 2-1-35 ごみ総排出量の将来予測の結果 (現状のまま推移した場合)

○ 生活系・事業系別

(単位：t/年)

項目 \ 年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
生活系ごみ	11,974	10,993	10,246
事業系ごみ	8,389	8,359	8,359
団体回収資源物	59	58	58
合計	20,422	19,410	18,663

○ ごみの種類別

(単位：t/年)

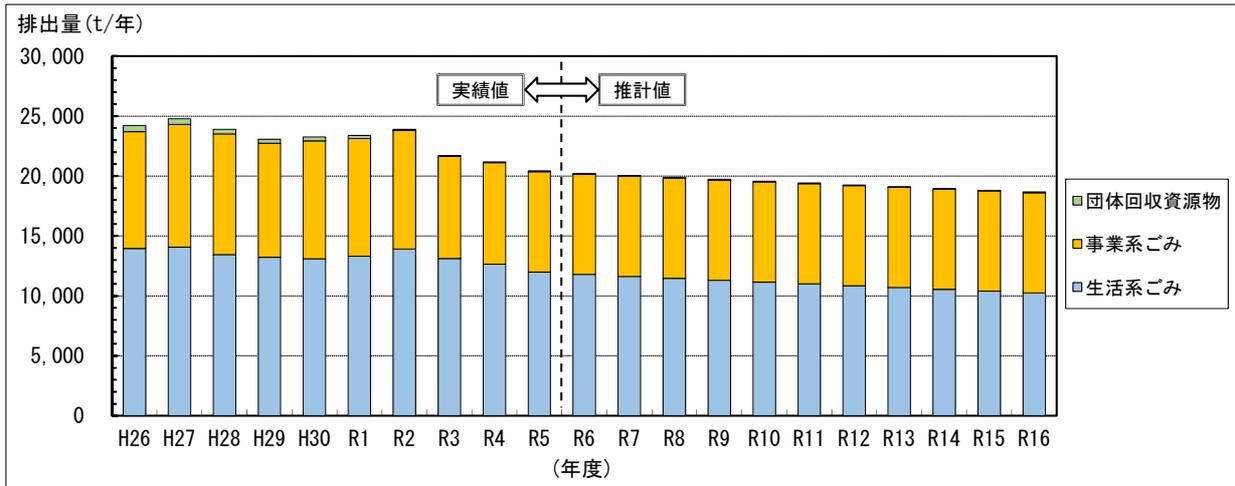
項目 \ 年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
可燃ごみ	14,745	16,360	15,788
不燃ごみ	1,177	1,091	1,026
埋立ごみ	566	538	519
資源物	1,543	1,421	1,330
生ごみ	2,390	0	0
合計	20,421	19,410	18,663

○ 収集形態別

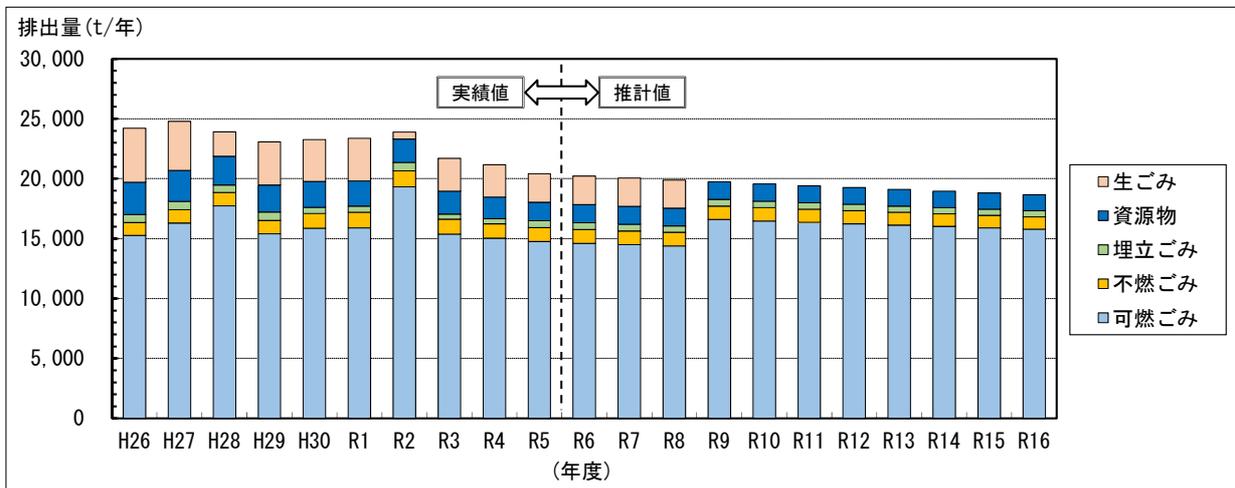
(単位：t/年)

項目 \ 年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
市委託収集ごみ	7,530	8,090	7,540
直接持込ごみ	8,958	9,899	9,793
市委託収集資源物	1,470	1,350	1,259
団体回収資源物	59	58	58
直接持込資源物	14	13	13
市委託収集生ごみ	1,283	0	0
直接持込生ごみ	1,107	0	0
合計	20,421	19,410	18,663

○生活系・事業系別



○ごみの種類別



○収集形態別

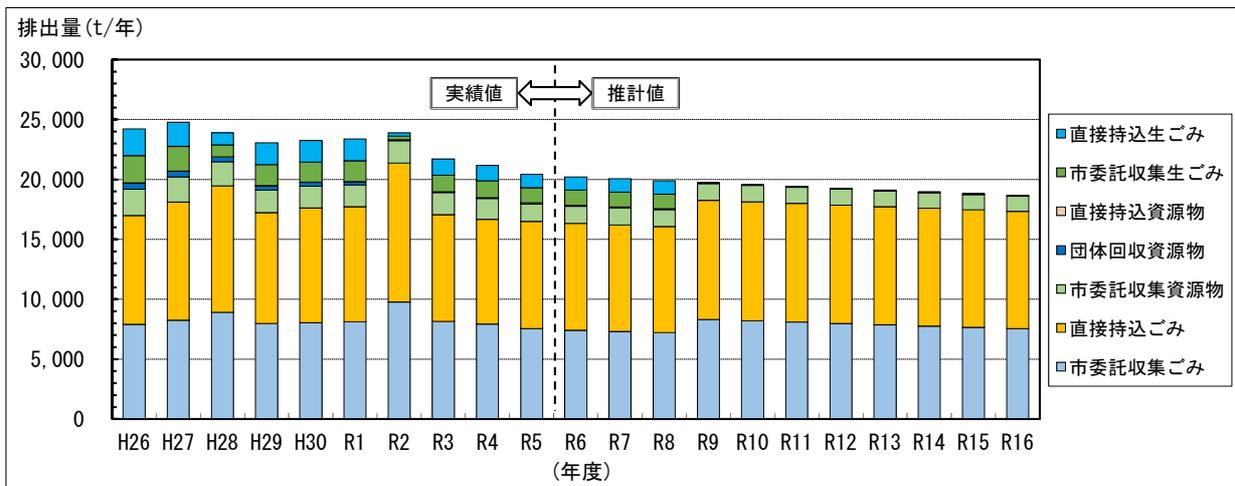


図 2-1-25 ごみ総排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

④ 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の将来予測の結果は、表 2-1-36 及び図 2-1-26 に示すとおりである。

生活系ごみ排出量は、人口減少により減少傾向で推移すると見込まれ、令和 11 年度の中間目標年度には 10,993t/年、令和 16 年度の計画目標年度には 10,246t/年になると見込まれる。

表 2-1-36 生活系ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

項目	年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
市委託収集ごみ		10,283	9,440	8,799
可燃ごみ		6,551	7,192	6,703
不燃ごみ		836	767	715
空き缶		169	155	144
缶以外のカナモノ		124	114	107
びん・ペットボトル		527	484	451
有害物		16	14	13
埋立ごみ		143	131	122
資源物		1,470	1,350	1,259
紙類		1,207	1,108	1,033
布類		190	175	163
リターナブルびん		40	36	34
発泡スチロール		33	31	29
生ごみ		1,283	0	0
生活系自己搬入ごみ (直接持込ごみ)		1,691	1,553	1,447
可燃ごみ		1,322	1,214	1,131
不燃ごみ		210	193	180
空き缶・缶以外のカナモノ		185	170	159
びん・ペットボトル		21	20	18
有害物		4	3	3
埋立ごみ		159	146	136
資源物		0	0	0
生ごみ		0	0	0
生活系ごみ合計		11,974	10,993	10,246
可燃ごみ		7,873	8,406	7,834
不燃ごみ		1,046	960	895
空き缶・缶以外のカナモノ		478	439	410
びん・ペットボトル		548	504	469
有害物		20	17	16
埋立ごみ		302	277	258
資源物		1,470	1,350	1,259
紙類		1,207	1,108	1,033
布類		190	175	163
リターナブルびん		40	36	34
発泡スチロール		33	31	29
生ごみ		1,283	0	0

※ 端数調整の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

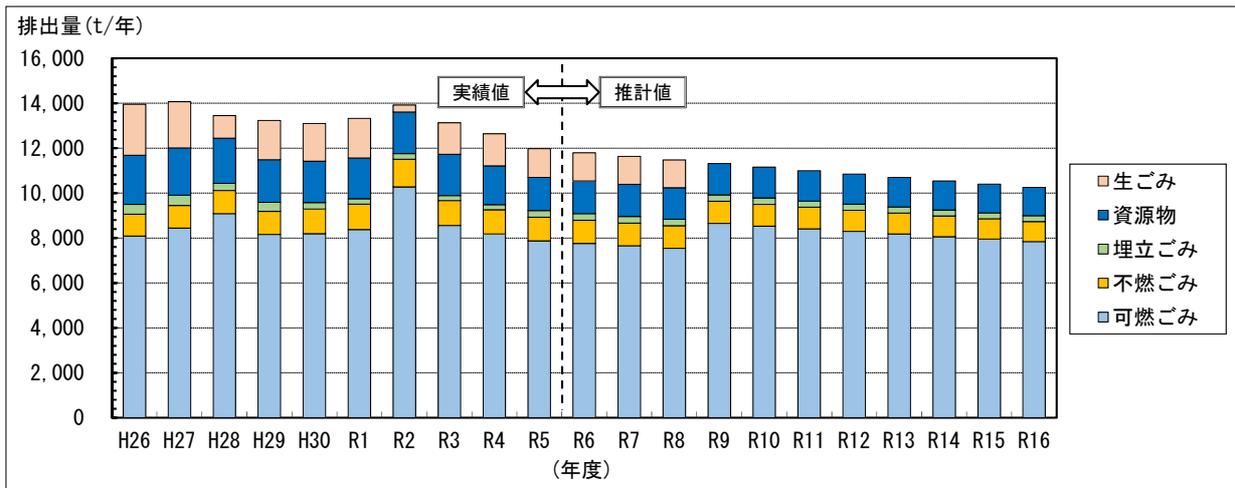


図 2-1-26 生活系ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

⑤ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の将来予測の結果は、表 2-1-37 及び図 2-1-27 に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、現状とほぼ変わらない状況で推移すると見込まれ、令和 11 年度
の中間目標年度、令和 16 年度の計画目標年度に、共に 8,359t/年になると見込まれる。

表 2-1-37 事業系ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
許可収集ごみ (直接持込ごみ)		6,253	6,232	6,232
可燃ごみ		4,860	5,946	5,946
不燃ごみ		97	96	96
空き缶・缶以外のカナモノ		1	1	1
びん・ペットボトル		95	94	94
有害物		1	1	1
埋立ごみ		178	177	177
資源物		13	13	13
発泡スチロール		13	13	13
生ごみ		1,105	0	0
事業系自己搬入ごみ (直接持込ごみ)		2,136	2,127	2,127
可燃ごみ		2,012	2,008	2,008
不燃ごみ		35	35	35
空き缶・缶以外のカナモノ		31	31	31
びん・ペットボトル		4	4	4
有害物		0	0	0
埋立ごみ		85	84	84
資源物		0	0	0
生ごみ		4	0	0
事業系ごみ合計		8,389	8,359	8,359
可燃ごみ		6,872	7,954	7,954
不燃ごみ		132	131	131
空き缶・缶以外のカナモノ		32	32	32
びん・ペットボトル		99	98	98
有害物		1	1	1
埋立ごみ		263	261	261
資源物		13	13	13
発泡スチロール		13	13	13
生ごみ		1,109	0	0

※ 端数調整の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

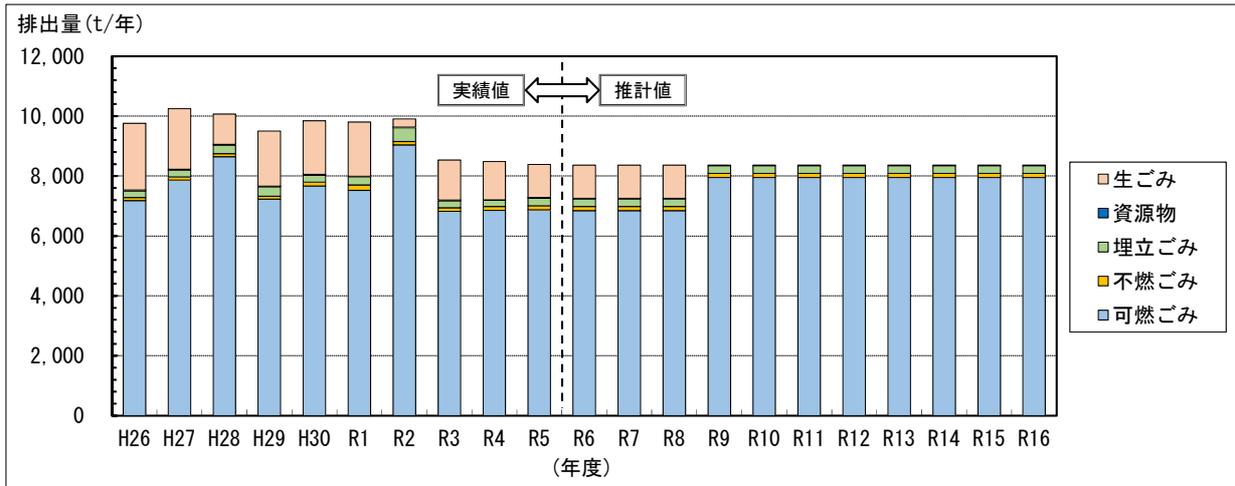


図 2-1-27 事業系ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

⑥ 団体回収資源物量

団体回収資源物量の将来予測の結果は、表 2-1-38 及び図 2-1-28 に示すとおりである。

団体回収資源物量は、コロナ禍を期に大きく減少し、その後は現状とほぼ変わらない状況で推移すると見込まれ、令和 11 年度の間接目標年度、令和 16 年度の計画目標年度に、共に 58t/年になると見込まれる。

表 2-1-38 団体回収資源物量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

項目	年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
紙類		52	51	51
布類		4	4	4
リターナブルびん		1	1	1
アルミ缶		2	2	2
合計		59	58	58

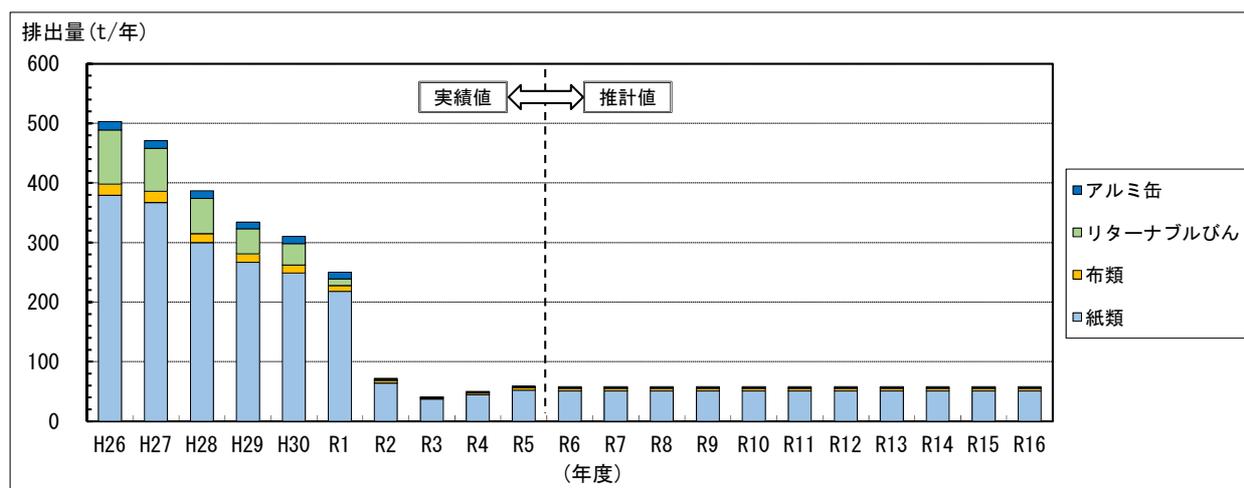


図 2-1-28 団体回収資源物量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

⑦ 市委託収集ごみ排出量

市委託収集ごみ排出量の将来予測の結果は、表 2-1-39 及び図 2-1-29 に示すとおりである。

市委託収集ごみ排出量は、いずれのごみも人口減少により減少傾向で推移すると見込まれ、令和 11 年度の間目標年度には 9,440t/年、令和 16 年度の計画目標年度には 8,799t/年になると見込まれる。

表 2-1-39 市委託収集ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

項目	年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
可燃ごみ		6,551	7,192	6,703
不燃ごみ		836	767	715
空き缶		169	155	144
缶以外のカナモノ		124	114	107
びん・ペットボトル		527	484	451
有害物		16	14	13
埋立ごみ		143	131	122
資源物		1,470	1,350	1,259
紙類		1,207	1,108	1,033
布類		190	175	163
リターナブルびん		40	36	34
発泡スチロール		33	31	29
生ごみ		1,283	0	0
合計		10,283	9,440	8,799

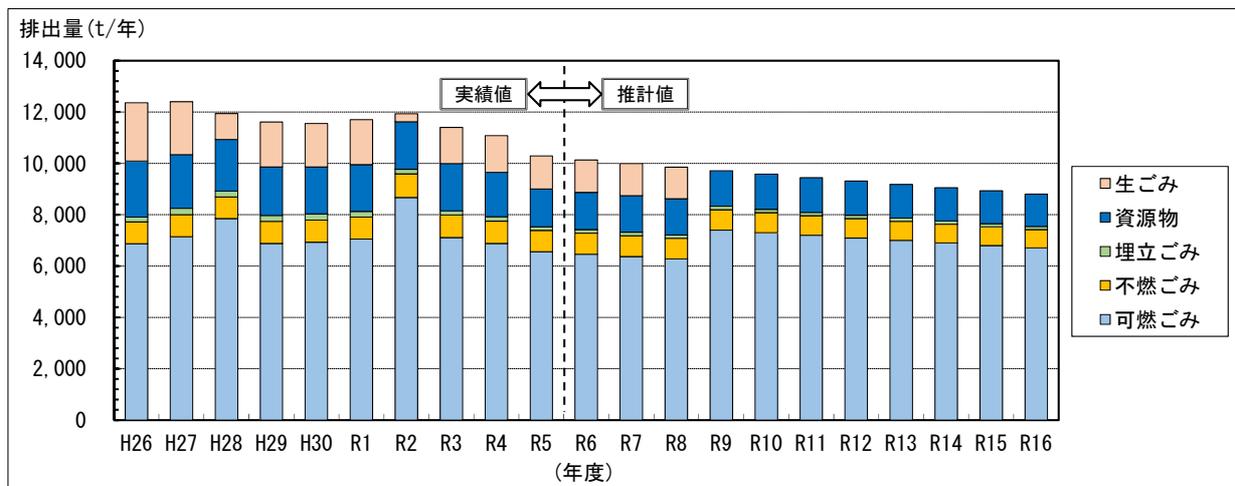


図 2-1-29 市委託収集ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

⑧ 直接持込ごみ排出量

直接持込ごみ排出量の将来予測の結果は表 2-1-40 及び図 2-1-30、内訳は表 2-1-41 及び図 2-1-31 に示すとおりである。

直接持込ごみ排出量は、いずれのごみも若干減少し、令和 11 年度の間目標年度には 9,912t/年、令和 16 年度の計画目標年度には 9,806t/年になると見込まれる。

表 2-1-40 直接持込ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

項目	年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
可燃ごみ		8,194	9,168	9,085
不燃ごみ		341	324	311
空き缶・缶以外のカナモノ		217	202	191
びん・ペットボトル		119	118	116
有害物		5	4	4
埋立ごみ		423	407	397
資源物		14	13	13
発泡スチロール		14	13	13
生ごみ		1,107	0	0
合計		10,079	9,912	9,806

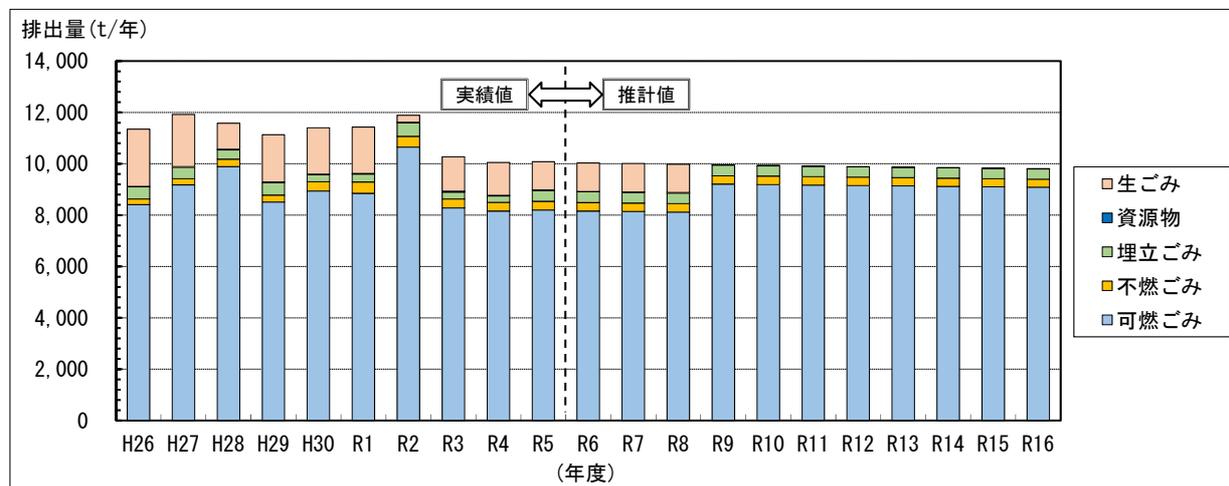


図 2-1-30 直接持込ごみ排出量の将来予測の結果（現状のまま推移した場合）

表 2-1-41 直接持込ごみ排出量の将来予測結果の内訳（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
生活系自己搬入ごみ		1,691	1,553	1,447
可燃ごみ		1,322	1,214	1,131
不燃ごみ		210	193	180
空き缶・缶以外のカナモノ		185	170	159
びん・ペットボトル		21	20	18
有害物		4	3	3
埋立ごみ		159	146	136
資源物		0	0	0
生ごみ		0	0	0
許可収集ごみ		6,253	6,232	6,232
可燃ごみ		4,860	5,946	5,946
不燃ごみ		97	96	96
空き缶・缶以外のカナモノ		1	1	1
びん・ペットボトル		95	94	94
有害物		1	1	1
埋立ごみ		178	177	177
資源物		13	13	13
発泡スチロール		13	13	13
生ごみ		1,105	0	0
事業系自己搬入ごみ		2,136	2,127	2,127
可燃ごみ		2,012	2,008	2,008
不燃ごみ		35	35	35
空き缶・缶以外のカナモノ		31	31	31
びん・ペットボトル		4	4	4
有害物		0	0	0
埋立ごみ		85	84	84
資源物		0	0	0
発泡スチロール		0	0	0
生ごみ		4	0	0
合計		10,079	9,912	9,806

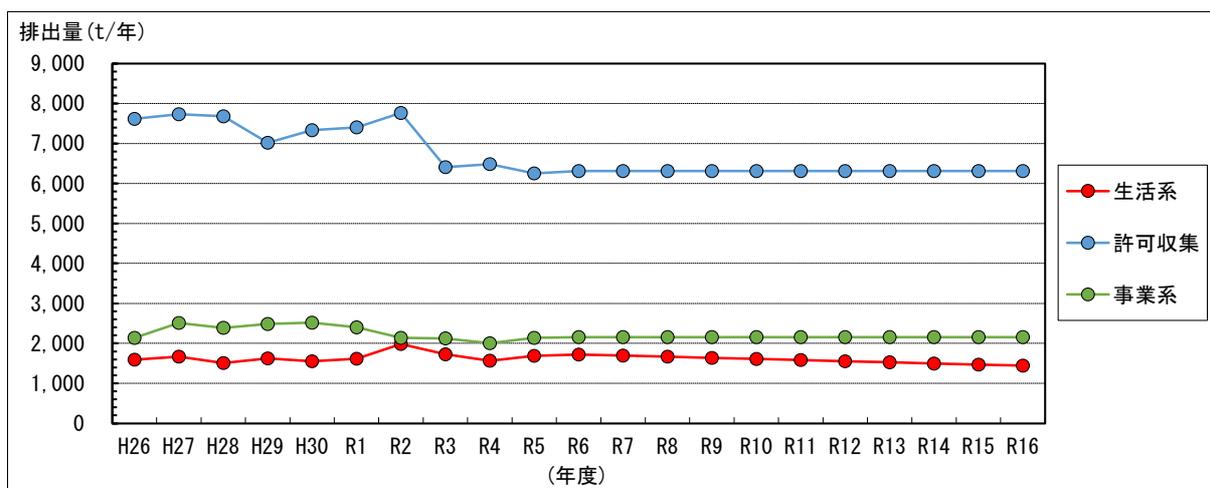


図 2-1-31 直接持込ごみ排出量の将来予測結果の内訳（現状のまま推移した場合）

⑨ リサイクル率

リサイクル率の将来予測の結果は、表 2-1-42 及び図 2-1-32 に示すとおりである。

リサイクル率は、令和 9 年度から生ごみが焼却されるため減少し、令和 11 年度の間
目標年度には 13.5%、令和 16 年度の計画目標年度には 13.2%になると見込まれる。

表 2-1-42 リサイクル率の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

項目 \ 年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
リサイクル率	17.3%	13.5%	13.2%

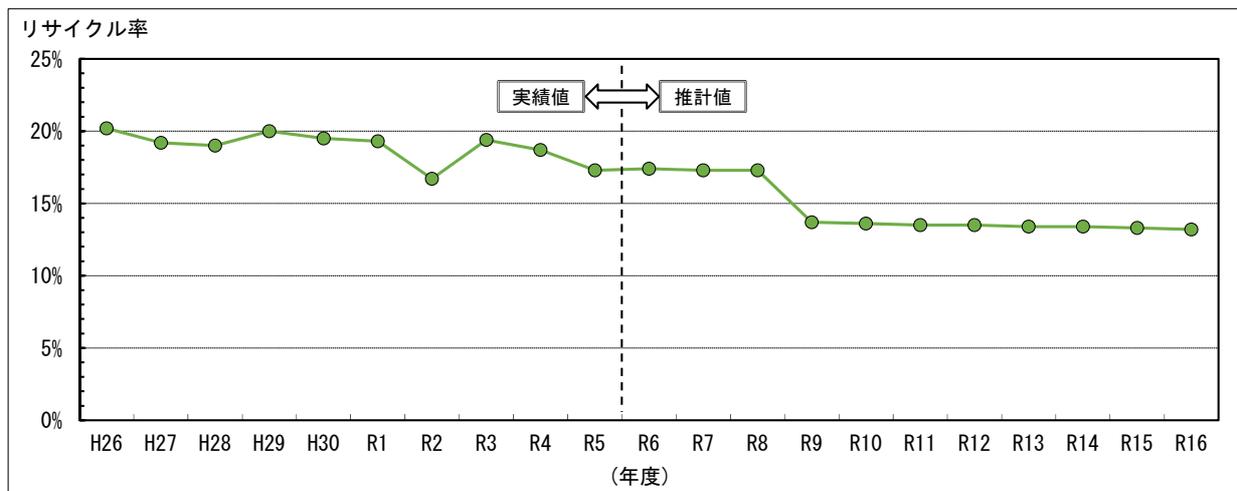


図 2-1-32 リサイクル率の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

⑩ 最終処分量

最終処分量の将来予測の結果は、表 2-1-43 及び図 2-1-33 に示すとおりである。

最終処分量は、令和 9 年度から生ごみが焼却されるため一旦増加し、その後は減少し、令和 11 年度の間目標年度には 2,060t/年、令和 16 年度の計画目標年度には 1,986t/年になると見込まれる。

表 2-1-43 最終処分量の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

項目 \ 年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
焼却残渣	415	1,023	987
カレット残渣	79	93	88
不燃残渣	0	0	0
直接埋立	566	538	519
固化灰	1,082	406	392
合計	2,142	2,060	1,986

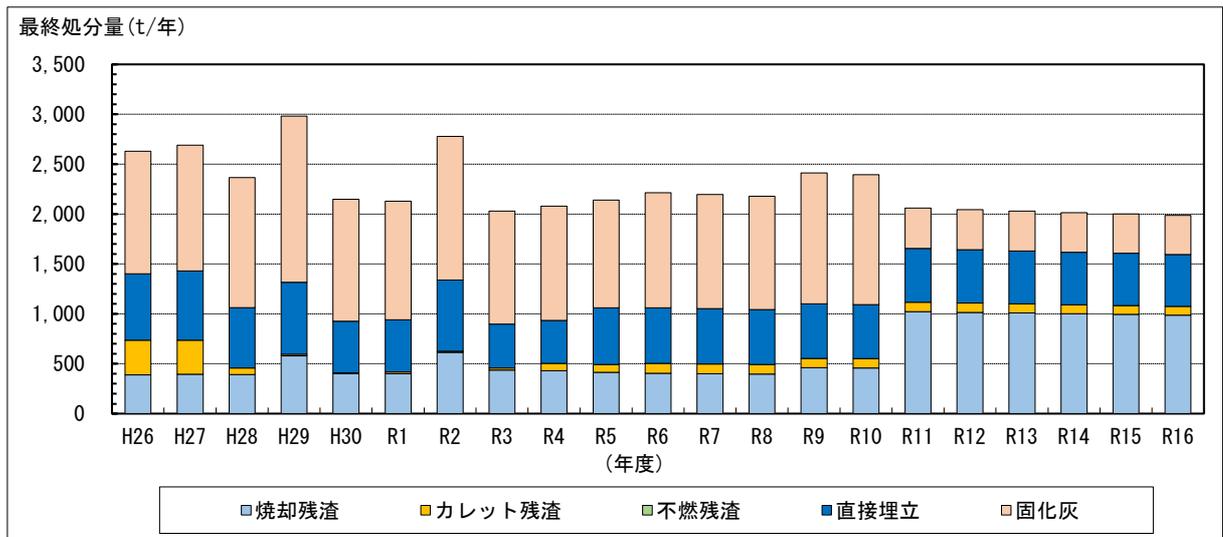


図 2-1-33 最終処分量の将来予測結果（現状のまま推移した場合）

※R11（2029）から新焼却処理施設での焼却処理となる見込みである。

4. ごみ処理の評価

(1) 前回計画の目標値に対する評価

平成 29 年 3 月に策定した前回計画では、計画目標年度（令和 8 年度）におけるごみ減量等の目標値を以下のとおり設定している。

【前回計画における目標数値（平成 29 年 3 月策定）】

- ・目標 1：ごみ排出量を 21,200t/年以下にする。
- ・目標 2：リサイクル率を 27%以上にする。
- ・目標 3：最終処分量を 2,160t/年以下にする。

前回計画の目標値に対する現在の状況は、表 2-1-44 に示すとおりである。ごみ排出量及び最終処分量は、令和 5 年度で目標値より少なくなっており、既に目標値を達成している。一方、リサイクル率については、目標値より 10%程度低くなっており、目標値の達成は困難な見込みである。

表 2-1-44 前回計画における目標値と現在の状況

項目	年度	単位	R5(2023) 実績値	R8(2026) 目標値
ごみ排出量		t/年	20,421	21,200
再生利用率（リサイクル率）		%	17.3	27
最終処分量		t/年	2,142	2,160

(2) 国の基本方針及び循環型社会形成推進基本計画

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）においては、以下に示す目標数値を掲げている。

【国の基本方針における目標数値（令和 5 年 6 月 30 日変更）】

- ◆平成 24 年度に対し令和 7 年度において排出量を約 16%削減
- ◆令和 9 年度において再生利用率（リサイクル率）を約 28%
- ◆平成 24 年度に対し令和 7 年度において最終処分量を約 31%削減
- ◆令和 7 年度において 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量を 440g/人・日

(1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量 = (生活系ごみ - 資源ごみ) / 総人口 / 365)

また、令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成のための次頁に示す指標・数値目標を定めているほか、地域の特性に応じた目標値を設定するものとしている。

【第五次循環型社会形成推進基本計画における国の目標数値】

- ◆令和 12 年度において廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：90%
- ◆令和 12 年度において具体的な 3 R 行動の実施率：50%
- ◆令和 12 年度において 1 人 1 日当たりごみ焼却量：約 580g/人・日

国の基本方針及び第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値に対する現在の状況は、表 2-1-45 に示すとおりである。1 人 1 日あたりのごみ排出量及び 1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量は、令和 5 年度で目標値より多く、リサイクル率については、10%以上低くなっている。

表 2-1-45 基本方針及び基本計画における目標指標の本市の状況

項目	年度	単位	R5(2023) 実績値	目標値	
				数値	年度
1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量※		g/人・日	468.1	440	R7 (2025)
事業系ごみの総量		t	8,389	—	—
再生利用率 (リサイクル率)		%	17.3	28	R9 (2027)
1 人 1 日あたりのごみ焼却量		g/人・日	653	580	R12 (2030)

※ 1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量は、資源ごみ量を除いた量である。

(3) 類似団体の平均を基準とした評価

類似団体との比較は、環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行う。

ア. 評価指標

評価指標は、表 2-1-46 のとおり設定する。

表 2-1-46 類似団体の平均を基準とした評価の指標

評価指標		算出式	
循環型 社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日あたりごみ総排出量 (g/人・日)	ごみ総排出量 × 10 ⁶ ÷ 365 ÷ 計画収集人口
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF※・セメント原料化等除く) (%)	資源化量 ÷ ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される率 (%)	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口1人あたり年間処理経費 (円/人・年)	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 (円/t)	(処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

※ RDF とはごみ固形燃料のこと。

イ. 評価の方法

評価は、令和4年度の評価指標を数値化し、81の類似団体の平均値と比較することにより行った。類似団体の平均と本市の各指標をレーダーチャートで比較することにより本市の水準が明らかになる。

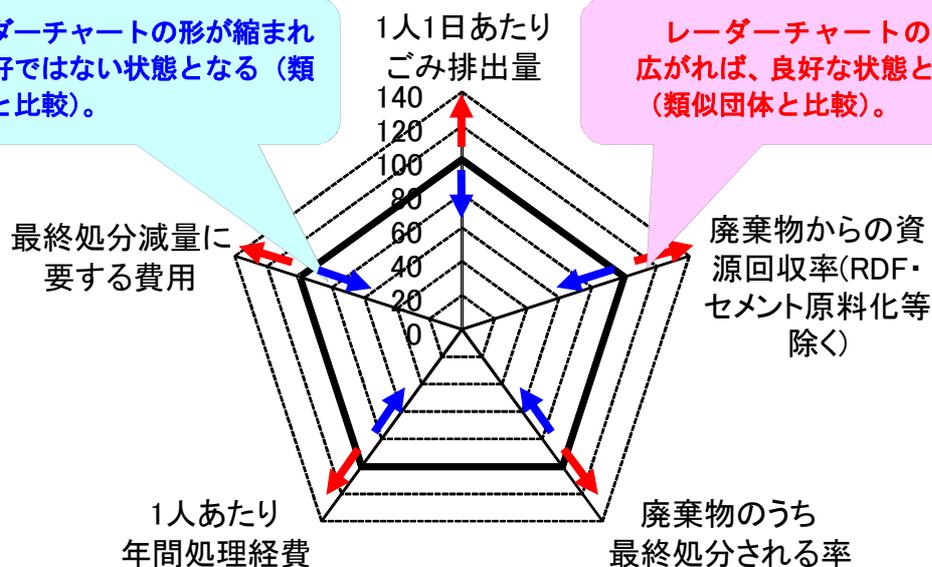
【レーダーチャートの見方】

レーダーチャートの見方は、以下に示すとおりである。

- 指標毎に、抽出した類似団体（市町村）の平均値が100となっている。
- レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。
- 1人1日あたりごみ排出量は、少ないほど外側に広がる。
- 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント減量化等除く）は、高いほど外側に広がる。
- 廃棄物のうち最終処分される率は、少ないほど外側に広がる。
- 1人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。
- 最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。

レーダーチャートの形が縮まれば、良好ではない状態となる（類似団体と比較）。

レーダーチャートの形が広がれば、良好な状態となる（類似団体と比較）。



ウ. 評価の結果

評価の結果は、図 2-1-34 及び表 2-1-47 とおりである。

本市の「廃棄物からの資源回収率」(リサイクル率)については類似団体よりも平均を上回っている。

一方、「廃棄物からの資源回収率」以外については、類似団体の平均を下回っている。本市は類似団体よりも「1人1日あたりごみ排出量」がやや多く、「廃棄物のうち最終処分される率」、「1人あたり年間処理費」及び「最終処分減量に要する費用」も比較的に高くなっている。本市は分別区分が多いことや本市の面積が広いなどの地域特性が考えられる。

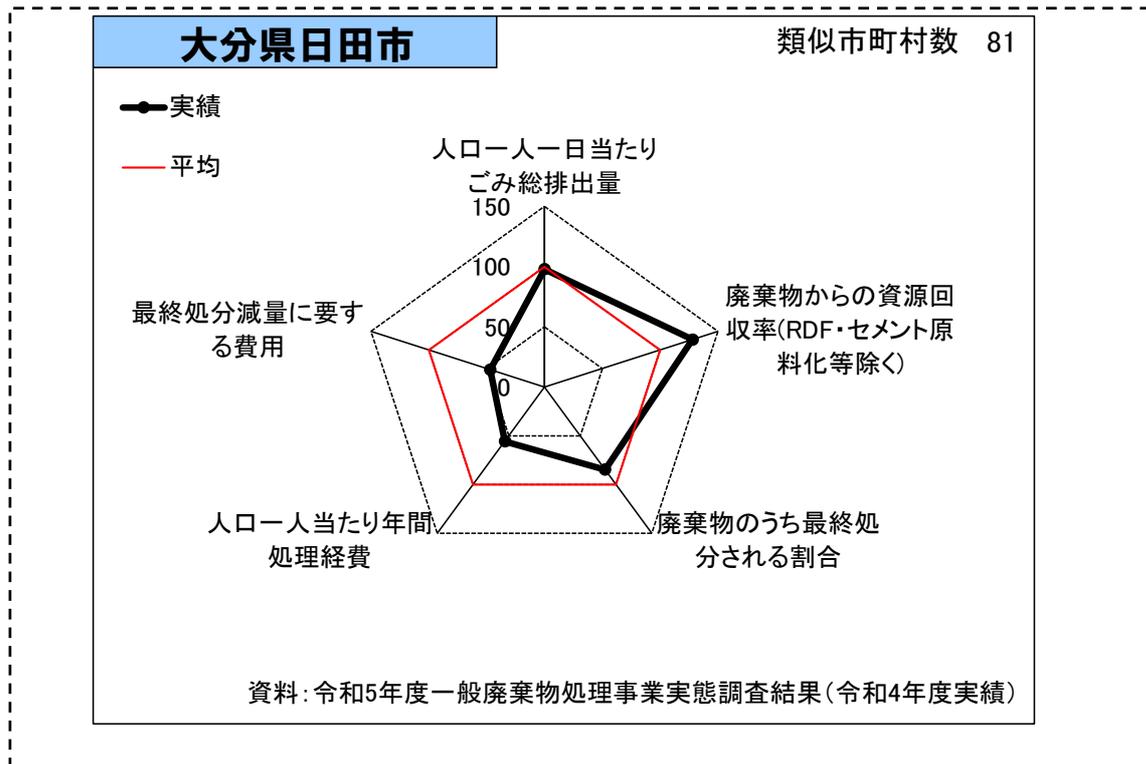


図 2-1-34 類似団体の平均を基準とした評価の結果 (令和4年度)

※各評価指標を指数化して評価 (類似団体平均を 100 (図 2-1-34 に赤線で示す) として評価)

表 2-1-47 類似団体の平均を基準とした評価の結果 (令和4年度)

	1人1日あたりごみ排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される率	1人あたり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
単位	g/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
平均	923	0.147	0.084	13,081	39,412
最大	1,294	0.312	0.229	30,836	83,574
最小	624	0.064	0.000	4,936	8,570
日田市	942	0.188	0.097	18,908	60,256
指数値 ^{※1}	97.9 ^{※2}	127.9 ^{※3}	84.5 ^{※2}	55.5 ^{※2}	47.1 ^{※2}

※1 類似団体の平均値 = 100

※2 $(1 - (\text{日田市実績値} - \text{平均値}) \div \text{平均値}) \times 100$

※3 $\text{日田市実績値} \div \text{平均値} \times 100$

5. ごみ処理の課題

本市のごみ処理の現状及び将来予測の結果を踏まえた課題は、以下に示すとおりである。

課題 1 ごみ発生抑制

1人1日あたりのごみ排出量はやや減少傾向にあり、令和5年度実績で910.0g/人・日となっている。1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は468.1g/人・日と県内においては比較的少ない方であるが、事業系ごみの排出量が多いため、結果として、ごみ排出量及び1人1日あたりのごみ排出量が多くなっている。

課題 2 リサイクルの推進

リサイクル率は横這い傾向で推移しており、令和5年度実績で17.3%と、令和8年度における目標値(27%以上)の達成は困難と見込まれる。主な要因として、ペーパーレス化の進展による紙類(新聞紙等)の排出量の減少等に伴い、資源として排出される量が大きく減少していることが要因と考えられる。

課題 3 中間処理施設整備の推進

現在稼働中の日田市清掃センターについては、当施設は竣工から34年が経過しており、施設自体の老朽化により補修費が増加しており、施設更新の時期を迎えている。

また、バイオマス資源化センターについても、老朽化が著しく、点検整備費用の負担が増大しているほか、令和2年度に機器の故障に伴い生ごみの搬入が行えなくなるなど、安定的な稼働が困難な状況となっている。

最終処分場については、竣工から38年以上経過しており、現在の埋立量からすると、残余容量が今後10年程度となっており、新たな整備を推進する必要がある。

課題 4 ごみ処理経費の削減

1人当たりの年間ごみ処理経費等は、類似団体の平均を基準とした経費(表2-1-47)と比較すると、約45%も上回っている状況にあることから、ごみ処理経費を削減する必要がある。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ減量等の目標数値

本計画では、計画目標年度（令和16年度）におけるごみ減量等の目標数値を以下のとおり設定する。減量化の目標としては、国の基本方針である「1人1日家庭系ごみ排出量」の目標値を基本に、生活系ごみ及び事業系ごみについて減量化を推進する。特に、大分県の中でも排出量が多い事業系ごみについては、今後も同水準で推移することが予想されるため（表2-1-37）、施策をより強化し、生活系ごみ以上の減量化を推進する。ただし、事業活動を継続させるためにも高い削減目標は設定せず、より現実的な目標設定とする。

リサイクル率については、バイオマス資源化センターでの生ごみ処理の見直しを行い、市民による生ごみの減量化・資源化を推進する。さらに、民間事業者との連携等による再資源化対策を推進することで、リサイクル率の向上を目指す。

目標 1 1人1日家庭系ごみ排出量を、440g/人・日以下とする。
1人1日生活系ごみ排出量を、現状のまま推移した場合の2%削減する

目標 2 事業系ごみ排出量を、現状のまま推移した場合の5%削減する

目標 3 リサイクル率を20%以上にする。

※家庭系ごみとは、生活系ごみから資源物などを引いたごみのことである。
※生活系ごみとは、家庭などの人の生活に伴って排出されるごみのことである。

2. 基本理念

本計画の基本理念は、「第3次日田市環境基本計画（令和6年3月改訂版）」において基本的方向性として掲げている「脱炭素・循環型のまち」を基本とし、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、従来延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていく「サーキュラーエコノミー」へ移行することを目指す。

【本計画の基本理念】

- ① リデュース・リユース・リサイクルの3Rを基軸として、ごみの発生抑制を最優先にした、環境負荷の少ない脱炭素・循環型社会の構築
- ② 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーへの移行の推進

3. 基本方針

ごみ処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定した。

基本方針 ① 発生抑制の推進

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、大分県平均よりはやや少ないが全国平均と比較すると50g以上多くなっており、更なる発生抑制を図ることが重要である。とくに、1人1日あたりの事業系ごみは、大分県平均よりも多くなっていることから、事業系ごみの発生抑制を強化する必要がある。

3Rのうち、再生利用（リサイクル）よりも優先順位が高い発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を推進し、これまでの対策に加え、食品ロスの削減及びコンポストの普及に努め、ごみになる前の対策を推進することとする。

更なる発生抑制を推進するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）を推進することが重要であり、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた対策を検討する。

基本方針 ② リサイクルの推進

本市の将来的な人口減少や高齢化、生活様式の変化に伴うごみ量の減少傾向等を踏まえ、今後は、コンポストの推進や民間事業者による資源ごみ回収・再資源化の連携等の対策を強化し、市の直接処理に限らない市内全体でのリサイクル率向上を図る。

基本方針 ③ 中間処理施設整備の推進

現在稼働中の日田市清掃センターについては、竣工から34年経過し、施設自体の老朽化により補修費が増加しており、新たな焼却施設の整備が急務となっている。また、令和8年11月末のFIT（固定価格買取制度）の終了に合わせて、バイオマス資源化センターで処理していた生ごみを可燃ごみと合わせて清掃センターで焼却処理する方針転換を行ったことから現有施設での生ごみ処理を行いながら、新施設でのごみ量・ごみ質に応じた整備を進めていく。

基本方針 ④ 地域全体での協働（官民連携）の実現

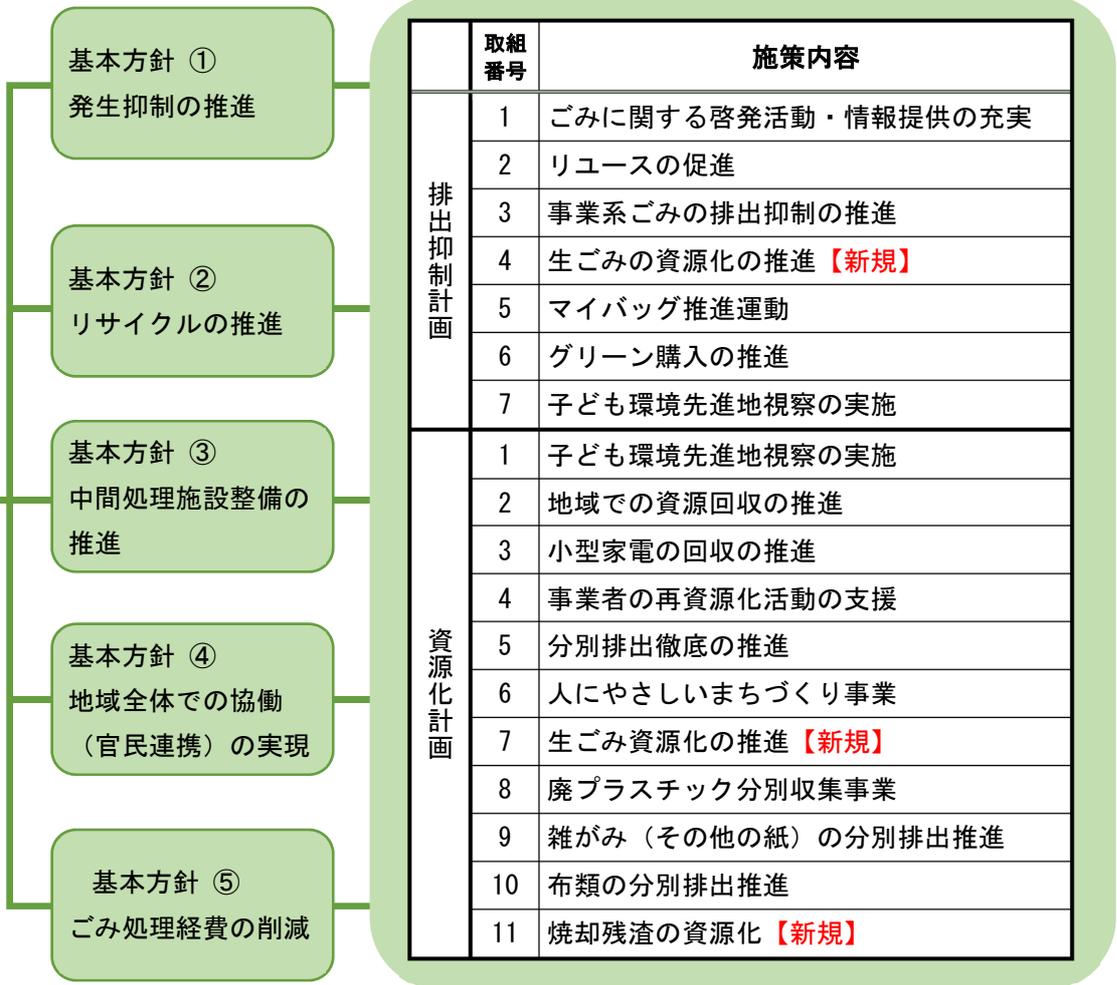
基本理念に掲げたサーキュラーエコノミーを実現するためには、市民・事業者・行政が連携し、共通の意識を持った上で、それぞれの立場における役割と責任を果たすことが重要である。取組においては行政のみではなく、市民団体や事業者による取組も積極的に促進し、地域全体での協働を図るものとする。

基本方針 ⑤ ごみ処理経費の節減

令和8年11月末のFIT（固定価格買取制度）の終了に合わせて、バイオマス資源化センターを廃止することにより、中間処理施設の維持管理費を削減することに加え、その他のごみ処理経費も節減に努めていく。

【基本理念】

① リデュース・リユース・リサイクルの3Rを基軸として、ごみの発生抑制を最優先にした、環境負荷の少ない脱炭素・循環型社会の構築
 ② 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーへの移行の推進



※【新規】とは、本計画で新たに実施する取組を示す。それ以外の項目は、これまでの取組を継続または拡充させていくものを示す。

図 2-2-1 ごみ処理基本計画の施策体系図

4. 排出抑制計画

本市は、目標達成のため以下の取組を実施し、ごみの排出抑制を推進する。

■ 取組番号1：ごみに関する啓発活動・情報提供の充実

「美しい水郷ひたづくり」に向けて、ごみに関する啓発活動を進めている。今後も市のホームページや広報誌等による啓発活動や情報提供を継続し、市民の自主的なごみ発生抑制行動の活発化を図る。

■ 取組番号2：リユースの推進

ふれあい宅配講座やごみ分別説明会、市民健康福祉まつりなどにおいて、衣類や日用品の譲渡などリユースの推進の呼びかけを行っている。今後も啓発活動を継続し、リユースの推進によるごみの発生抑制を図る。

■ 取組番号3：事業系ごみの排出抑制の推進

事業所に対しては、許可業者を通じてごみ排出量抑制に関する啓発・指導を実施している。また、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者には、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求め、ごみ排出量の実績やリサイクルの取組状況を確認している。

今後さらなる事業系ごみ量の削減を強化するためにも、こういった業種や地域からの事業系ごみが多いのか、事業所や運搬業者へのアンケート調査、搬入時の展開検査の強化等により事業系ごみの排出実態把握を行い、原因の把握と要因の分析を行う。また、改善が見られない事業所には市が直接指導を行うと共に、日田市清掃センターにおける定期的な展開検査の実施や事業者に対するサーキュラーエコノミーについて、広報啓発活動を実施する。さらに、事業所からのごみ排出量の抑制を図るため、ごみ処理手数料の改定についても検討する。

■ 取組番号4：生ごみ資源化の推進【新規】 ※資源化に係る取組と共通

バイオマス資源化センターの廃止により、令和9年度以降、生ごみは可燃ごみと合わせて焼却処理されることとなる。生ごみの焼却処理量の抑制を行うためにも、生ごみの発生抑制ならびに資源化するために、家庭におけるコンポスト普及の推進を行う。

■ 取組番号5：マイバッグ推進運動

市内6店舗が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、レジ袋の削減に取り組んでいる。その後、市民環境会議「ごみ・リサイクル・景観部会」によるマイバッグ運動を市内スーパーで実施し、マイバッグの推進を呼びかけており、今後も協定締結店やマイバッグ推進協力店の拡大に向けた協力要請を継続し、マイバッグ持参率の向上を図る。

■ 取組番号6：グリーン購入の推進

本市の事務用品の購入にあたっては、各課に対しグリーン購入の周知を行い、グリーン購入の実施を推進している。また、市民事業者に対しては、日田市環境基本計画に環境配慮型の商品の選択を記述するなど周知に努めた。今後もグリーン購入を推進し、環境への配慮に努めるとともに、内外に対し情報発信を行う。

■ 取組番号7：子ども環境先進地視察の実施 ※資源化に係る取組と共通

市内の小学生を対象にごみ関連施設の見学や環境について学習する環境バスツアーを実施している。令和4年度からは、環境パフォーマーを招いて、こども向けの環境講演会を開催し、環境問題への意識啓発を図った。今後も、同様の取組を継続し、ごみ分別やリサイクルに関する意識の向上を図る。

5. 資源化計画

本市では、目標達成のため以下の取組を実施し、ごみの資源化を図る。

■ 取組番号1：子ども環境先進地視察の実施 ※排出抑制に係る取組と共通

市内の小学生を対象にごみ関連施設の見学や環境について学習する環境バスツアーを実施している。令和4年度からは、環境パフォーマーを招いて、こども向けの環境講演会を開催し、環境問題への意識啓発を図った。今後も、同様の取組を継続し、ごみ分別やリサイクルに関する意識の向上を図る。

■ 取組番号2：地域での資源回収の推進

資源回収団体奨励金を交付することにより、市民団体による資源回収を推進している。今後も資源回収団体奨励金の交付を継続し、市民団体による資源回収を推進する。また、地域における拠点回収についても検討する。

■ 取組番号3：小型家電の回収の推進

小型家電については、市役所、振興局、振興センター等11箇所に設置している回収ボックスによる拠点回収や、ごみステーションでの回収を行っている。また、小型家電に含まれる二次電池（リチウムイオン電池等）が廃棄物として排出され、運搬時や処理時に火災事故が発生する事例が全国で相次いでいる。今後も小型家電の分別排出の徹底を図るとともに、市による回収に加え、販売店回収など民間事業者による回収を促進することにより、リサイクルの推進を図る。

■ 取組番号4：事業者の再資源化活動の推進

事業系ごみについては、缶やびん、ダンボールなどを許可業者が収集し、再資源化していることから、事業者の再資源化活動を推進する。また、民間事業者がスーパー等での店頭回収やリサイクルBOX設置等により回収する資源物についての実態把握に努める。

■ 取組番号5：分別排出徹底の推進

生活系ごみについては収集時に分別排出されていないごみは収集せず、事業系ごみについては日田市清掃センターにおいて定期的に展開検査を行っている。今後も同様の取組を継続するとともに、毎年4回実施している可燃ごみの組成調査結果を公表すること等により、分別排出の徹底を推進する。

■ 取組番号6：人にやさしいまちづくり事業

各種イベントでは、大量のごみが発生し、ごみの分別排出が徹底されていない状況にある。観光祭では毎年、「ひろえば街が好きになる運動」を実施し、観光客にトングとごみ袋を配付し、ごみ拾いを通じて、ごみの分別や持ち帰りの啓発を行っている。今後も各種イベントを通して、イベント時にはごみ箱を置かないことやごみを持ち帰ることを周知する普及・啓発活動に努め、ごみの分別排出を推進する。

■ 取組番号7：生ごみ資源化の推進【新規】 ※排出抑制に係る取組と共通

バイオマス資源化センターの廃止により、令和9年度以降、生ごみは可燃ごみと合わせて焼却処理されることとなる。生ごみの焼却処理量の削減を図るためにも、家庭における生ごみ堆肥化容器普及の推進、事業所から排出される生ごみの資源化の推進等を行う。

■ 取組番号8：廃プラスチック分別収集事業

本事業は、前回計画での取組として位置づけていたが、廃プラスチックの収集から資源化までの費用や業者選定、事業に必要な人員の確保などが困難で実施に至っていない。事業実施に当たっては、廃プラスチックの排出量の推移や他自治体の取組状況等を注視しつつ、必要となる業務や費用等の把握及び費用対効果や市民負担の状況などを検証、それらを総合的に勘案する中で今後の方向性を検討する。

■ 取組番号9：雑がみ（その他の紙）の分別排出推進

焼却されている可燃ごみの中には、資源化できる雑がみが含まれている。この雑がみを紙袋等に入れて簡単に排出できることを記載した「家庭ごみの分け方・出し方」等により周知することで、家庭及び事業所における雑がみの発生抑制と分別排出を推進し、焼却処理量の削減とリサイクル率の向上を図る。

■ 取組番号10：布類の分別排出推進

焼却処理されている可燃ごみの中には、資源化できる布類が含まれている。今後も「家庭ごみの分け方・出し方」等の配布を継続し、布類の分別排出を推進する。また、事業者による分別排出も推進する。

■ 取組番号 11 : 焼却残渣の資源化【新規】

清掃センターでの可燃ごみの焼却処理に伴い生じた焼却灰は固化し、最終処分場で埋立処分している。これらの焼却残渣をセメント原料化等により資源化を図ることで、最終処分量の低減を図る。

6. 目標達成時のごみ排出量等

各取組の実施により目標数値を達成したときのごみ排出量等の将来予測結果を以下に示す。
(詳細は資料編参照)

各取組を確実に実施することにより、目標数値の達成を目指す。

(1) ごみ総排出量

各取組の実施により目標数値を達成したときのごみ排出量の将来予測結果は、表 2-2-1 及び
図 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-2-1 (1) ごみ排出量の将来予測の結果 (目標達成時、ごみ種別)

(単位：t/年)

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
可燃ごみ		14,745	15,923	14,823
不燃ごみ		1,177	1,079	1,003
空き缶、缶以外のカナモノ		510	466	432
びん・ペットボトル		646	595	554
有害物		21	18	17
埋立ごみ		566	531	502
資源物		1,484	2,503	2,629
紙類		1,207	2,252	2,396
布類		190	173	160
リターナブルびん		40	36	33
発泡スチロール		47	42	40
生ごみ		2,390	0	0
団体回収資源物		59	92	125
合計		20,421	20,128	19,082

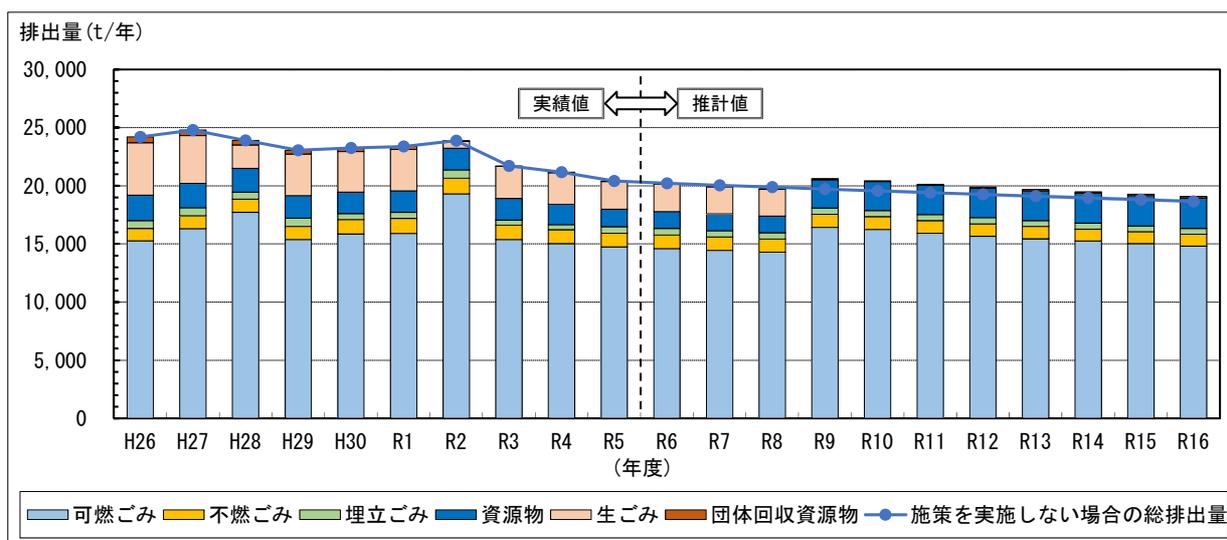


図 2-2-2 (1) ごみ排出量の将来予測の結果 (目標達成時、ごみ種別)

※ 令和9年度から多量排出事業者の紙類(資源物)1,000t/年を含む。

表 2-2-1 (2) ごみ排出量の将来予測の結果 (目標達成時、排出形態別)

(単位: t/年)

項目	年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
生活系ごみ		11,974	10,860	10,000
事業系ごみ		8,389	9,176	8,957
団体回収資源物		59	92	125
合計		20,422	20,128	19,082

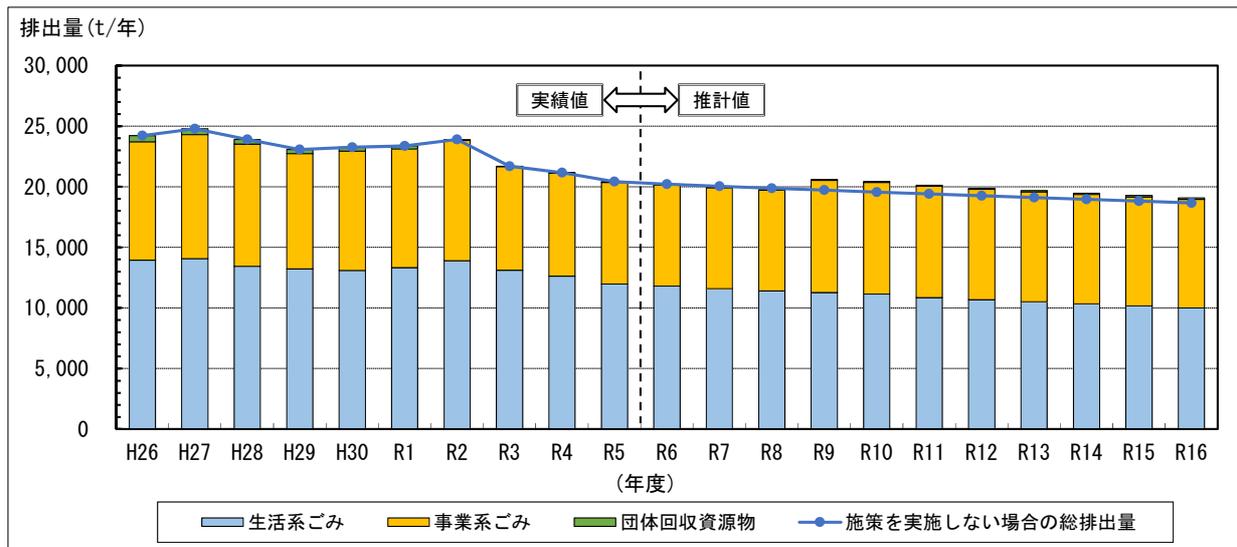


図 2-2-2 (2) ごみ排出量の将来予測の結果 (目標達成時、排出形態別)

(2) 1人1日家庭系ごみ排出量

各取組の実施により目標数値を達成したときの1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測結果は、表2-2-2及び図2-2-3に示すとおりである。

表2-2-2 1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測の結果（目標達成時）

（単位：g/人・日）

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
1人1日家庭系ごみ排出量		468.1	454.8	436.6

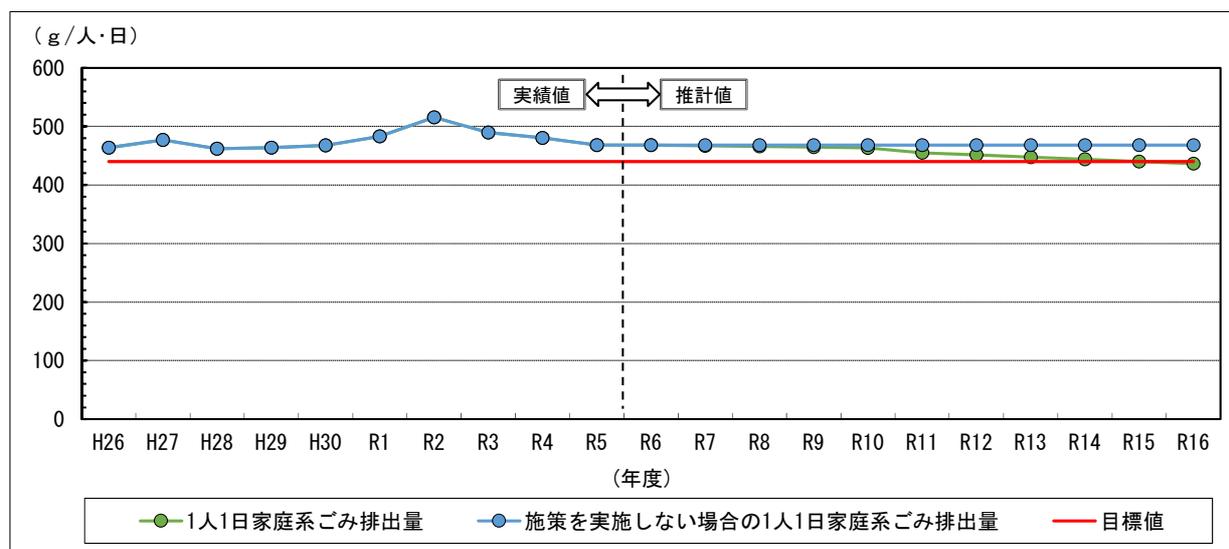


図2-2-3 1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測の結果（目標達成時）

(3) リサイクル率

各取組の実施により目標数値を達成したときのリサイクル率の将来予測結果は、表 2-2-3 及び図 2-2-4 に示すとおりである。

表 2-2-3 リサイクル率の将来予測の結果（目標達成時）

項目	年度	R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
リサイクル率		17.3%	21.6%	23.3%

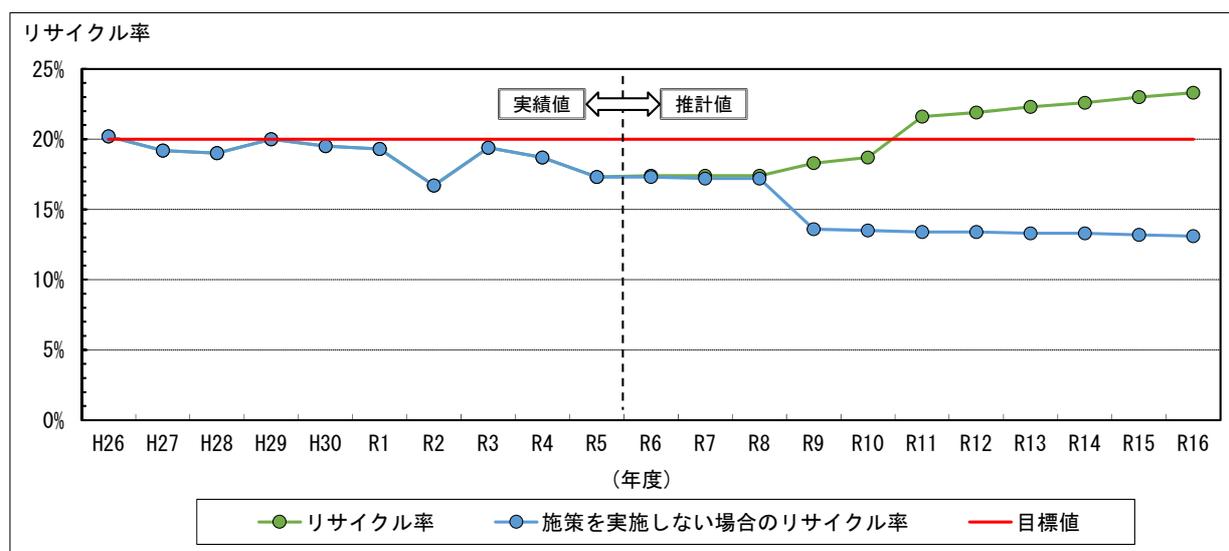


図 2-2-4 リサイクル率の将来予測の結果（目標達成時）

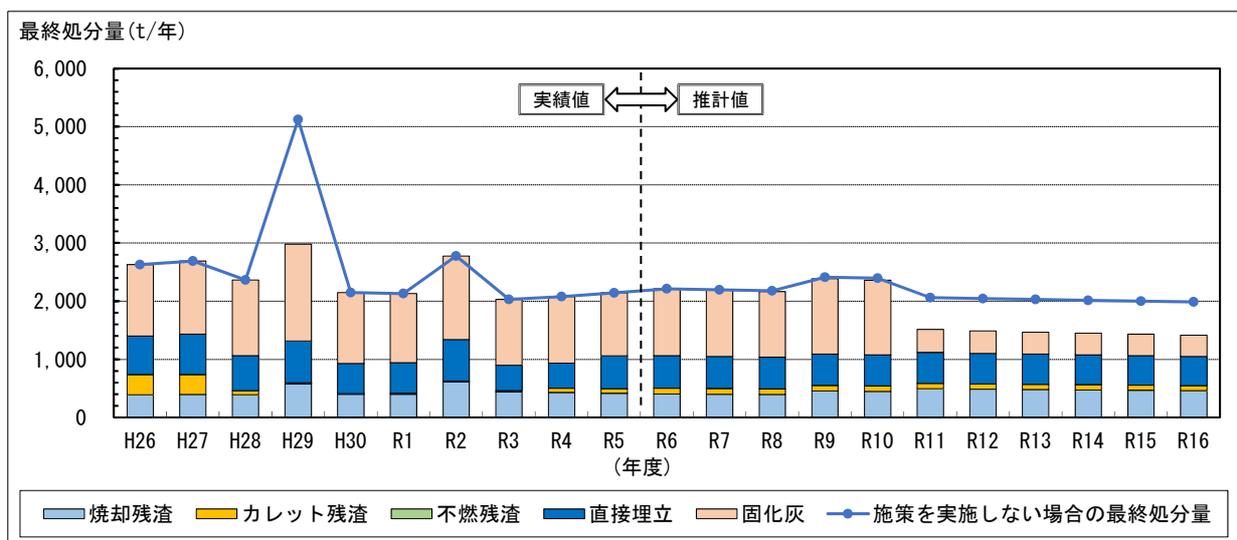
(4) 最終処分量

各取組の実施により目標数値を達成したときの最終処分量の将来予測結果は、表 2-2-4 及び図 2-2-5 に示すとおりである。

表 2-2-4 最終処分量の将来予測の結果（目標達成時）

（単位：t/年）

項目	年度 R5(2023) (実績値)	R11(2029) (中間目標年度)	R16(2034) (計画目標年度)
焼却残渣	415	496	460
カレット残渣	79	92	86
不燃残渣	0	0	0
直接埋立	566	531	502
固化灰・飛灰	1,082	394	365
合計	2,142	1,513	1,413



※平成 29 年度の直接埋立には、災害ごみ（2,143 t）を含む。

図 2-2-5 最終処分量の将来予測の結果（目標達成時）

7. 収集・運搬計画

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とする。

(2) 実施主体

収集運搬の実施主体は、日田市とする。

(3) 収集形態

収集形態は、表 2-2-5 のとおりとする。

表 2-2-5 収集形態

区 分	収集形態
生活系ごみ	委託収集
事業系ごみ	許可収集
粗大ごみ	許可収集

(4) ごみの分別区分等

将来的な分別区分等は、現状の分別区分にプラスチック製容器包装を加え、表 2-2-6 のとおりとする。

表 2-2-6 ごみの分別区分等

分 別	区 分	収集対象	収集区域	収集形態	収集場所	収集頻度	指定容器			
生ごみ	可燃ごみ		一般生活系ごみ	市内全域	民間業者委託（3社）	ごみステーション	燃やせるごみ専用指定袋			
	令和9年度～ ～令和8年度	透明または半透明袋								
不燃ごみ	びん・ペットボトル						1回/月	燃やせないごみ兼用指定袋		
	空き缶						4回/年			
	缶以外のカナモノ（小型家電含む）						3回/年			
	有害物	蛍光灯 乾電池・水銀体温計					4回/年			
埋立ごみ										
資源物	紙類	ダンボール					2回/月	紐で十字に結ぶ 雑がみは紙袋もしくは透明または半透明袋		
		新聞・チラシ								
		紙パック 雑誌・雑がみ（その他の紙）								
	布類		透明または半透明袋							
	リターナブルびん	一升びん ビールびん	そのままか透明または半透明袋							
	発泡スチロール プラスチック製容器包装		透明または半透明袋 透明または半透明袋							

8. 中間処理計画

(1) 実施主体

中間処理の実施主体は、日田市とする。

(2) 中間処理を行うごみの種類及び処理方法等

将来的な中間処理の方法等は、表 2-2-7 のとおりとする。

表 2-2-7 中間処理の方法等

		処理施設	処理方法
可燃ごみ		焼却施設	焼却
不燃ごみ		リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包
資源物	紙類	—	民間業者への委託処理
	布類	—	民間業者への委託処理
	リターナブルびん	—	民間業者への委託処理
	発砲スチロール	—	民間業者への委託処理
生ごみ	～令和 8 年度	バイオマス資源化センター	メタン発酵
	令和 9 年度～	焼却施設	焼却

(3) 施設の整備計画等

日田市清掃センターでのごみ処理を継続しながら、新施設の整備を推進する。

可燃ごみ（生ごみを含む）、不燃ごみ（空き缶、缶以外のカナモノ（小型家電を含む）、びん・ペットボトル、有害物）及び資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発砲スチロール）を長期に亘って安定的にかつ適正に処理または資源化する新たな中間処理施設の整備を推進する。

(4) 目標達成時の中間処理量の見込み

施策の実施により目標数値を達成したときの中間処理量の見込みは、表 2-2-8 に示すとおりである。

表 2-2-8 中間処理量の見込み（目標達成時）

（単位：t/年）

項目		年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (新施設稼働開始予定年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
可燃ごみ	焼却処理		14,653	15,746	14,588
	資源化	紙類	67	144	204
		布類	25	33	31
不燃ごみ	びん・ペットボトル		646	595	554
	空き缶・缶以外のカナモノ		510	466	432
	有害物		21	18	17

※ 紙類・布類は令和 8 年度以降：新規に 1% の増加を想定している。

9. 最終処分計画

(1) 実施主体

最終処分の実施主体は、日田市とする。

(2) 最終処分を行うごみの種類及び処理方法等

将来的な最終処分の方法等は表 2-2-9 のとおりとする。

令和 11 年度以降新清掃センターが稼働開始することに伴い、焼却残渣の一部資源化を開始する。また、現在焼却に伴って生じる飛灰はセメント固化処理を行っているが、新清掃センターではセメント固化処理を行わず、薬剤処理を行うこととなる。

表 2-2-9 最終処分の方法等

		処理施設	処理方法
焼却残渣	～令和 10 年度	最終処分場	埋立
	令和 11 年度～	50%：最終処分場	埋立
50%：－		民間業者への委託処理	
カレット残渣		最終処分場	埋立
不燃残渣		最終処分場	埋立
災害ごみ		最終処分場	埋立
固化灰	～令和 10 年度	最終処分場	埋立
飛灰	令和 11 年度～	最終処分場	埋立

(3) 日田市清掃センター最終処分場の残余容量の将来予測

施策の実施により目標数値を達成したときの最終処分量の将来予測結果は表 2-2-10、日田市清掃センター最終処分場の残余容量の将来予測結果は表 2-2-11 に示すとおりである。

目標達成時の日田市清掃センター最終処分場の残余容量は、計画目標年度である令和 16 年度において 6,584m³と見込まれる。

令和 16 年度において、埋立率は 94.3%となり、埋め立て容量が減少していることから、次期最終処分場の整備を検討する。

表 2-2-10 最終処分量の将来予測の結果（目標達成時）

項目	年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)	備考
	単位				
焼却残渣	t/年	415	496	460	-
	m ³ /年	415	496	460	1.0m ³ /t
カレット残渣	t/年	79	92	86	-
	m ³ /年	87	101	95	1.1m ³ /t
不燃残渣	t/年	0	0	0	-
	m ³ /年	0	0	0	0.8m ³ /t
直接埋立	t/年	566	531	502	-
	m ³ /年	640	584	552	1.1m ³ /t
固化灰	t/年	1,082	394	365	-
	m ³ /年	1,082	394	365	1.0m ³ /t
覆土	t/年	169	68	63	-
	m ³ /年	186	75	69	1.1m ³ /t
合計	t/年	2,310	1,581	1,476	-
	m ³ /年	2,409	1,650	1,541	-

表 2-2-11 日田市清掃センター最終処分場の残余容量の将来予測の結果（目標達成時）

項目	年度	R5 (2023) (実績値)	R11 (2029) (中間目標年度)	R16 (2034) (計画目標年度)
	単位			
埋立量	m ³ /年	2,409	1,650	1,541
埋立累計	m ³	85,375	99,081	106,991
残余容量	m ³	28,200	14,494	6,584
埋立率※	%	75.2	87.2	94.2

※ 埋立率＝埋立累計÷全体容量（113,575m³）

10. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 特別管理一般廃棄物の適正処理

ア. ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCB を使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジが挙げられる。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法に則り処理されている。これらは、「生活系ごみの分け方・出し方」等により、今後も販売店や専門業者等での引取りを促進し、適正処理の徹底を図るものとする。

イ. 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従った適正処理を推進する。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても、「生活系ごみの分け方・出し方」等により、市民への啓発を行う。

ウ. 廃水銀

家庭から排出される廃水銀（水銀体温計など）は蛍光管とともに有害物として収集、処理されている。廃水銀についても「生活系ごみの分け方・出し方」等により、市民への啓発を行い、適正処理の徹底を図るものとする。

エ. ばいじん

現在、焼却処理により発生した、ばいじんはセメント固化処理しその後埋立処理をしているが、令和11年度以降新清掃センター稼働開始後は、キレート等の薬剤処理をしたのちに埋立処理をすることとする。

(2) 適正処理困難物の適正処理

本市で取り扱いできないもの（適正処理困難物）は、表2-2-12に示すとおりである。これらの適正処理困難物は、「生活系ごみの分け方・出し方」等により、購入店・販売店・専門業者に相談して適正に処理を行うことを市民や事業者へ指導する。

表2-2-12 本市で取り扱いできないもの（適正処理困難物）

種 類	処分方法
タイヤ、石油類（ガソリン・オイル等）、消火器、ガスボンベ、バッテリー、塗料・農薬・劇薬	購入店・販売店に引渡し
家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ（液晶・プラズマを含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	購入店・販売店・専門業者に相談
パソコン	パソコンメーカーに引渡し

(3) 不法投棄対策

環境パトロールによる定期的な巡回監視、警察署や保健所との連携、市民からの通報等による監視体制を継続し、ごみの不法投棄の未然防止及び適正処理に努める。

(4) 災害廃棄物対策

ア. 基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康または生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって災害廃棄物による影響が生じないよう、最終処分量を低減させる必要がある。

イ. 各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定等

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有している。

本市では、平成 29 年 3 月に「日田市災害廃棄物処理計画」を策定したが、今後発生が想定される大規模な地震災害や風水害への備え、「災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成 30 年 3 月、環境省)」や「大分県災害廃棄物処理計画(改訂版)(令和 2 年 3 月、大分県)」を踏まえ、令和 6 年度に計画の改訂を行った。

今後は、当該計画に基づき、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。

ウ. 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

本市では、「日田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理事業の実施に加え、一般廃棄物処理事業の継続性を確保するものとする。

(5) 進行管理計画

計画の進行管理については、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行う。

- ① 計画策定の趣旨や目標について市民や事業者の説明を行い、理解と協力を得るよう努める。また、広報誌への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、市民、廃棄物処理業者、排出事業者等に広く周知していく。
- ② 一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分していく。
- ③ 一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ減量等の目標数値及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を市民に対し公表する。
- ④ 一般廃棄物処理基本計画について、必要に応じて概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行う。
また、一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定める。

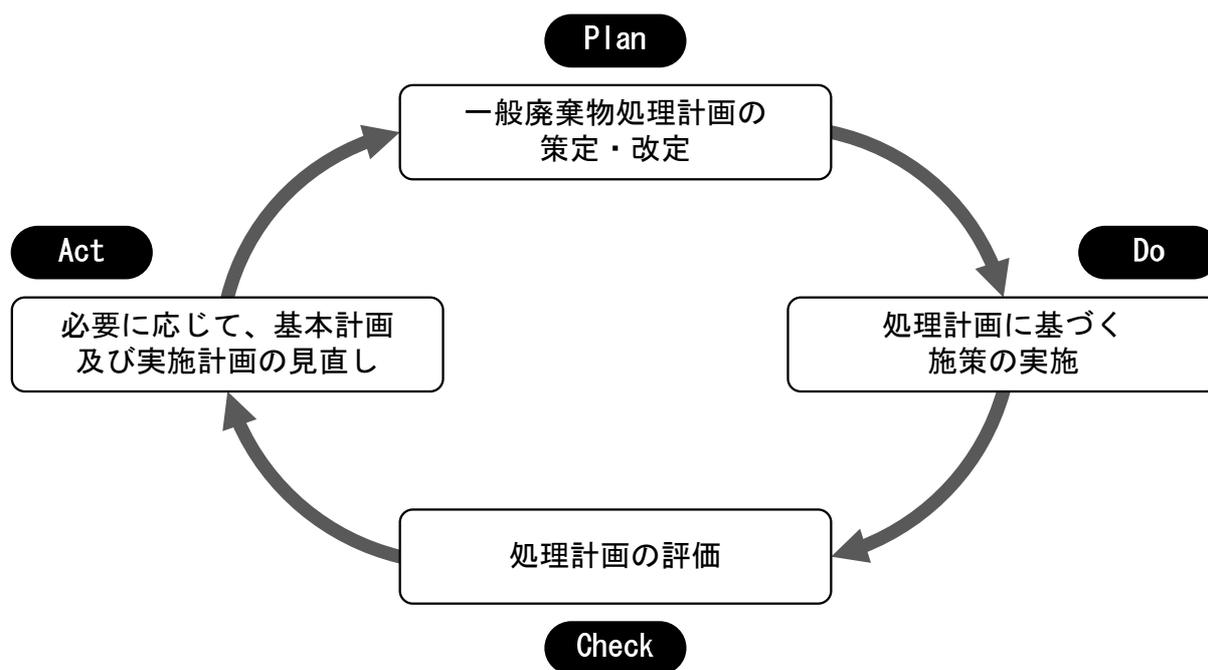


図 2-2-6 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル